

子ども・子育て支援調査特別委員会会議録

1 開会年月日

令和6年2月16日（金）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	板倉	美千代
副委員長	高山	かずひろ
理事	ほかり	吉紀
理事	山田	ひろこ
理事	宮本	伸一
理事	金子	てるよし
理事	浅田	保雄
理事	西村	修
委員	吉村	美紀
委員	豪	一
委員	上田	ゆきこ

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

6 出席説明員

加藤 裕一	教育長
多田 栄一郎	子ども家庭部長
新名 幸男	教育推進部長
篠原 秀徳	子育て支援課長
奥田 光広	幼児保育課長
永尾 真一	子ども施設担当課長

大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所準備担当課長
宇 民 清	教育総務課長兼真砂中央図書館長
中 川 景 司	学務課長
鈴 木 大 助	児童青少年課長
木 口 正 和	教育センター所長
橋 本 淳 一	障害福祉課長
渡 部 雅 弘	生活福祉課長

7 事務局職員

事務局長	小 野 光 幸
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	下 笠 由美子

8 本日の付議事件

(1) 報告事項

- 1) 子ども・子育て支援に関する実態調査の結果について
- 2) 令和6年度4月保育園等入園児の応募状況について
- 3) 令和6年度文京区立幼稚園入園児の応募状況について
- 4) 区立保育園におけるおむつの定額制サービス（おむつサブスク）の導入について
- 5) 未就園児の定期的な預かり事業の実施について
- 6) （仮称）文京区児童相談所設置に向けた準備状況について
- 7) 育成室及び都型学童クラブの新規開設について

(2) 一般質問

(3) その他

午前 9時59分 開会

○板倉委員長 それでは、皆様、おはようございます。若干時間前ではございますけれども、ただいまから、子ども・子育て支援調査特別委員会を開会をいたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

なお、報告事項の1に関連する理事者として、橋本障害福祉課長、渡部生活福祉課長に御

出席をいただいております。

○板倉委員長 理事会についてですが、必要に応じ協議して開催することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 本日の委員会運営についてです。

理事者報告が7件、課ごとに質問を受け、質疑は項目ごとといたします。次に一般質問、そして、その他として、委員会記録について、令和6年5月の閉会期間中における継続調査について、令和6年6月定例議会の資料要求について、その後、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、理事者報告が7件あります。一般質問を御用意されている方もいらっしゃると思いますが、この理事者報告の中で議論ができれば、そのようにお願いをしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○板倉委員長 それでは、理事者報告です。

まず、子ども家庭部子育て支援課から1件です。

それでは、報告事項1、子ども・子育て支援に関する実態調査の結果についての説明をお願いいたします。

篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 おはようございます。資料第1号を御覧ください。子ども・子育て支援に関する実態調査の結果についてお示しをいたします。

1、概要ですが、本区に居住する家庭の生活実態、ニーズ量及び子育ての状況等を把握し、次年度予定をしております子育て支援計画の基礎資料を得ることを目的に実施したこの実態調査について御報告をいたします。

2、調査結果については、後ほど御説明いたします。

3、今後のスケジュールにつきましては、既に2月の地域推進協議会及び子ども・子育て

会議を終えておまして、本日の議会報告の後、3月に印刷したものを調査報告として納品させていただきます。

それでは、PDFの2ページ目を御覧ください。実態調査の報告書概要版としてお示ししてございます。こちら、正式なものについては、3月の納品まで、現在、全ての項目について、地域偏在や世代別等の分析を行うため、クロス集計を行っているところでございます。ですので、本日については、概要版でのみ御説明させていただくことを御了承ください。

まず、2ページ目の調査の目的は、こちらにあるとおりでございます。

調査の概要でございますが、(2)の調査対象者及び標本数については、こちらにお示しのとおりでございます。なお、マル4番の高校生世代保護者、マル5番の小学生本人及びマル8番から、マル4番とマル5番については、今回、初めて調査項目として対象に入れた方々でございます。また、マル8番からマル11番までは、これまでの子ども・子育て支援の実態調査では調査を行っておりませんでした。令和3年度に子どもの生活状況調査を行った方々を新たに付け加えてございます。

抽出方法は、住民基本台帳からの無作為抽出。

調査方法については、インターネットによる回答及び自記式調査票による郵送配布を行っております。

調査時期は、こちらにお示しのとおりでございます。

回収結果でございますが、こちらの表にありますとおりでございますが、全体的に、約10%ほど回答率は低下しておりますが、一方で、マル8番からマル11番までの生活が厳しい方々に対するアンケートについては、令和3年度と比べて軒並み、多いところで20ポイント以上上昇している部分もございます。

次に、3ページ目を御覧ください。調査結果の見方でございますが、それぞれのPDFのページの右隅に四角囲みで文字がございますが、それぞれの対象となる保護者の方々及び対象となる御本人への質問を四角囲みで記載してございます。

それでは、簡単ですが、かいつまんでこの結果の部分で御説明したいと思います。

まず、PDF11ページを御覧ください。4番の育児休業制度についての設問でございますが、こちらの(1)父母の育児休業制度の取得状況のマル1番の取得経験ですが、こちらについては、令和5年度の結果については、5年前の平成30年と比べて、取得した方が、特に父親の方においては上昇している傾向が見てとれるかと思えます。また、マル2番の育児休業制度を取得していない理由については、こちらにお示しのとおりでございますが、この傾向

については、5年前と大差がございました。

次に、12ページ目を御覧ください。育児休業制度の支給・社会保険料免除の認知度についてですが、こちらにお示しのとおりとなっております。(2)はこちらにお示しのとおりになっておりまして、特に(3)の育児休業を取得された方の職場復帰状況については、5年前と比べて、特に父親の方のほうがパーセンテージが、取得をし、職場に復帰した方が増えていることが見てとれるかと思えます。

次に、お手元の資料30ページを御覧ください。現在の不安・悩みということで、小学生、中学生、高校生世代御本人から聞いたアンケートの結果でございます。

まず、その棒グラフの左側、小学生本人に聞いた結果の下から10番目程度を御覧ください。「家がまずしい」と書かれているところの次に、「お父さん、お母さんなどの家族のめんどろをみなければならぬ」というヤングケアラーの指標となり得るものがございますが、このような結果となっております、これは5年前と傾向は大きくは変動がございませんでした。

棒グラフの右側、中・高生御本人に聞いたアンケートの下から8番目程度のところに、「日常的にきょうだいの面倒を見なければならぬ」、「日常的に家族の介護をしなければならぬ」、「日常的に食事や洗濯など家事をしなければならぬ」という項目については、このようなお示しの結果となっております、就学援助を受給されている方においては2.2%という数字が出ております。

次に、32ページを御覧ください。これは未就学児と小学生の保護者の方に聞いた子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用希望についてですが、マル1番からマル17番までございますが、認知度・利用状況・利用希望についてお示しのとおりとなっております。

次のページの33ページについても、小学生の保護者に聞いた結果をお示ししてございます。

次に、38ページを御覧ください。13番の体験や経済的にできないこと・ないことについての設問についてですが、未就学児から就学援助を受けていらっしゃる保護者の方々まで、このような形で結果が出てございます。特に児童扶養手当や就学援助を受給されている家計が苦しい御家庭においては、様々な体験がやや少なく出ていることが分かるかと思えます。

39ページも同じように聞いておりますので、御覧いただければと思えます。39ページ、40ページに、家庭において経済的にできないものについて保護者の方々に聞いた結果を示してございます。特に40ページの児童扶養手当、就学援助を受給されている方においては、例えば「1年に1回程度家族旅行に行く」という項目が上から6番目にございますが、ほかの一

般全数調査で聞いた場合には80%以上の方が受けていらっしゃるのに比べて、かなり「している」というふうに回答された方が少なくなっております。

次に、41ページを御覧ください。14番の子育て支援サービスについてですが、こちら未就学児、小学生の保護者、いずれも区報「ぶんきょう」の情報入手方法が一番多くなっており、こちらは5年前と変更がございませんでしたが、一方で、上から3番目にあります区のLINE、Facebook、X（旧Twitter）については、5年前は3.6%ほどでしたが、今年度の調査では24.1%まで上昇しており、インターネット等の普及により、こういった情報の入手経路が増えていることが見てとれるかと思えます。

少し飛びまして、55ページを御覧ください。21番、子育て環境や支援への満足度についてでございますが、お示しのような結果となっております。こちら平成30年度の比較はここに載せてございませんが、未就学児の方においては、5年前よりも満足度4と5が増え、満足度1と2が減っている状況で、より満足度が高くなっていることが示されておりますが、小学生の世帯の方においては、5年前と比べて満足度4と5の合計が若干減少しており、満足度1と2の合計も5年前より若干微増してございます。中学生においても同様の傾向が若干見てとれるような結果となっております。

次に、57ページを御覧ください。23番、子ども食堂の認知度・利用希望ということで出ておりますが、このようなお示しの結果となっております。

最後に、58ページから59ページにかけて、区の事業の利用状況をお示ししております。こちらは、児童扶養手当、就学援助を受給されている方々に向けたアンケートでございますが、様々な制度について、このような結果となっております。

一つ、59ページの一番最後の子ども宅食、子ども食堂、自立相談支援事業については、認知度は、ほとんど知らないという方はいらっしゃいませんが、一方で、子ども食堂を「利用したくない」という方が半数を超えているということ。また、自立相談支援事業についても「利用したくない」という方が多くいらっしゃるということが傾向として分かるかなというふうに考えてございます。

資料の説明は以上でございますが、一点修正がございます。お手元の資料8ページを御覧いただきたいんですが、こちらの棒グラフ、(1)の父親の就労状況について文字に間違いがございまして、こちらは修正させていただきます。フルタイムで、順番に棒グラフの一番上に文字がありますが、左から一番左と左から2番目、両方とも同じ表現になっておりますが、こちらは、一番左が「フルタイム（産休・育休・介護休暇中でない）」が正しく、次の「フ

ルタイム（産休・育休・介護休業中である）」が正しい表現になりますので、おわびして訂正いたします。

報告は以上になります。よろしく願いいたします。

○板倉委員長 御報告をいただきました。

御質疑がある方、挙手を願います。

山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。おはようございます。お世話になります。

今回の調査、大変御苦労だったと思います。それとまた、非常に見やすく分かりやすくまとめられていると思っております。

まず、今、結果の御報告をいただいたんですが、課長として、今回のこの結果を踏まえると、どういうところが見えてきたのかなという点、まずお聞かせいただけますでしょうか。分析というんでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 現在、全ての設問の集計を行っておりまして、これから世代別や住所による地域偏在の部分も見ていくんですが、この概要版を見て思うことについては、まず、各種事業の周知の認知状況が、やはりかなり低いということが見てとれるというのが変わらずで、これは令和3年度に行った子どもの生活状況調査でも同じ傾向が出ており、区としては課題として認知してはいるんですが、それから2年弱経過しておりますが、いまだに認知度については改善の傾向が見られないということを受け止めております。

また、今回、設問がかなり多かったこともあるんですが、回答率が5年前と比べて10%以上低下しているという傾向が見られます。この部分については、区としては対象となる方に2回目の勧奨通知をお送りしているなど、様々な回答率の上昇に工夫はしたんですけども、やはり様々な要因が影響して、回収率が思ったほど伸びなかったなというのがまずございます。

また、全体的なこの事業の傾向としては、コロナ禍を経たことにより、テレワークを中心とした働き方改革や区の様々な施策により、保護者がより子育てに心を配れる環境が整っているのかなというふうに思いました。というのが、例えば育児休業を取った後の職場の復帰状況であるとか、保護者の父親の方がより育休を取る環境が増えているということが見てとれるのかなというふうに思っています。また、ベビーシッターの利用助成制度や一時預かり事業などの充実により、そういったところがあっても、なお、お子さんを見られる時間が

増えているというところが見てとれるのかなと思います。

また、家計が厳しい御家庭においては、国の給付金、都や区でも独自の給付金を行っておりますが、依然として特に体験や学びの部分について格差が見てとれるのは感じるところでございます。また、お子さんの地域交流の部分については、一部この概要版にも出ておりますけれども、5年前と比べて、より地域との交流がお子さん本人は希薄になっている部分を感じられるかなというふうに、このグラフの結果を見て感じているところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。分析として、素晴らしい分析をしてくださっているというふうに、今、聞いていて感じました。私も実際これを読ませていただいている、やはり事業の認知状況が低いなと思ったところが何か所かあるんです。今、課長が、コロナが明けてリモートワークになったりとかで働き方も変わり、その親御さんたちが少し子育てに対して心を配れる状況になった感はあるとおっしゃられた割には、事業に対しての認知が低いというところは大変残念なところであるので、そこは今後の課題というか、どういうふうに今度そこをしていくかというのは、非常にいいところを分析してくださったなというふうに思っております。

この調査からちょっと細かいところを幾つか質問させていただきます。

まず、PDFのページでいうと16ページです。一時預かり保育についてというところなんですけど、私が事業の認知状況が低いと言ったのはこの7番のところなんですけど、かなりいろいろな一時預かり事業、保育預かり事業をやっておりますよね。だけれども、「利用していない」というところが81.7%あるわけで、これが例えば必要じゃないからいいんだよは、もう全然オーケーなんです。でも、ここの部分、この81.7%の中で、いや、知らなかったとか、知っていれば使っていたとか、そこまで掘り下げた何か質問があったのかなというところが知りたいなと思った点。

それから、全部まとめちゃいますね。あと、20ページ、普段過ごす場所というところで、平日の放課後のところで、「自分でひとりで過ごす」というのが結構高くて、私が思ったよりは、例えばこれは小学生か、小学生だったら3人に1人という割合ですよ、31%という、が家で一人で過ごしているんだと見たんです。隣の21ページの平日の放課後の過ごし方というところで、「ゲームをする」というのが30%、「勉強や宿題をする」というところが75%だったりするわけであって、何かここのところ、一人で過ごす子がゲームをしちゃうのかな。自宅で家族と過ごす60%の中は勉強や宿題をするのかな、なんていうふうにちょっと

懸念。ゲームがいけないわけじゃないけれど、私、前のときにも、日本の子どもたちは世界の子どもたちに比べてICT機器を使う頻度というのがゲームに偏っている。それが世界で突出してナンバーワン、トップというデータがあっただけに、ここの部分のところが、この「ゲームをする」というところがちょっと気になった点なんです。これに対して、ここで別にどうこうというのではないんですが、ちょっと気になったというところでメモしておいていただきたい。

それから、次の22ページ、ここで、放課後を過ごす場所の希望というところで、46.4%が「緑がたくさんある公園や広場」を求めている。すごいですよね。中学生本人では「気軽におしゃべりできる場所」と書いてあるんですね。私、これを読んだときに、つい先日、小石川図書館と竹早公園の一体整備についての説明を受けたときに、そこでのアンケートにも、これからの図書館にどういう機能を求めますかというところで、一番が本を借りるではなくて、こういった図書館のスペースを使って勉強するなり、友達とおしゃべりしたり、それからイベントに参加するとか、そういう項目があったので、今後これがやっぱり求められるよなど。

それで、今、ここで示しているのが22ページなんですけど、飛んで30ページを開けると、やはり、現在の不安・悩みというところで、「遊ぶ場所がすくない」とあるので、ここは、今、課長から御答弁もらうことではなくて、その所管から御答弁いただければいいところなんですけど、こういったところをやはり所管には落としていていただきたいなというふうに思います。

それと、途中で地域偏在的にはこれからクロス集計をされると言われていましたが、私、あともう一つ気になるのは、中学生ぐらいになると私立に通う御家庭が半分になりますよね。そうすると、その辺での御意見とかはどうかのかなというのが気になるので、そういったクロス集計ができるのであれば、そこも見てみると、反対に何かヒントがあるのかなという気がしたりします。

あともう少しです、すみません。あと、困ったときの相談窓口、PDFの34ページ、これが、やはり、「知っている」というのが、まあ、「知らない」のかなというふうに感じたのと、ほかにも何かありませんでしたっけ、相談窓口のところ。相談できるところの、ごめんなさい、この後だったかな。

（「28ページ」と言う人あり）

○山田委員 PDFの28ページですか。私ね、子ども本人のところなので、多分、ここでいい

んだと思います。やはりこの数値は、「知らない」という子が結構、七十、八十とある。ここは、相談窓口というのがどこのA、B、C、Dというよりも、むしろ、これはどこでもいいわけであって、子どもが相談できる場所があるのかということ、それを知っているのか知らないのかという、そのデータがあればそこは教えていただきたいかなというふうに思います。

すみません。以上です。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、総合的なところで、一時預かり保育のところのお手元の資料の16ページになりますか。こちら「利用していない」が81.7%で、これについて、我々の中では、実は5年前の「利用していない」という方が63.5%で、今回、18%程度上昇しております。この部分と、育児休業を取得されているような状況を踏まえた上で、我々としては働き方の改革の部分で、テレワークという要素が大きいのかなというふうに感じております。

ですが、一方、PDF32ページの区としての一時保育事業、まず、我々の所管ですと一時保育事業については、認知度は7割を超えていながらも、「利用したことがない」という方も一定数いて、また、「知らない」という方も、些少ではありますがいらっしゃる。さらに、「今後利用したくない」という方もいらっしゃるということで、この部分をどう捉えていくのかというのは重要な部分であるのかなと考えているところでございます。

また、そうですね。一旦、そこまでです。私のほうは。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今、委員からあった18ページですね、小学生の放課後の居場所、過ごし方で、自宅で過ごすという割合については、我々も認識としてかなり高いなという認識は持っております。我々の対策といたしましては、この後、御報告します育成室の整備は、加速化プランの下、進めているところです。また、加速化プランの中で、アクティの時間の拡充ですとか、4月の前倒し実施ですとか、そういったことも含めております。児童館についても、機能の拡充を、今、検討しているところでございますので、そういったところを総合的に含めて小学生の居場所、児童の居場所については、引き続き確保してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 遊ぶ場所がないだとかということについても、関係所管課のほうにもお伝えいたしますけれども、ここについても結果を受け止めた上で、次の子育て支援計画

の策定において、必要な部分についてはしっかり見ていこうかなと考えてございます。

また、お子さんが国立や都立、私立に通われる傾向というのは、委員がおっしゃるとおり、現在、この概要版には掲載しておりませんが、データ上では約半数の方が、特に小学生においては8割以上の方が区立に通われておりますが、中学生以降になると私立に通っている方が約半数程度いらっしゃるということまでは確認しておりますが、この部分の傾向等についてはまだ集計中でございますので、これもお示しができない状況でございます。ですが、通われている方の御意見というのが、もし自由意見等であれば、その部分はお伝えしていきたいなと考えているところでございます。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 困ったときの相談窓口というところの認知度が低いということでございます。私どももこの部分についてはとても、本当に慎重にというか、前向きに検討し、とても重要な課題だというふうに思っております。その中で、このアンケートの結果も踏まえた上で、今年度、まず、今からできることということで申し上げますと、小中学生に対してなんですけれども、今、子ども家庭支援センターでは、子ども応援サポート室というところで、困ったときの相談窓口ということで皆様に周知しているところでございます。そういったところのポスターを新たにつくりまして、小学校、中学校への掲載を、今年度中、試みたいと思っております。

また、令和6年度からなんですけれども、令和6年度につきましては、まず、小学生につきましては、新小学校1年生に、そういった窓口、こういうことがあったら相談してねということで漫画チックに書いたもの、そういったリーフレットを、まず、新1年生にお配りする。それから、中学校につきましては、全校生徒に、昨今、いじめの問題もございます。それから、ヤングケアラーの問題もあります。様々な複合的な課題を抱えているお子さんが多い中で、相談できる窓口の周知として、同じくリーフレットを全校に配付することを考えております。また、その先にはいろいろ取組として、では、全体に配る、全体に関わる、先ほど委員のほうからも御指摘がありました私立の学校とか、そういったところについても、また別の形でそういった周知を図っていけるようなものを、今、検討を進めているところでございます。そういった形で、周知度をどんどん上げていきたいなと、認知度を上げていきたいなというふうに考えております。

○板倉委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 教育センターにおきましても、相談窓口の周知は課題と認識してお

りまして、まず、本年度は、昨年秋に新たにリーフレットを作成いたしました。これは主に保護者の方向けではあるんですけども、区立の小・中学校の児童・生徒さんを通じて保護者向けに一つリーフレットを配りました。具体的には、不登校を念頭に置きまして、教育センターですとか子ども家庭支援センター、東京都の児童相談センター等、相談窓口、あるいは教育センターの支援施策を一つのリーフレットとしてまとめたものをつくりまして、それで周知に努めたところでございます。

また、本年度、区の教育センターのホームページも少しレイアウトを少し見やすく変更しまして、今、申し上げたリーフレットなんかも掲載したところでございます。また、今後もホームページの掲載の工夫ですとか、このリーフレットの内容のさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。

○板倉委員長 山田委員、そろそろまとめてください。

○山田委員 大丈夫です、まとめます。ありがとうございました。

一時預かりのところ、ここにデータがあったのは、すみません、ありがとうございます。ここで、知っている、知っていないというのが分かりました。

それとあと、私も本当に心配して、「自分でひとりで過ごす」というところの30%というところで、今、課長がお答えになった、これからアクティを含め機能を拡充していくところ、その見方をしてくださったところがよかったなと思います。よろしく願いいたします。

それとあと、困ったときの窓口として、子ども本人がその場所を知っているかというところ、今、課長たちから、そのコメント、回答をいただきました。周知は結構されているのかなというふうに、今、思いましたが、やはり私立に行くお子さん、国立に行くお子さんが多い中で、そこの部分は別の形で周知をされるとおっしゃっていましたが、どういう形なのかななんて、区立の子たちは小学校、中学校に直接リーフレットを届けることはできるけれども、非常にそこのところは気になるなど。やはり私の家の周りでも、教育虐待というか、かなり声が聞こえるというのは何件も結構来るんです。なので、そういったところは手早くやっていただきたいかなというふうに思っております。

あとは、しっかりとこのデータを基に横串を刺していただいて、これを生かしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。この、子ども・子育て支援に関する実態調査、ありがと

うございました。これからクロス集計ということでもありますけれども、やはりこういったところに地域偏在があるのかということが分かることによって、令和7年度に改定する子育て支援計画において、こういった施設整備だったり誘致が必要かということが分かるかというふうに思います。それがやはりこの調査の一番重要なところというふうに思いますので、そちらのほうの分析をしっかりと進めていただきたいというふうに思いますし、現時点で分かっていることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 現在、クロス集計を行っているところで、なかなか細かな地域偏在まではつかみづらいところはあるんですけども、やはり病児・病後児保育については、やはり地域偏在が見られる傾向にあるなど、区民の方々の御意見を踏まえても、そういうことを感じるころはございます。また、今後、調査の結果を踏まえて、地域偏在を踏まえた上で、必要な施設の整備について検討していきたいというところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。そうですね、病児保育については、確かに利用する人とならない人の、病児保育に限らないですけども、この調査に基づくと、使っている人はリピーターが多いしというのは、その御家庭御家庭によって使いやすい事業とかサービスがあると思うんですけども、知っているけれども、その方の暮らし方というか、子育ての在り方、ライフスタイルに合うものを選んでいच्छやるというふうには思いますが、もし何かこう、確かに誤解のようなものがあってというようなことがあれば、周知をしていくことが重要なというふうに思います。

この中で、まず、令和7年の子育て支援計画の改定ということと併せて、今度は自治体子ども計画を策定していくということが必要になってくるかと思えます。自治体子ども計画のうちの子育て支援計画部分については、令和7年度改定することが決まっているかというふうに思うんですけども、その後、区長が既におっしゃっている少子化対策の計画と、若者計画をつくっていくことが必要かというふうに思えます。昨日、沢田議員のほうから、文京区の若者計画というのは、この子育て政策の延長ではないものが必要というふうに言っておりまして、それは、例えば成長戦略のような若者計画、若者の囲い込みではなくて、福祉としての視点を持った若者計画が必要ということになっております。今回は子育て支援に関する実態調査を子育て支援課のほうで行ったわけですけども、そういった、これから自治体子ども計画を策定していくに当たっての所管課は一体どこになるのかということ。そして、

その実態調査をいつ行うのかということ。そして、いつ頃、その計画を立てるスケジュールになっているのかということ伺います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 区として、委員がおっしゃるとおり、自治体こども計画というのは必要不可欠なものであると考えております。その上で、現在足りていないものとしては、委員がおっしゃるとおり、少子化対策の部分と、あと子ども・若者計画ですね、特に19歳から39歳までというふうに一般には言われていますけれども、そういった方々の計画についても、区としてどのような形で進めていくかというのは必要なことであると考えてございます。ただ、その策定期等については、なるべく速やかにというふうに現場のほうでは思っておりますけれども、この部分は企画課を中心とした関係所管課の中で協議をしながら、しっかり丁寧に詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 子ども・若者政策の所管はどこかといった質問だったかと思えますけれども、現状、例えば東京都の子供・若者計画で示されている様々な課題について、文京区でどういった体制で取り組んでいるかということ、いわゆる連携、生活福祉とか、子どもとか、それぞれの所管ごとで政策をしているというような現状があります。そういった形で、何と云うんでしょう、連携を中心としてこれまでどおり進めていくのか、どこか一つの部署をつくって、そこで集中的にやっていくか、やり方としては二通りあるかと思えますけれども、そのあたりは、これから計画作成もありますけれども、そういう計画を作成していく中で、どういった所管の持ち方がいいのかということについて検討していきたいと思えます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 スケジュール感についてはお答えいただけませんでしたけれども、子育て支援計画と同時に令和7年度につくるのは困難というふうに考えていらっしゃるのかなというふうに思いますので、とすると、この子育て支援計画をこの調査に基づいて策定された後に、少子化対策の計画を別途つくるんでしょうけれども、若者計画の部分を策定されて、そして令和11年の改定するときには同時に改定するというようなスケジュール感、見通しを持っていらっしゃるのかなというふうに想像しておりますので、ぜひしっかりとお取り組みいただいて、分かる時点で今後のスケジュール、見通しをお示しいただくようお願いしたいというふうに思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員がおっしゃるとおり、今回の子育て支援計画は令和7年から令和11年までの5か年計画になります。このタイミングと合わせて、新しく計画をつくる時があれば、中間年度の見直しが令和9年度にございます。また、計画の終期が令和11年ですので、そのどこかのタイミングに合わせた形で年数の設定であるとか、あるいは計画策定期をバック・テストングの方式で見ながら、なるべく同じタイミングで、なおかつ効果的な形ができるような計画策定については意を用いてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。あと、もう一つ私がお話を聞いていて気になっているところがあります。38ページなどの体験格差に関する調査なんですけれども、私も確かに子どもたちの体験機会の拡充は重要なことだというふうに思っていましたし、そのような施策を文京区として打っていくことは重要だというふうに思いますが、機会を拡充することですよ、お金を配ることではなくて。

ただし、体験というのは、単に量を消費すればいいとか、数をこなせばいいとかという問題ではなくて、感じるとか、味わうとか、学ぶとか、知るとか、考えるとか、そういうことが体験なわけですよ。ですから、体験の深さみたいなものにも着目して、もちろんこの調査においては量的に調査をする必要があるかというふうに思うんですけれども、これから子育て支援計画を策定するに当たっては、単純に体験の数とか回数を増やすというような目標設定にしないような、そういう計画が必要というふうに感じました。

また、後で浅田委員からもお話しさせていただくかと思うんですけれども、子ども食堂に関しての認知度は高くても、使おうと思わないというふうな子どもたちが多いというのは、子ども食堂に対するスティグマ感とかそういうものが、仮にもし間違っただけ情報が流布されているような状況があるのであれば、そうではないということとか、やはりそういう、何というんでしょう、私たちが貧困家庭だから体験が少ないだろうみたいな先入観で調査をかけていくと、かえってピグマリオン効果というか、そういった状況をもたらしてしまう可能性があるかというふうに思いますので、いろいろな方法があると思うんですよ。例えば、コロナのときに私も旅行に行けなかったら「るるぶ」を読んだりするわけですよ。いろいろ何かこうお金をかけずに楽しむ方法とかはあると思うので、そういった工夫によってできる体験機会とかの創出みたいなことを文京区が創出していくとか、例えば教育センターのミュージアムを見に行くとか、図書館で本を借りるとか、いろいろな方法があると思うので、そういったことが提案できるような計画にさせていただきたいというふうに思うのですが、いかがでし

ようか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 子どもの体験についてですけれども、委員がおっしゃるとおり、量ではなく質という部分が肝要ということは私自身も強く思っているところであります。この部分を次期子育て支援計画に落とし込むかどうかについても、今後、関係所管課とも協議をしながら、この部分を落とし込むかどうかについては、今後、協議をしたいと思っております。

また、子ども食堂についてですけれども、委員が御指摘のとおり、我々としましても、子ども食堂は決してそういう家計によらず、孤食を防ぐという目的が一番最優先に来るべきであって、もしその部分の誤解が区民の方や御本人にあるのであれば、そこは正していくべきと考えております。必要に応じて、子ども食堂の運営委員会等に区も参加しておりますので、そういった中において、それぞれの団体の方々の御意見を聞きながら、周知が必要な場合においては、区報等、あるいはホームページ等を使ってしっかりと周知をしていくことが重要かと考えております。この部分については、社会福祉協議会ともしっかりと協議を重ねながら、また、団体の方々の御意見も伺いながら、丁寧な周知と正しい御理解になるように努めてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。端的に質問させていただきます。

今回、様々なニーズを捉えていただいたと思います。これまで我々公明党からも様々質問させていただいて、要望もさせていただいてきたんですけれども、今回、クロス集計をしていただいている、またしていくということなので、まずは地域偏在の課題をよく見ていただきたいということと、それから、よく御相談いただくのが、やはりひとり親家庭、また、ワンオペの御家庭の様々な子育ての困難について、また、多胎児の御家庭からもよく御相談いただきます。あと障害を持たれている御家庭、特に発達障害、そのグレーゾーンじゃないかというような、そういったお子様を抱えていらっしゃる御家庭。あとは学校に行けない子どもたち、不登校のお子様がいる御家庭などの、こうした視点についてよく見ていただければと思います。それから、もちろん社会的課題になっているヤングケアラー、また、低所得の御家庭にもしっかりと支援を充実していけるように、ニーズの分析をお願いしたいと思います。

私から二つあるんですけれども、一つは、様々な行政サービスがあって、認知度については先ほど質問と答弁がありましたので、しっかり工夫をしていただきたいと思いますけれども、使いにくいというんですかね、使えない。例えば一時預かり保育、利用料とか微妙なと

ころかもしれないですけども、利用料がかかるとか、所得制限があるとか、また申込みが面倒だとか、そうした部分も関係しているんじゃないかなと思うので、その辺の分析もしていただければなというふうに思います。

区としては、国に先んじて児童手当の拡充を高校生世代までしていただきましたけれども、そうした必要となるニーズが変化してきている、また、国の動向も大きく変わってきていますので、そうした視点も持っていただいて、ニーズを把握していただきたいと思います。

あと、これは質問なんですけれども、学校に行けない子どものいる家庭ということで、今回のニーズ調査で、やはり文京区には共働き、それで近くに親がいない、頼める知人もいない、そうした家庭が多いということが見えておりました。そうした家庭では、やはり学校に子どもが行けなくなると、当然、どちらかの親が休まなきゃいけない。特に、大体的場合は母親が休む、もしくは辞めるという状況が生まれております。もしひとり親の家庭ですと、どこにも頼めるところがなくて困ってしまうという状況もあります。

それで、今回、本会議の代表質問で松丸議員から質問していたんですけども、そうした学校に行けなくなっているお子さんの保護者へ寄り添った支援が重要であるということで、教育センターも、今、様々、充実、拡充をして強化をしていただいているんですけども、そうした学校に行けなくなった場合、どうしても子どもが小・中学校ですと教育委員会、また教育センターが所管として様々相談に乗っていただいたり、スクールソーシャルワーカーさんに相談に乗っていただいたり、教育センターが支援したりとあるんですけども、今や学校というのは教育機関の、もちろん教育機関なんですけれども、保育施設というか、学校なんだけれども、親が仕事へ行くためにというんですか、子どもを預けられる場所に実態としてはなっているということがあるのかなと。だから、教育委員会だけでは、そうした課題ですね、ひとり親の家庭で子どもが学校に行けなくなった、そうした場合に、支援がし切れないんじゃないかなと思うんです。ここはちょっと連携を強化していただいて、施策を検討していただく必要があるのかなと思います。

私も何人もひとり親の家庭の親御さんから相談いただいているんですけども、一番厳しかったのは、そのお母さんが、二人お子さんがいて、一人が学校に行けなくなった。お母さんが精神的に行き詰まっちゃいまして、病気になった。仕事がない。頼める親もいない。非常に困っているということもあったんです。なので、こうした視点を持っていただいて、今後の検討を進めていただきたいと思います。

そういった意味では、今、所管が違うんですけども、地域保健福祉計画ですか、見直し

をしていただいている、重層的支援体制整備の事業を活用していくというふうになっておりますので、そうした所管が重なるような、行政として縦割りにならないように、そうした御家庭に支援ができるような視点を持って、様々、検討して分析をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○板倉委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 お子様那不登校である保護者の方につきましては、確かに様々な個別のいろいろな悩みをお抱えかと思ひます。今、委員からもおっしゃっていただいたとおり、教育センターのほうでも保護者支援ということで、例えば、ふれあい教室に通っている保護者向けに保護者会をやり、そこで保護者の方のお話も聞きながら、例えば不登校を経験したことがある若者をゲストに呼んで懇談する場を設けたりですとか、総合相談室のほうで教育相談なんかを受けられている保護者の方向けに、保護者の集いというイベントを開催いたしまして、そこで保護者同士が意見交換できる場ですとか、あるいは、本年度から新規にやりましたのは、教育センターを利用していない方も含めまして、進路説明会ですね、主に中学生の保護者向けではあったんですけど、様々な進路がありますよということで説明会をして、その中で保護者がそういう情報に触れたり、あるいは保護者同士が意見交換することでということで、少し支援に努めてきたところがございます。併せまして、様々な課題がある保護者の方もいらっしゃいますので、そういった方にはスクールソーシャルワーカーなどが関係機関におつなぎするといったような対応をしてきているところです。

まず、教育センターとしては、引き続き保護者の方のそういった御要望ですとか状況をしっかり把握して、現在、センターとしてできる支援をしっかりと推進していきたいと考えているところです。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 冒頭、委員から御指摘がありました様々な支援サービスの使いづら点についてですけれども、区としては、そのような御意見も、今回、ニーズ調査の中で、その理由というところまでは聞いておりませんが、様々なお声を聞いているところがございますので、例えば一つ、DXを用いた電子申請もさらなる簡便化に努めるであるだとか、今後は病児・病後児のシステムなんかも、現在、手作業で行っておりますけど、この部分をデジタルに切り替えるであるとか、そういったところを少しずつ重ねながら、利用の使いづら点については改善していきたいというふうを考えているところがございます。

また、こういったお子様に不安や悩みをお持ちの保護者の方や、あるいは、そのお子さん

御本人についても、決して縦割りになることなく福祉部の重層的支援については、子ども家庭部全体でその会合の中にも入り、地域団体の方々とも協議を重ねながら、何ができるかというところについては、常日頃、協議を行っておりますので、そういった中で、そういった全ての方がなるべく安心して子育てができるような工夫については、今後とも積極的に邁進してまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。先ほど木口所長におっしゃっていただいた教育センターで行っていただいた保護者対象のサロンといいますか相談会、非常に好評であったというふうに聞いています。やはり、どこにも相談する場所がないということですね。だんだん対象を広げていただけてきたんですね。それもよかったですと思います。お声を聞くと、やはり自分だけじゃなくて、そういった同じような立場の方がいらっしゃって、また、私はこうやってきたよとか、私はこうやって解決してきたよとか、そういった知恵もいただいたりして助かると。また、その苦しさの共有もできたりして、ある意味、これ未就園児の子育て世帯だといろいろなサロンがあるじゃないですか。いろいろなグループ、団体さんがつくっていらっしゃる。当然、区が委託しているそういった場所もあるんですけども、そういったグループ、サロン、独自でつくっていらっしゃる方々もいらっしゃいます。それで皆さんで集まって、時々お話をしてということで、すごく気持ちが楽になったということもおっしゃっていました。引き続き、この相談会は工夫をして充実をしていただきたい。

それから、どこまでできるか分からないですけども、そういった区民の方が独自でつくられた、社協が入られてつくったサロンみたいなものも、何かこう、うまく活用していただけるといいのかなど。今、子育てガイドブックには、未就園児のいろいろなサロンについては掲載されているんですね。だけど、それは多分、まだ教育センターのほうでは難しいという判断もあると思うんですけども、何かそういった区民の皆様のサロンをうまく活用できるような周知といいますか、取組があるといいなというふうに思います。

あと、もう一つあるんですけども、言われたのが、すみません、引き続き不登校の話なんですけれども、いろいろな経験者の方ですね、もう既に子どもが高校生になった、働いていると、そういった方々のお声も非常に助かるということも聞きました。だから、例えばフリースクールに行くようになったと。フリースクールだとこういうところがいいよとか、学校にはこういうふうに相談したらいいよとか、そういった経験値に基づいていろいろなアドバイスがもらえると。だから、ある意味、サロンみたいなものに、お子さんが不登校を経験

した親御さんの様々な経験値を共有していただけると助かってくるというようなお声もありましたので、そこも何か活用というか、取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 一点だけ付け加えさせていただきます。現在、ひとり親で、お子さんの事情を取り巻く、お母様も病気とかを発症しまして、非常に悩まれている家庭、まさに今、現状としましては、教育センターと連携をとりながら、子ども家庭支援センターの総合相談の中で御対応させていただいているところでございます。その周知度、認知度というところをもうちょっと工夫して広めていきたいというところの、今、取組を進めているところでございますが、まずは私ども、ひとり親家庭の方の、委員のおっしゃられたような家庭状況で一番心配なのが、孤立させちゃうということなんです。孤独、孤立をさせてしまう、そこには寄り添った相談が一番いいのかなと思っております。

実際のケースの中で、相談できてよかったというところの中で、私どもケースワーカーも、そういった方に連絡をとって、今、どうですかという状況確認をして、なかなかこう、委員がおっしゃられたような場があれば、そういったところに出られる方がいれば、また出ていただくのもいいんですが、やはりなかなか出にくい方、そういった方には、引き続き、現状の中で寄り添って孤立させない、孤独にしないようなケースワーク、子ども家庭支援センターとしては取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 実態調査の結果についてですが……。

○板倉委員長 金子委員、すみません。木口教育センター所長から答弁があります。

○木口教育センター所長 先ほどの宮本委員の御質問についての答弁をいたします。

御指摘いただきましたとおり、教育センターで実施した複数の保護者向けのイベントの中で、アンケートなんかをとったものなんかを見ますと、委員がおっしゃったようなことと似たような御意見をいただいています、やはりその保護者の方から同じような境遇の方とお話できて非常に気持ちが楽になったですとか、あるいは様々な情報が得られてよかったといったお声を頂戴したところでございます。

一方、御指摘のありました民間の区民の方とかがやっていたらっしゃるサロンとか、団体とか、そういった会につきましては、まだ私自身も不登校関係でやっていたらっしゃる団体につ

いては数件しか把握していない状況もございまして、今後、そういった団体様については、社協などから情報をとりまして、しっかり教育センターとしても、そういった民間の団体さんの動きについては、まずは把握してまいりたいと思います。

経験者の声に関しましては、先ほど申し上げましたふれあい教室の保護者会では、不登校を実際に経験した子の意見を聞く場を設けたんですけど、今年度、もう一個、ふれあい教室の保護者向けのイベントで、今度は不登校のお子さんを育てた経験のある親御さんから意見を聞くような懇談の場を設けたりしております。引き続き、何らかの形でそういった経験者の声を聞くような場については設定してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 それでは、金子委員。

○金子委員 最初に、所管の課長さんから山田委員の質問に対して全体の特徴というか、構成とか、ずっと述べていただきましたよね。それ非常に大事だと思うんです。私、子どもの生活実態調査をやったときに、こういう調査をやったときには、そういう概要のデータとともに、それについての区の認識、講評、総評というか、そういうのを書くことが必要だというふうに述べました。先ほど述べられたことに、プラスアルファぐらいあったほうがいいかなと思いますけれども、そういう文章をぜひつけていただくという、それはお願いをしておきたいと思います。

そのときに課長さんが述べられた地域偏在の問題については、クロス集計はこれからというふうに言われていましたので、せっかくですから、一つ具体的にクロス集計をお願いしたいことがあるんです。それは、項目でいうと幾つかのところにわたっているので、項目で代表的なことを言いますけれども、山田委員が触れられたように、私もこれは小学生本人、中学生本人、高校生世代本人の方たちが放課後過ごす場所の希望ということで、「緑がたくさんある公園や広場」が46%、これは小学生が一番高かったけれども、これは非常にやっぱり大事な声だなというふうに思いました。なぜかという、文京区の公園面積というのは、区民1人当たりになると2.34平方メートル、23区平均だと4.37平方メートルで、半分ぐらいなんですというのは土木のほうでいつも出している資料に書いてありますよね。だから、そういうのが出てくるんです、この調査に。ただ、私は根津とか千駄木のほうに住んでいますけど、例えば目白台とか関口の方がもっと緑のある公園が欲しいというふうに言っているのは、こっちのほうは、こっちというのは千駄木とかは違うと思うんですよ。恐らく。そういうことがエビデンスとして欲しいというふうに思うんです。だから、そこについては、公園とか広場とかについての地域偏在、つまり地理的概念で捉えられるところについては、ぜひ

クロス集計をやっていただきたいというのが一つです。

それから、もう一つ、項目で言いますね。児童館として充実してほしい活動というのがある、そこでは「小学生向けの体を動かす遊びや行事」をやってほしい、87%というのがありました。これも同じような問題意識で、非常にその当事者の人たちの声としても捉える必要があるというふうに思うんですよ。これも同様に、児童館は大事で、これからいろいろ考えていますというふうに言われているし、総合戦略でもいろいろ書いてありますけれども、充実の方向でやると。同時に、b-lab（ビーラボ）を知っていますかという調査項目がありましたよね。それについては、これは大塚地域活動センターの跡地につくるという話が明確出てきましたからいいんだけど、改めてそれについてもエビデンスとしてクロス集計をすればとれるということですよ。

それから、子どもの遊び場としての利用場所、これもさっきの公園、児童遊園のことと同じなんですけど、クロス集計をお願いしたいし、それから、よく教育委員会で子どもの体力調査の報告が出たときに、なかなか勉強の点数はいいんだけど、体力は課題ですっていろいろやっていますよね。スポーツ系の大学の先生にも協力してもらったりして。そういう点についても、近くに運動できる場所がないというのが2割とか、小学生の数字が出ているわけです。小学生の保護者でも、近隣に施設や場所がないから運動をほとんどしないという回答が出ているので、この辺も地理的な地域偏在を、ぜひこの機会にやっていただきたい、これはお願いなんですけれども、これは一つ答弁いただきたいというふうに思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、所管からのコメントということで少し述べさせていただきましたけれども、今回、あくまで概要版ですので、結果のお示しのみになっておりますけれども、正式になるところにどこまでコメントを入れるかというのは、その部分は庁内でも協議したいと思います。

その上で、いただいたクロス集計ですけれども、やはり委員の方々が思っていることについては、区としても同じようにとるべきというふうに認識しておりますので、いただいた御意見については全て所管課のほうに伝えた上で、適切にクロス集計をしてまいりたいと考えております。

特にb-labであるとか、先ほど上田委員の御質問にも答弁しましたがけれども、病児・病後児だとか、そういった様々な施設で地域偏在があることは区としても認識しておりますので、その部分で必要なものについては躊躇せずとっていくというところで、その上で分析を

していくということは考えたいと思っております。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 児童館の質問もいただきましたけれども、こちらにつきましても、ここに書いてある子ども遊びですとか、体を動かす遊びというのは、区内16館の児童館でも、今、充実してやっているところですが、今回、クロス集計をすることで、各地区でニーズとか求めている度合いも変わってくると思いますので、また、その結果については、各16館の現場のほうにもしっかりと伝えて、さらなる充実に努めていけるように考えていきたいと思っております。

また、b-labにつきましても、これは前回の5年前の調査でも、やはりb-labを利用している、知っているという割合が、やっぱり本郷地域で当然高く出ておりますので、このあたりも今後のクロス集計の結果を踏まえて、二つ目の青少年プラザの建設に向けて、この結果については参考にしていきたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 冒頭の総評というか、それについては協議していただけるということでしたので、お願いをし、地理的偏在の問題については、私が紹介したところにとどまらず、必要なところは躊躇なくぜひやっていただいて、各所管の施策に生かすということで活用をできるように、私たち議会も見させていただいて、ぜひ活用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

2点目で、経済困難による体験格差があるというふうに課長も言われました。そういうのが出ています、剥奪指標と言われているやつとかです。これについてはどうするのかということなんですよね。高校生世代への給付金とか、いろいろ所得制限をなくすとか、今、施策のトレンドがそういうふうになっているとかというのはありますけれども、それにしても、明確に制度利用者の方たちのところで、そういう剥奪指標についての数値が高くなっているというのは私も読みました。だから、何とかしなくちゃいけないというふうに思うんです。

同様に、文京区がコンソーシアムの一員として取り組んでいる子ども宅食のインパクトレポートというのが毎年出ていまして、これは最新のは2023年の7月に出されたもので、こちらは前も取り上げましたけど、都立大学の阿部彩先生が総評をいつも書いておられます。前回の講評というのは、コロナ禍の子どもの生活実態調査だったので、コロナ禍では手厚いことをいろいろやったんだけど、だんだんそういう支援がなくなっていくんじゃないのかという心配を述べられていまして、その続きが書かれているんです。何というふうに先生はおっ

しゃっているかという、前回のレポート時点においては、コロナ禍の長期的な不透明な影響が出ているので、生活困窮というのが子育て世代で悪化する懸念があった。今回は利用世帯の状況の悪化は見られなかったものの、改善も見られないという結果となりました。本事業の対象者がいかに厳しい生活を送っておられるかが如実にあらわれていますというふうに述べられています。なお、この宅食の取組は、本事業の温かさがいろいろなところに、自由回答にあらわれているとも述べられているわけなんです。だから、なかなか厳しい状況が続いているというふうに明確に述べられたのが今年の夏ということでありまして、この調査、そのちょっと後にやったということで、ほぼ同時期だというふうに思うんです。剥奪指標については、ああいう結果が出ている、指標が出ている。

だから、引き続き自治体として何ができるかと考えたときに、いろいろ今、さっき言ったような給付金とかもやられているけれども、給食の無償化にも踏み出していただけたけれども、さらなる踏み出しが求められるということで、私たちは今回の本会議一般質問で、まずは教材費の無償化だとか、それから就学援助の学用品費についての所得制限の撤廃、これは品川区がもう新年度にやりますよということで手挙げされて取組を始めましたけれども、そういうことだったらすぐにでもできる、それは政策判断ですけれども、できるんじゃないかというふうに私たちは思うけれども、改めてこのデータや今回の剥奪指標のところの数値を見ている所管の部長さんとして、どのように捉えているのかお聞きをしておきたいというふうに思うわけでありませう。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 先日、教育長から御答弁申し上げたところにもなりますけれども、必要な支援というようなところは、一つその就学援助のみでやっていくことではなくて、今、委員がおっしゃったように、給食であったり、児童手当の拡充であったり、様々な手法をとってやっているとございます。殊その就学援助につきましても、中身については、適宜、検討はしているところがございますので、そういった中で教材費というようなところに絞ってということではございませんけれども、必要となるもの、必要な援助というようなところは検討していく中で、凝り固まった制度ということではなくて、物価高騰等もある中で、今、支援しているものも今の金額では立ち行かない部分も出てくるかもしれません。そういったところを含めて、就学援助等の制度というのは考えていくという教育委員会としての考え方でございます。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 少し子ども宅食のことをお話しされましたので、委員がおっしゃるとおり、子どもの貧困に関する施策として子ども宅食をやっておりますけれども、阿部彩先生もおっしゃっているとおりですが、一段落変化はないけれども、決してよくなっているわけではないという認識は区としても持っております。ですので、対象者の拡大を含めて、対象者の拡大だけでなく、年齢も含めた形で、高校生世代までどこまで伸ばせるかということを中心にコンソーシアムの中で協議してございます。引き続き、文京区の子どもの貧困対策計画の一助となり得る宅食については、今後とも積極的に活用することで、少しでも生活が苦しい御家庭の方々の支援になるように、また、そこからつながるといところで、必要な関係機関につないでさらなる状況を防ぐということについても、今後、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 前半の就学援助の拡充の問題については、就学援助という枠組みが既にあるのでね、それを活用すれば、そういう支援が前進しやすいのではないかとということで、そういう品川区のように踏み出しているところもあれば、検討してはどうだと僕らが言うような形になっていると。かつては新入学用品費の前倒し支給ということで本会議で質問して、いろいろやられていた時期もあったけど、それは国もやりましようと言ったから、それで踏み出していったというようなことがありますよね。それで、文京区の就学援助の捕捉率は、もう今は1.6何倍、頑張ってやっていただいていると。ここの一線を超えていくということが、今、こういう調査結果から見ても、そういう方向が、今、本当に求められているというふうに思います。自治体にとってね、本当に貧困の格差の解消というのは、もっともっと国も頑張らなきゃいけないと思うけれども、自治体でできるところはどこなのかということで考えて、ああいう私たちのような提案になっておりますので、ぜひ御検討を改めてお願いをしておきたいというわけでありませう。

阿部彩先生は、その後、文京区が経済的余裕がなくて住めない自治体になっていないかどうか、もう一度よく考えてほしいというふうなことも述べられておりますので、この今回のデータも使って、クロス集計も先ほどやったようなことも含めて、ぜひ取組を拡充していただきたい、経済的な支援ということですね、お願いしたいと思います。

最後に、今度のデータの中で、私もえっと思ったんですけど、子ども食堂を利用したくないとかね、それから、困窮支援制度があるけれども、そういうものを使いたくないというのが、その制度利用者の中で非常に高いという数字が出ていました。これをどう見るのかとい

うことであります。一番巷間（こうかん）言われているのは、つまり、例えば生活保護、憲法第25条に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障しますよという、この制度についての、要するにスティグマ、劣等意識、自己責任論という言い方もありますけれども、そういう意識が日本は非常に強いということで、こういうものに関わりたくないとか、使ってはいけないとか、使ったら駄目なんじゃないとか、そういう意識が非常に強い社会だというふうに言われています。だから、こういうスティグマ、劣等意識を突破する上で、政府や自治体ができるということは、経済格差や困難というのは、その人たちの自己責任ではないんです。生活する権利があるんです。子どもについては平等に発達する権利があるんです。ということを、やっぱり正面からどう伝えていくかということが、今、問われているというふうに思うんです。

それで、今日は生活保護の問題じゃないのであれですけども、国では、亡くなられましたけど、安倍首相が、生活保護については、ぜひためらいなく相談して申請してくださいといった非常に重要ないい答弁をしたというふうに私たちは評価している答弁がありますけれども、それが今やポスターをつくって掲示するという取組をされているわけです。だから、こういうスティグマや劣等意識をどう取り除いていくのかということで、私たちは生活保護制度の関連ではそういう提案をしているけれども、文京区としては、先ほどのところが非常に高かったというようなことを踏まえれば、子ども食堂を周知すればいいとか、そういうのはもちろんあると思うけれども、それにとどまらない、そういうスティグマを取り除く文京区としての取組を私はお願いしたい、考えていただきたい。私たちももうちょっと考えますけれども、ポスターだけじゃなくてね。いかがでしょうか。

○板倉委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 今、生活保護のお話ありがとうございました。金子委員がおっしゃるとおり、生活保護につきましては、権利ということで、国のほうからもそういった方向性でということで通知が来ているところでございます。文京区といたしましても、まず相談に来る方については確実に、これは権利であって、何かあればためらいなく相談してくださいということを話しておりますし、ホームページ等でも、現在のところ、権利であるということやうたっているところでございます。現在の段階では、まだそのポスター等の周知というのはやっている区もあるということは認知しておりますけれども、まだそこまでのところは現在のところ考えてございませんけれども、今後、そういった形で、さらに権利であるということやうたう形で周知していくかということは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 先ほど上田委員の御質問にも答弁しましたがけれども、子ども食堂の認知という部分はしっかり取り組んでいく必要があるし、もし誤解があるのであれば、そこは正していく必要があるかなと思っております。そのやり方については、各団体の御意見を聞きながら進めていくということについては先ほどの答弁と変わりませんけれども、基本的には、各御家庭の食育のお考えもあるでしょうから、そこを無理強いするつもりは全くありません。ですが、正しい形というの、区としては常日頃伝えていくということは重要なことかなと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 生活福祉課長さんに御答弁いただきました。生活保護というのは、ナショナルミニマムという言葉があるように、最低限度を保障するという点で申請と権利があるということとをぜひ頑張って周知していくと。これが、そういうスティグマを取り除いていったり、そういう自己責任論というのを突破して温かい行政なんだよということを示していく一つの方向だというふうに思うんです。ぜひ検討して、具体化していただきたいと思っておりますので、この機会にお願いをしておきたいというふうに思います。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 せっかくですから、金子委員の質問にお答えしますがけれども、今、子ども食堂という話が出ましたけれども、もちろんここにあるように知らない方がいらっしゃるから、認知度を高めていくという、これも大切なことだとは思いますがけれども、やっぱり、なぜ子ども食堂というものが、この比較的裕福と言われている文京区においても13ないしは15の食堂が生まれているのかということなんですよ。

これは私が関わった例で言えますけれども、大人は300円、子どもは無料で、高校生までただでいいです。この間の例で言えば、お母さんが小学生の低学年の子どもを連れてきて、この子の御飯をお願いしますと。私はちょっと仕事があるので、食べ終わった頃に迎えに来ますと言うわけですよ。だけど、そう言わないで、仕事を後回しにして食べていきなよ、お金はいいからと言えば、ああ、そうですか、ありがとうございますと言って行かれる家庭もいらっしゃるわけなんですよ。こういう現実も一方であるということなんですよね。

もう一つは、今、私が関わっているところで言うと、月2回やっているんです。一つはテイクアウトといって、ネットで申込みのやり方と、それから、もう一回は会食をやっているんですよね。このおいでになる家庭の顔が違うんですよね。層が違うんです。みんなと一緒に

にわいわいわいわい言って食べる御家庭もあれば、いや、ちょっとちはお弁当だけにしてということで、今日は5個くださいと言って5個持って帰る家庭もあって、なかなかみんなと一緒にそこに顔を出すということにためらいがあるという家庭があるのも事実なんです。こういう家庭が、今、文京区の中で現存しているということですよ。

私たちがどう関わっているかということ、経済的に大変だからということじゃなくて、本当に地域でみんなが顔を合わせて挨拶したりという関係をまずつくろうということで、それが大きな手段になっているわけですよ。ですから、決して支援ということが、単に経済的に大変だから何かをばらまく、お金をということだけではなくて、そういうことだけではなくて、どの子ども学び、成長し、生きていくということを共通の課題としてやっていくということが求められるというふうに思うんです。そのことを、ぜひ今回のこの実態調査、アンケートをとった中に生かした議論にしていきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回の調整結果を踏まえて、次年度以降、改定する子育て支援計画に反映させていくわけですが、委員のおっしゃったところも取り入れながら、当然、計画をつくる上で課題の記述というのは必須であるかと思っておりますので、その中でも区としてどういうふうに考えて今後取り組んでいくかという部分については、単に給付を行いますとか、そういった事業だけではなくて、その趣旨もきちんと区民の方々に伝わるように意を用いてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 本当に大変なお仕事をありがとうございます。先ほど上田委員のほうから全体的な方向性については質問があったので、私、もう一点だけ、このアンケートの結果になかなかあらわれない声もあるように思うんですよ。それをどう生かしていくのか。次の計画の中にどう生かしていくのかということで質問させていただきますけれども、ページで言うと30、31ページのところに不安・悩みというのがありますよね。その中で、先ほど課長が言われた一例ではありますけれども、ヤングケアラーの声も拾えているというのがありますよね。

先ほど、宮本委員のほうからいい提案があったんですけども、学校に行けない子どもの本人及び親、保護者の声というものが、この結果の中からどういうふうに拾えるのかということなんです。これはもちろん学校に行けないということだけではなくて、家庭でネグレクトのような事態を受けている。それが果たして親のアンケートの声として出るのか、子ど

ものアンケートの声として出るのかといったら、これはかなり難しいと思うんですね。表にはなかなか出づらい話だと思うんですよ。こういったものも合わせて集計して、そのクロス集計の結果を出して、それを計画の中に落とし込んでいかなきゃいけないときに、でも、やっぱり入れなきゃいけないね。皆さん、さっきから質問では暗黙の了解みたいに入っちゃっていますけれども、でも、やっぱり生の声として伝えなきゃ、計画の中に入れなきゃいけないと思うんですね。この点についてはどのようにお考えなのかお願いをいたします。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員がおっしゃるとおり、今回はあくまでニーズを踏まえた形でのニーズ量の調査ということも踏まえておりますけれども、一方で、そういったなかなか声に出しづらいところを拾っていくということも重要であると考えております。先ほどの、不安や悩みのところで聞いていたかどうか、今、確認するのが難しいんですが、自由意見をいただいているところがあります。それは全体を通じてではなくて、それぞれの各項目についての自由意見を求めておまして、そういったところの部分うまく、大事な声だというふうを受け止めた上で、何かできるヒントにならないかなというところは考えていきたいと思っています。また、今後、計画を改定してお示ししていく中で、パブリックコメントもとっていきますので、そういった中での御意見も計画の中に取り入れていければというふうを考えているところでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 私は不登校という言葉が好きじゃないんですよ、言葉じゃなくて、どうも好きじゃないんですけれども、学校になかなか行けない。教育委員会が出している数字よりも、教育委員会の不登校と言えば一定の基準がありますけれども、そこに行かない子どもたちも入れば、相当数の子どもたちが今はいらっしゃいますよね。これはもう事実として。それに対して様々な対応をさせていただいて、それは感謝します。

ただ、私たちが地域で、特に保護者の方から伺えば、生の声というのはかなり深刻ですよ。行けない子どもの声だけで言うと、もうとにかくみんなから遅れているんじゃないかとか、取り残されているんじゃないかとか、焦っているというのは感じます。保護者のほうももっと言葉としては大変ですよ。もう社会から置いてきぼりにされている、もう将来はないんじゃないかと絶望しているような気持ちになっちゃっていますよね。これが本当にその深刻な声だと思うんですね。それは、さっき宮本委員から様々な御提案がありましたけれども、こうした声がやっぱり事実としてあるということも、この実態調査の中でぜひ私は取

り上げていただいて、その上で様々な政策、施策に生かしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 不登校関係のことで申し上げますと、まず、このアンケートの調査結果につきましては、こちら、学校に行きたくないと思ったことがある、ときどきあるという視点ですので、今、委員がおっしゃったように、定義で不登校のお子さんだけではなくて、その手前段階のお子さんも含まれているものでございます。その中で、特に理由はないという回答が多かったところがあるんですけども、こちらについては、実際に不登校になったお子さんの理由の中で、無気力、不安が高いというところにも通ずるところもありますので、すごくその関連性を感じているところでございます。

併せまして、こちらのアンケート結果で、先生との関係ですとか、友達の関係、授業についていけないといった回答も多いところを踏まえまして、日頃、不登校対策でやっていることと共通するところもございまして、やはり早期にそういったお子さんたちに支援することが必要で、かつ、一人一人様々な事情があり、なかなか声に出しにくいこともあるかと思えますので、スクールカウンセラーをはじめ、関係する職員が丁寧に子ども、保護者から話を聞きながら対応することが、そういったなかなか言い出しにくいことも引き出して、問題として把握して解決に結びつけることになるのではないかと考えております。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 教育センター所長が申し上げたとおりなんですけれども、さらに、この実態調査だけではなく、区民の方々の御意見というのは、常日頃、区としても聴取しておりますので、そういった中も踏まえて全体的に、今後、計画の中に落とし込んでいくというふうなイメージで考えてございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 さっき言った、こうしたアンケートにあらわれない声、多少、今、教育センター所長のほうからはお答えいただきましたけれども、家庭の中で、実際、暴力を受けているとか、あるいは加えているという事例というのは、なかなか出てこないと思うんですよね。こうしたアンケートの中ではなかなか難しいというふうに思うんですが、こうしたことについては、今後、どう落とし込んでいくのかということについてはいかがでしょうか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 委員のほうからおっしゃられました家庭内での様々な要

因から伴う暴力とか虐待、そういった声というのは、今、地域の見守りとか、それから地域からのそういった通告ということで、なかなか声を出せない人がいる中で、通告とかそういったところからキャッチしているところもありますし、また、先ほど教育センターの所長のほうからもありましたが、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、お子さんが実際に学校なんかでは、児童に対して、ある学校なんですけど、校長先生が何か困っていることがあったら大人に相談しなさいという声の中で、実際に学校内でそういった虐待を受けている、暴力を受けているという声も上がってきています。そういった中で、私たちとしましては、そういう一人一人の子どもの声をキャッチするために、学校長をはじめ、そういった方へのお願いということを日々のケースワークの中でお伝えしてきているところですので、あとはそういった声を吸い上げたところで、要保護児童対策協議会というのがありますので、そういった中で情報をしっかり共有しながら、何かそういうおそれがあるという家庭があったときには、そこで警察とも連携をとりながら支援に入っていくというところで、様々な連携機関の中から声を吸い上げていくというところを、今、現実として御報告させていただきます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 もう各委員の方々からいろいろ質問が出ておりますので、私のほうからは簡潔に重複しないようになるべく質問させていただこうと思うんですけども、先ほどから皆様の質問にも出ていたように、事業の認知度というものを非常に問題視されている委員の先生方も多くて、私も12ページの(2)とかでも、育児休業給付の支給については知っていた方が77.4%になるのに、その休業期間中の社会保険料免除については知っていた方が54%、こちらから20%以上、こういった一連のといえますか、関連する給付とか、そういった申請とかについても、こんなに開きがあるんだなということ、今回、認識したところなんですけれども、また、58ページ以下ですけれども、区の事業の利用状況なんですけど、こちらから児童扶養手当受給保護者とか、就学援助受給世帯保護者の方々ですら、金銭的な資金繰りに関わる貸付けとか給付事業についても知らなかったという方の数が一定数いらっしゃるというのがちょっと問題だなとは感じました。例えば、こういったものは、先ほどからお話にもいろいろ出てまいりましたけれども、知っていたからといって全員の方が利用されるわけではないと、日本の風土とか、そういった意識改革とかも必要な部分もございまして、なかなかそれを知っていたとしても利用が難しい方もいらっしゃると思うんですけども、そうですね、そういった制度とか取組は知っていたけど、その知っていることを前提として、そして、知

っているけど、利用するかしないかというのを自分の判断でできるという環境づくりが私も重要であると思っております。知っていたならば利用したかったという方を一人でも減らす努力を、先ほどから課題として認識されていて、今後、いろいろと検討していきたいとおっしゃっているの、やっただけとは思っているんですけども、例えば児童扶養手当の受給保護者とかは、子育て支援課さんで窓口申請とかを行いますよね。就学支援の受給は学務課さんなので、こちらで質問してもしょうがないところではあるんですけども、例えば窓口申請にいらっしたときとかに、冊子とかで何かお渡しはしていると思うんですけども、今、どのような取扱いでそういったいろいろな、特に私が気になるのは、いろいろな事業で利用する場所とかも重要だとは思いますが、金銭的な喫緊の資金繰りとかに関わるところが特に私は注目していきたいと思っているんですけども、そういったところをどういうふう、今、御案内しているのかというのを教えてください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 区としては、それだけを単独で送るということは、個人情報の関連があるのでなかなか難しいんですが、例えば児童扶養手当の申請にいらっしたときには、区としては漏れなく区でこういった制度がありますということは窓口のほうで直接お渡しをしております。それとはまた別に、様々な決定通知を送る際にも、必要に応じてそのような事業がありますと御案内を差し上げているところですが、やはり、どういう理由かというのを、今後、区としてもちゃんと精査する必要がありますけれども、それに至ってもまだ認知が至っていないというところは課題として捉えるべきかなと考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、今、窓口とかで決定通知だったり、随所随所でいろいろと御案内はしていただいているということで、多分、紙とかで一覧でこういうものがありますとか、いろいろ書いているものをお渡ししていただいているんですけども、そういったものを読み慣れていない方とかは、多分、今度読もうと思って置いてしまっただけで見ていないままになってしまったりとか、何となくぱっと見ても頭に入っていないとか、いろいろ日常に追われている方々ですので、特に子育てで、しかも困窮されている方々というのは、そういうところで、そうですね、いろいろ工夫はされていると思うんですけども、さらなる工夫はしていただきたいなと思っております、そうですね、あとは、例えばさっきの育児休業給付のものは、あれは国のものとはいえ、延長の際の入所保留通知書の発行の際とかにも、再度、紙とかで御案内と、口頭でも、そういえば社会保険料の免除とかは知っていま

すかとか、多分、一定、窓口の方もいろいろその場その場でやってくださっているとは思いますが、それが常態化して、絶対にマニュアルとしてそういった御案内をし続けていただきたいなという思いがございます。

あと、その理由なんですけれども、先ほど認知度が低い理由というものが明確にはまだ分かっていないということで、分析もかなり難しいとは思うんですよね。こちらの41ページですと、子育て支援サービスなので、こちらはこういった金銭的な事業とかがどこまでこの部分で含まれているのか私には読み取れていないんですけれども、こちらでも区報「ぶんきょう」がやっぱり一番多くて、この「担当部署に問い合わせまたは直接来所」というのがかなり未就学児、小学生の保護者ともにすごく低いんですよね。3.3%と2.2%と。なので、窓口の案内というのも、そうですね、かなり難しいところがあるのかなというのと、ただ、区報「ぶんきょう」に全ての今あるいろいろな事業の貸付けとかの一覧とかをやっちゃったら、それだけで特別号で、もう多分無理だと思うんですよね。だから、課題として、こういった目に触れるものとかがこうやってデータで出てきているので、かなり難しいところではあるんですけれども、Xというのも先ほどすごく需要が、去年よりも見ている方が3割ぐらいですか、30%ぐらい、かなり上がっているということですので、Xとかだったら、多分、そういう子育て世帯の方々はそういうところから情報収集する方も非常に多いと思いますので、1回だけその内容を投稿したからといって、その1回が流れていってしまっただけで見られるかというのはちょっと分からないので、定期的にやってみるとか、人によってはしつこいよと思われるかもしれないんですけれども、しつこいぐらい周知してあげるのが私はいいいのかなと思っておりますので、ぜひ、いま一度、各委員の方々も言うておられましたけれども、認知度の向上に向けて、特にこういった資金繰りとか喫緊の課題だと思いますので、積極的に取り組んでいただければと思っております。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。区としても、子育て応援メールマガジンで各年代に合った配信事業であるとか、あるいは子育てガイドの発行といった部分で積極的に周知に努めているところでありますし、また、窓口にいらっした方々には、何かこのほかにお困り事はございませんかといった部分で、単に画一的な周知だけでなく、丁寧な周知に努めているところでございます。ですが、やはり、なかなか専門の冊子だけとなると、それを受け取っていただけない可能性が高いので、どうしてもほかの事業とまとめて、そういった生活が厳しい方向け以外の方々も見られるようなものに

しないといけないとなると、なかなか目に留まりづらいという、そういった悩ましいこともございますので、そういった部分についても、今後、周知も含めて、区報やSNS、あるいは様々な媒体を使った周知で何ができるかどうかということは、今後、引き続き、鋭意努力してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 ほかにいらっしゃいませんか。

それでは、高山（か）副委員長。

○高山（か）副委員長 ありがとうございます。やっぱり各委員の皆様、角度が違うんですが、御指摘されるところは皆さん一緒に、それだけその部分にこれを見ると課題を感じるということだと思うんですよね。私も若干、さっき山田委員もおっしゃったように、知っているんだけど利用しないという、区の一時預かりなんかを。やっぱり9ページなんか載っているんですけども、5年前と比べて母親の就労状況が、フルタイムの方が10%以上、小学生のほうも未就学のほうも増えているということは、やっぱり行政のサービスというの、そういうところにマッチするように転換していかなくちゃいけないんだと思うんです。それは知らないから使わないというよりは、プログラムが悪いのか、もう時代に合っていないサービスをしているのか、そういうところというのも必ずあると思うんですよね。先ほどから皆さんクロス集計と口酸っぱくおっしゃっているように、そういうところをひもといていくのがやっぱり必要だと思っていて、私、ちょっと気になったのが、これはページでいくと30ページなんです、「周りとからべて、勉強ができない気がする」という子がこれだけいるんです。上から、2番目ですかね。ただ、これ39ページに、経済的にできないことに、塾とか習い事ができないという、ここは非常にやっぱり子どもたちは敏感に感じ取っているんだろうなど、自分のことを。特にこれは文京区の特徴なのか、習い事が多いということ。ただ、就学援助のお子さん、未就学、小学生の子なんかも含めて、やっぱり周りとからべて自分は勉強が劣っている、でも、家の経済的にそういう習い事ができない。子どもはやっぱり家庭の経済とかというのは非常に敏感に感じておりますから、口では言わないけれども。そういうところもしっかりとすくっていかないと、それはどういうサービスが一番区としていいのか、費用的なものなのかということもあると思うんです。

あと、運動をできる場所がないと、たしか53ページぐらいに載っていたと思うんですが、ほとんど運動していない、運動する場所もない。遊べるところが少ないというのが、40ページでしたかね、何かたしかあったんですが、ここかな、42ページですかね。ただ、一方で、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が欲しいと書いてあ

る、子どもたちが。圧倒的に公園が少ないんですよ。ボールで遊べる場所が少ないんですよ。間違いはないんですよ、これ、子どもたちの声。だから、やっぱりこれは区というか行政で解決していかなくちゃいけないですよ。間違いなく。

もう一個だけ、このb-labをちょっとお聞きしたいんですけど、b-labを知っているけど使わないという子がこの24ページに載っているんですが、b-labというのは知っている、でも利用しないとなっていますよね。今度、大塚に新しく出来上がるんですが、これどういうふうに認知されているというか、区のほうで考えられているのか。

というのは、例えばですよ、学校とか中学校とかで、今度、文化祭がありますと。放課後に学校に残るんじゃなくて、みんなでb-labに集まって打合せしようよとか、そういうような認知というのは学校のほうでも、b-labというのがあるって使っているんだよと、そういうことというのでもアナウンスとして学校の中でされているのかなというのがちょっと気になったので、知っているけど使わないというのが、ここがちょっとよく分からなくて。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、全体的な保護者の方々やお子さんが感じるニーズと、そのずれというのか、そういった部分についての御質問ですけれども、区としては、この調査結果としては、こういった結果を受け止めて、次の子育て支援計画の改定に必要な部分を盛り込んでいくということなんですけれども、これも結局、去年とった調査ですから、だんだん事情が変わってきます。そういったところも、区としては様々な御意見を踏まえながら、時宜を捉えた様々な施策を打っていくことが大事であると考えておりますので、速やかにできることは改善していくということには努めてまいりたいと思います。

また、公園の少なさについては区としても認識しておりますし、所管であるみどり公園課が一番重要に考えているかと思っておりますけれども、改めて御意見は所管課のほうに伝えておきたいと考えております。

○板倉委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 子どもたちの学習機会の格差の話ですけれども、現在、就学援助費の補助対象者である中学2年生、3年生に対しましては、年額10万円の塾代助成を行っているところでございます。そういったところで、今後とも学習機会の確保には努めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 青少年プラザの部分ですけれども、知っているけど利用しないという

部分は、区内の中・高生、2万5,000人ぐらいいますが、b-1abの情報誌も含めた情報誌を年に2回発行しまして、中・高生全員に届くような形にしております。知っているけど使えないという部分につきましては、やはり地域偏在のような部分があるのかなと思っておりまして、そのあたりについては、今後、第二というのをつくってまいりますので、そこで解消していきたいなというふうに思っています。

また、この第二をつくるに当たっては、このニーズ調査だけじゃなくて、しっかり、このニーズ調査とは別に、しっかり中・高生の声を聞いて、どのような建物がいいのかというのはしっかり検討してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活困窮世帯の方のお子さんに関する学習支援でございますけれども、生活福祉課のほうでは、生活困窮者の方、特に児童扶養手当の受給世帯の方と就学援助の世帯の方につきましては、無料の学習支援ということで、小学校4年生から6年生、それから中学生、高校生ですね、それぞれ区内のほうに拠点を設けまして、そこは場所は秘匿としておりますけれども、そこで学習支援のほうを無料で行ってございます。そういったお子様が学習支援を受けることによりまして、そこから世帯の困窮具合等を把握するということも同時に行っておりまして、そこから支援をつなげるという事業のほうも行っております。特に高校生に関しましては、高校を卒業した後の進学あるいは就職等の相談のほうにも乗っているところでございます。今後とも、こういった支援のほうを充実させていきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 高山（か）副委員長。

○高山（か）副委員長 ありがとうございます。まとめますけど、さっき上田委員もおっしゃっていたように、子ども食堂も、最後のページですかね、59ページ。子ども食堂は利用しようと思わないけど、子ども宅食は利用率がこれだけ利用しているという。やっぱりそのイメージ、周りの子どもたちとか学校の中でも、子ども食堂に行くんだったら、何か経済的に厳しい子が行くところなんだよねというイメージが間違いなくついているということなんですよ。そこを変えていかなきゃいけないのは間違いありません。

ただ、中でも、地域のお祭りとかコミュニティーに参加したいという子がすごくいたグラフがどこかにあったんですが、そういうところには間違いなく子どもたちは参加したいと思っている、地域のイベントとかには。だから、子ども食堂なんかもそういうようなイメージづくりをしていけば少しずつ変わっていくんじゃないかなと思いますので、多分、委員の皆様

様、まだもっといっぱいお話ししたいことがあると思うんですけど、それぞれ皆さん角度が違うので、それぞれこれを基に、これ僕も大分読み込んだんですけど、本当にいろいろな声が入っている、もう宝の山が入っているように僕は感じるんですね。だから、本当にこれをもっともっといい形で理事者の皆さんとお話ししながら、もしよければ時間をつくって聞いていただきたいこともいっぱいありますので、今後ともよりよくしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○板倉委員長 それでは、報告事項1、子ども・子育て支援に関する実態調査の結果についての御質疑を終了いたします。

続きまして、子ども家庭部幼児保育課から4件です。

報告事項2、令和6年度4月保育園等入園児の応募状況について、報告事項3、令和6年度文京区立幼稚園入園児の応募状況について、報告事項4、区立保育園におけるおむつの定額制デイサービス（おむつサブスク）の導入について、以上の説明をお願いをいたします。

奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 それでは、報告事項2、令和6年度4月保育園等入園児の応募状況について説明いたします。

昨年11月に申込みを受付開始いたしまして、1月9日まで申込み取り下げ期間を設けておりました保育園の4月入園一次募集の申込み状況が確定いたしました。

項番1、今年4月入園分と、項番2、昨年4月入園分の申込み状況を比較したものです。それぞれの表の応募人数を比較した特徴といたしまして、2歳児クラス以降が全体的に減少しております。減少の要因の個々の分析は困難でございますけれども、令和3年の出生数が大きく減ったことから、特に2歳児の人口が昨年の1月と今年の1月を比較して約170人減少した影響が大きいと考えられます。

一方で、今年度の1歳児の申込みにつきましては、募集551人の枠に対して587人が申し込んでおりますので、1歳児クラスのみ、募集人数よりも応募人数が上回っております。これは、これまでの数年間は、コロナの影響などで入園控えがあったものの、今は1歳もコロナ禍前の水準に完全に戻っているものなどが考えられます。ただし、この応募人数587人中に、例えばお茶の水女子大学認定こども園などの人気のある園に単願で申し込んでいるため、入園できなくても待機児童としてカウントされない方が約70人含まれているなど、必ずしもこの差分が待機児童に直結するものではございません。

一次募集の選考結果の保護者宛ての通知は例年2月9日頃でしたが、入園選考のAI化により、今年は1月31日、水曜日に約10日ほど短縮して発送いたしました。今後、二次募集を行いまして、4月入園を確定する予定でございます。

なお、昨年10月入園の手続から、この入園の申込みの電子申請化を導入いたしまして、当初は約3割の利用率でございましたけれども、この4月の入園手続につきましては、応募者の約7割以上の方に利用していただきまして、アンケートをとったところ、約9割が満足というような結果が得られたところでございます。

2ページ目以降は、園ごと、年齢ごとの募集と応募の人数を示したものでございまして、個々の説明は省略いたしますけれども、地理的な傾向といたしましては、文京区内の東側のエリアの園が募集人数より応募人数が上回っている園が多い傾向でございます。

待機児童対策としてこれまで行ってまいりました春日臨時保育所は今年度末に廃止いたしまして、グループ保育室こうらくは、未就園児の定期預かりを来年度も継続する予定でございますので、その代替りの待機児童対策といたしまして、来年度の重点施策である未就園児の定期預かりを行う私立保育園には、1歳児の待機児童対策として定期利用枠もセットで実施していただく予定でございますので、待機児童がどうなるかは、今後の二次募集などを経た3月、4月などの状況を注視してまいります。

説明は以上です。

○板倉委員長 第3号も続けて。

○奥田幼児保育課長 続きまして、報告事項3、令和6年度文京区立幼稚園入園児の応募状況について説明いたします。

区立幼稚園10園の4月入園の応募状況をまとめた表となっております。単年度の資料でございますので、見た目では昨年度との比較はできませんけれども、区立幼稚園も申込者数が減っておりまして、令和5年4月と比較いたしますと、3歳児クラスは164人から118人に64人の減少、4歳児クラスは60人から53人に7人の減少、5歳児クラスは2人から9人に7人の増となっております。特に3歳児クラスにおける64人の減少が大きいですが、第一幼稚園も抽選なしとなりました。減少の要因の個々の分析は困難でございますけれども、フルタイムの共働き世帯が増加傾向でございますので、保育園にそのまま登園を選択する世帯が増えたり、令和3年の出生数が大きく減少した影響が3歳児クラスの一部に影響が出始めている可能性がございます。

説明は以上です。

続きまして、報告事項4、区立保育園におけるおむつの定額制サービス（おむつサブスク）の導入について説明いたします。

1番の概要でございますけれども、現在、区立保育園では、各家庭からおむつを持参していただいておりますけれども、持参不要で園に備付けのおむつを定額で利用できる、いわゆるおむつのサブスクを区立保育園で実施するものでございます。

2番の実施方法といたしまして、1、2点目ですが、サブスクはあくまでも利用者の方の希望制といたしまして、希望する方のみサブスク事業者と1か月単位で直接契約を結んでいただきます。直接契約ですので、月額料金は区を介さず、事業者へ直接お支払いいただきます。

3点目ですが、サブスクに係るおむつの発注や管理が大きな負担となり、本来の保育業務に支障を来さないよう、円滑な園運営などの観点から、1社を選定いたしまして、全区立保育園におむつを供給してもらいます。

4点目ですが、利用者はサブスク事業者と直接契約して、区は介在しないことから、おむつ保管棚などの購入は行いますけれども、サブスクの利用に関しての区の経費負担はございません。

3、実際に保護者がサブスクを利用する実施時期は、今年7月を予定しております。

4番のスケジュールでございますけれども、今月、サブスク事業者の募集を行いまして、7社から応募がございました。2月にまずは、今月ですね、区による一次審査を行いました。この一次審査は書類での審査となりますけれども、円滑な園運営を損なわないかの観点から、例えばおむつの補充方法といたしまして、保育園で毎日おむつの在庫管理を行って、その都度発注して配送を待つのか。または、定期的に園に事業者が訪問してきて不足分を自動的に補充してくれるのかといった在庫管理に時間を割かれるかどうかの点。また、配送の場合、2週間に1回などのペースで一度に大量におむつが送られてくると、保管スペースに問題が生じてしまいますので、小分けの配送をしてくれるかどうかなどの観点で、一次審査で3社に絞り込みを行いました。今後の二次審査といたしましては、一次審査で絞り込んだ3社の中から、区立園に通う子どものうち、おむつを使用するメインの年齢であるゼロ歳児から2歳児の保護者の皆さんに、どの事業者のサービスがよいか保育連絡帳アプリでアンケートをとりまして、多数決で1社に決めたいと考えております。保護者の視点では、今度は月額料金、製品名、決済方法などの観点から一番使いたい事業者を選定していただきます。サブスクの月額平均価格帯といたしましては、2,300円から3,300円となっております。平均的

な価格帯は2,500円となっております。普段使っていないけれども、とにかく値段の安い事業者が選ばれるのか、また、決済方法としてクレジットカードだけでなく、スマホ決済やコンビニエンスストア払いもできるかなどの項目をお示ししてアンケートで多数決をとって決めます。

最後に5番、その他ですが、事業者によっては一、二か月の無料体験期間を設けるところもあります。また、7月の段階では様子見で秋以降に改めて契約しても可といたします。翌年度以降、満足度調査を行いまして、定期的に事業者の見直しを行いたいと考えております。

説明は以上です。

○板倉委員長 続きまして、報告事項の5、未就園児の定期的な預かり事業の実施についての説明をお願いいたします。

永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 それでは、資料第5号、未就園児の定期的な預かり事業の実施について御報告いたします。

本事業は、今年度、国のモデル事業として実施した未就園児の定期的な預かり事業について、令和6年度は東京都の補助を活用し、グループ保育室こうらく、私立認可保育所等、私立幼稚園で実施するものでございます。

実施内容は、PDF2ページの別紙を御覧ください。まず、グループ保育室こうらくは、定員、実施日時、利用形態などについて、今年度と同じ内容で実施しますが、変更点は、月額の利用料金について、今年度は5,000円であったところ、令和6年度は、認可保育所等を利用する際の所得階層別の保育料に5分の1を乗じた額とし、5,000円から8,800円の範囲で設定いたします。

次に、私立認可保育所等は、定員の空きを活用し、各曜日3人を上限として実施園で定員を設定いたします。給食とおやつを提供し、月額の利用料金は、週1回利用の場合は5,000円から8,800円の範囲、週2回利用の場合は1万円から1万7,600円の範囲で実施園が設定いたします。実施施設に対しては、月々の利用実績に応じて支払う運営費補助と、新たに事業を始める際の必要な経費を補助する、開設準備等経費補助を行います。

次に、私立幼稚園は、教育時間が午後2時までの園が多く、園によっては午前中に終了する日が設定されているなど、保育所と同様の内容での実施が難しいため、定員、実施日時、利用形態、食事の提供などについて、各園で設定いたします。利用料金は、日額2,200円、月額4万4,000円を上限として実施園で設定いたします。実施施設に対しては、運営費補助

と開設等準備経費補助を行います。

PDF 1 ページのスケジュールを御覧ください。グループ保育室こうらくは、2月10日号の区報等で区民周知を行い、2月15日から22日まで、利用申込み受付、申込者多数の場合は、2月29日に抽選で利用者を決定。その後、利用面談を行い、4月1日から事業を開始いたします。

私立認可保育所等は、令和6年4月入所内定者決定後の3月以降、私立幼稚園は、2月以降、実施園が定員等を設定し、周知、利用者の決定面談等を行い、事業を開始いたします。

御報告は以上です。

○板倉委員長 すみません、12時になったんですけれども、報告は終わりましたか。

それでは、休憩に入ります。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○板倉委員長 それでは、時間前ですが、皆さんおそろいですので、開会をいたしたいと思えます。

それでは、午前中に報告をいただきまして、質疑に入りたいと思います。

資料第2号についての質疑がある方。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。まず、区立と私立に分けて質問したいというふうに思えます。よろしいですか。

区立保育園については、この資料によれば、例えば柳町保育園とかお茶大保育園のような幼保一体型の保育園については、人気が高いということが分かります。一方で、すみません、これは次の資料になりますけれども、報告になりますけれども、幼稚園のほうはそこまででもないということですよね。例えば柳町においてはどうか、欠員が出ているという状況にありますよね。ということは、例えば幼保一体型の保育園に子どもを通わせたいというニーズがあるけれども、幼稚園の保育時間ではなくて保育園の保育時間で預けたいということですよね。ということは、例えば柳町の定員を、幼稚園の部分を保育園で受けられるようにすべきだというふうにやはり思うわけです。そのためには、保育士は保育教諭資格を持っている人、保育士と幼稚園教諭を持っている人が多いと思いますので、やはり保育教諭資格をしっかりと整備するというか、皆さん保育教諭なんですよということと、保育士と幼稚園教諭の資格というか待遇というものを統一していくということと、本当に真剣にスピード感を

持って考えていただきたいというふうに思っています。

それから、昨日の浅川委員への答弁にも、例えば湯島幼稚園を移転する際には、幼稚園型の認定こども園にするというふうにお答えをされていますけれども、後楽幼稚園も幼稚園型の認定こども園というふうに聞いておりますが、これから幼稚園をこども園化するに当たって、本当に幼稚園型でいいのかという問題です。やはり幼保連携型の認定こども園にするなどして、幼保一体化を進めていくことが区民のニーズに合うのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 宇民教育総務課長。

○宇民教育総務課長 区立幼稚園の認定こども園化につきましては、文教委員会でも御報告をさせていただきましたけれども、それまで区立幼稚園で培った様々なノウハウ、歴史などを、そのまま認定こども園にした場合でも継承していくと、そういったことに鑑みまして、幼稚園型認定こども園にするというふうにしたところでございます。

また、人的配置につきましても、幼稚園教諭で、かつ保育園資格も有し、なおかつ開設までの間には区立保育園で研修を積んで実地にも耐え得る人材を配置するといったことで万全を期していくようにしておりますので、基本的にはその考えにのっとりまして、幼稚園型の認定こども園で整備をしていくという考えに変わりはありません。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 幼稚園のノウハウとか伝統を否定しているわけではありませんし、両方の資格を持っている人がどんどん増えているということは分かっています。そうではなくて、保育士で採用されたか幼稚園で採用されたかで働き方とか待遇が変わって、さらに、例えば幼保一体型の子育て支援施設において、幼稚園は空きがあって、保育園は応募が上回っている状況なのにもかかわらず、受け入れることができないという問題を解決する必要があるのではないですかというふうに申し上げているんです。ぜひ今後もしっかりと御検討を継続していただきたいというふうに思います。

それから、区立保育園の中で気になっているところは、保育園の中でも、やはり傾向としてですよ、新しい保育園と古い保育園、施設です、建物ですよ、によって、やはり人気が違うんじゃないかというふうに思われます。例えば上の段でいうと、青柳保育園と久堅保育園を比べてみてもらうと、青柳保育園は新しくなりましたよね。確かに、あの周辺に私立幼稚園がたくさんあるので、4、5歳児のニーズが少ないというのは仕方がないと思うんですけども、久堅保育園は、今、年少人口がめちゃくちゃ増えている場所であるにもかかわらず、

欠員、空きが出るという状況は一体どういうことなのかということ、もちろん大規模改修を2024年以降、検討するというふうに公共施設等総合管理計画に書かれていますけれども、そういう施設面の古さというものについて、更新を順次考えていかなければならないというふうに思います。もちろん、公共施設等総合管理計画において、そういう大規模改修の目安が書かれておりますけれども、特に今、区立・私立両方において定員に余裕がある時期にこそ区立保育園の改修を進めていくことが必要であるというふうに考えております。

これは本当は、あした、自治の人が言うべきことなんですけれども、この公共施設等総合管理計画が問題だなというのは、併設施設は書いてあるんですけれども、隣接する公園を書いていないんですね。例えば、久堅保育園に関しては、久堅公園を、この間、再整備したばかりなんですけれども、私は再整備の意見交換会のときに、久堅保育園は建て替えなくていいんですかとか、例えば仮園舎の用地として、できるかどうかは別にして、久堅公園を使うということもできたかもしれないんじゃないですかということをお願いしたんですけれども、それはそれでこっちはこっちでやるんですという話になっちゃっているんです。できるかどうかというのは、できない場合もあるかもしれないんですけれども、そういった隣接する公園がある保育園というのも結構あると思うので、そういったところも含めて、公共施設担当と子ども施設担当がしっかり話し合いながら、より効率的な改修計画を進めていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 委員が御指摘のとおり、やはり新しい園については人気があって、施設がかなり老朽化している施設については、やや人気が下回っているような状況というのは、まさにそのとおりかなと思います。今回、改めて公共施設の管理計画でほかの施設との見える化が図られましたので、まさにその隣に隣接する施設と併せて整備していく必要があるというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 隣接する施設というのは、確かに久堅とかは複合施設なので、複合的に建て替える必要があるかもしれないので、その検討をしなければいけないとは理解していますけれども、隣に公園があるかどうかというのは、実は公共施設等総合管理計画に書いていないんです。でも、それはしっかりと本当は書き込む必要がありますし、このまま素案のまま行くかどうか分かりませんが、今後、何というんでしょう、毎年の見直しとかの中で、そういう視点も必要ではないかということ、特に保育園においては考えていったらいいん

じゃないかなというふうに思っておりますということ。まず、これが区立について。

私立については、やはり令和4年度当初予算から、私立認可保育所における質の高い保育の提供として、運営支援として保育士さんの人件費の一部を補助していますよね。そういった状況がどこまで続くのかというのは、やはり、もちろんニーズがどういう状況で推移するのかというニーズ量を見込む必要がありますので、簡単にできることではないんですけども、やはりこういった保育士さんの人件費補助をして定員を維持している間に保育園の改修なども進めていくことが必要なのではないかなというふうに思いますし、また、この補助の見通しなど、中長期の計画とか、あとは、この補助が、例えばその終期が決まっているのかなと思うんですけども、そこまでにこういった計画を立てるのかということや私立保育園にも考えていただく必要が、もちろん誰でも保育を始めていただくのも一つの方法だと思いますし、あと定期的な預かりですよね。その辺はお話ししていただいたり計画を出していただくということが必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 今、委員のほうからお話のありました令和4年度からの重点施策の加配の保育士の人件費補助につきましては、実績で申しますと、令和4年度は94園の延べ3,305人が補助の対象となっております。額としましては、約3億4,000万円という形で支出をしているところになります。こちらのほうは、やはり手厚い保育体制に基づく質の高い保育を実施しているというところで効果があるものだというふうに考えております。ただ、これをいつまで続けるかというところは、現状、待機児童がゼロになって、定員に空きがあるというような状況の中で、園運営をどういうふうに継続して続けていけるかというところの全体的な区として補助制度ですとか、そういったことを考えていく必要があるというふうに考えておりますので、その中で、この加配の常勤保育士の人権費補助についても、こういった形で、このまま続けていくのか、あるいは何かの形で組み替えていくのかというところは検討してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。まず初めに、この応募状況から見ると、令和5年度は本当に数値だけでなんですけれども、待機がないというような数字で、今回は令和6年度のところに1歳のところで587の応募があつて約70人が見合わなかったというのが数字的には見えているわけなんですけれども、先ほど課長は、ここがお茶の水女子大附属に、そこ1か所だけですよね。申し込んだのが70人近くあつたということで、多分、その差なんだろうというよ

うなお話をされていまして、ちょっとほっとしたんですが、今度、それぞれの入園の応募状況を見たときに、あくまでもこれは第一次の募集であって、新規ではあるんですけども、幾つか募集に対してやはりゼロというところ。特にゼロ歳児、1歳児でゼロというところ、本来はそこが埋まってもいいよなというところがゼロだったりするところに関してなんですけど、在園生がもともといるのかもしれないけれども、いわゆる経営的に、受け入れる子どもたちがいなければ経営も困難になっていくわけですけども、そういった心配というのはどうなのかなと思ひまして、それぞれの園との、例えば経営状況を知る機会が役所はどのような形であるのか。それからあと、コミュニケーションをどういうふうに図っているのかとか、また、父兄から聞こえてくる声というのは、大体が問題が起きてからだと思うんですけども、どういうふうにその辺のところは捉えているのかなというところがちょっと気になったので、教えていただければなと思います。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 今、まさしく委員のほうがおっしゃいましたように、こちらの応募状況のほうは第一希望の人数のほうを記載をしていると。進級される方もいらっしゃいますので、当然、4月の段階で在園される方の人数というのは、そういったことによって変わってくるような形になります。ただ、近年の傾向としまして、特にゼロ歳児クラスに顕著ではあるんですけども、なかなか4月の段階では定員いっぱいには埋まらずに、年度が経過するにしたがって埋まっていくという傾向が見られております。令和5年度について申し上げますと、ゼロ歳児は4月の段階では定員に対して66.9%という形の充足率でございましたが、2月1日の段階で見ていきますと、定員に対して98%が埋まっていると。1歳児、2歳児につきましても、2月1日の段階では、それぞれ1歳児が93.6%、2歳児が92.0%ということで、やはり年度が経過するにしたがって定員のほうが充足をされてくるという形になります。

あとは事業者の経営状況の確認というところになるんですけども、区のほうでは令和4年度から、全ての私立保育園に対して指導検査のほうを実施しております。その中で、各園の収支状況のほうは確認をさせていただいております。ただ、いわゆる運営会社全体の収支までは指導検査の中では見ることはできませんので、そこは指導検査の中で、当然、事業者のほうも立ち会っていますので、その中で確認をしたりですとか、あるいは、いろいろな保護者の方から御意見をいただいたりしたときに、事業者に区役所のほうに来ていただいて、いろいろお話をしたりすることがあるんですけども、そういったときにいろいろな今後の

事業展開だとか、そういったことについても併せて確認をしていければと考えております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。運営会社全体での収支というのは見えない、そのとおりのかなと思います。なので、なおさら、やはり急に駄目になっちゃったと言われて閉園しますというのを例えば親御さんが知ったときに、子どもたちはどんな園でも、そのいた場所というのに固執しますよね。そこが、友達もできる、そこが利便性として非常によかったんだということ。あと、例えば園長先生がよかったんだとか、保育士さんがよかったんだと、様々な理由があると思う。なので、そういったことがないようにだけは今後も注意深く見ていていただきたいなというふうに思います。

あともう一つ、先ほど奥田課長の報告の中で、電子化の話を少しされておりました。ああ、そうだよなと思いました。去年のたしか10月から入園の手続に関しての電子申請化をされていると思うんです。先ほど、前年度が3割だったところを7割の満足を得たと。その辺の利用状況というのかな、もう少し、例えば何分ぐらいで、今までだったら郵送で、書いて、やること自体はそんなに変わらないですよ。私も一緒に立ち会ってやったときはあるんですけども、書くこと自体はそんなに大変じゃなくても、切手を買って送るという、そういう手間とかは結構面倒くさいですよ。でも、それが例えばスマホでどのくらいでぱぱっとできるものなのかということも教えていただきたいのと、あと、それはサービスを受ける側に対して大変利便性の上上がったものなんですけれども、今度、こっちからの回答というのは、その辺の電子化というのはされているのか。その辺も教えていただけますか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、入園の手続の電子化、デジタル化で、まず入園申込みのデジタル化につきましては、昨年10月入園分のものからテスト的に始めまして、そのときは3割ぐらいだったんですけども、今回の4月の入園については、7割の方が電子申請されたというところでございます。

利用された方に匿名でアンケートを行いまして、「満足」、あとは「大変満足」の割合が約9割に達したというところでございます。なので保護者の方からの要望でもあったんですけども、当然、継続してどんどんどんどんほかの手続も電子申請化していくべきというふうなことを幼児保育課としてもすごく認識しているところでございます。

利用の状況といたしまして、主に回答してきていただいた方の約半数がパソコンでの申請、4割ぐらいがスマホで、残りの1割ぐらいがタブレットというところでございまして、委員

が御指摘のとおり、今までは申請書を例えばダウンロードだったり窓口でもらって手書きして、申請書の添付書類を会社からもらって、それを全部封筒に詰めて郵送してというようなところ、あと窓口に来られたりということで、かなりの時間がかかっていたんですけども、全体的に6割が電子申請であれば20分以内で申請が完了したというような御回答でございました。特にすごい方だと、スマートフォンで、5%の保護者の方は5分以内に完了したというような御意見がございまして、これは特に海外に在住で、4月から文京区内に転居する方とかは、本当に郵便だとすごく御負担をかけていた。特に国内にいる御両親の方を經由して何とか出すとか、本当に締切りがタイトな中でかなり御苦勞をおかけしてきていたところが、そのあたりが大分クリアになったかなというところで、そういった満足度につながったものと考えられます。

2点目の内定の通知であったり、入所保留の通知の電子化につきましてなんですけれども、確かにここが、今、課題となっておりまして、申請についてはデジタルのツールを整備できたんですけども、実際に1月31日にお送りするのが郵便でお送りするというところで、何かそのアンバランスが何なんだというお話は御指摘も受けていまして、そこは何とか改善していきたいなと思うんですけども、申請は一方通行なので、受け付けましたというような本当にもう簡単なやり取りで済むんですけども、内定の通知に関しましては、内定しましたよだけじゃなくて、どこの園に決まりましたよという、そのあたりの情報がより高度化するの、その入園の決定のシステムとのリンクというのが、まだうまくできていないというところ。なので、システム上、できなくはないんですけども、何とか今後改善していかないとというふうに考えておりまして、そこは電子化できればいいなというふうに、今後、検討してまいりたいというふうに考えます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。今、新名部長がちらっと見たんですけども、何年前にも、幼児保育課のときに、もう本当に手作業で職員の皆さん、夜遅くまで頑張られていた。その時代があって、そのときも大変な御苦勞だったと思います。でも、今、お話を聞いて、こうやって電子化を進めていかなくちゃいけないという、また新たな課題に向かってやられていること、本当に御苦勞ですし、今回使われた方から、9割の人が満足だって答えたことは、電子化を進めてくれたことに私はもう本当に感謝というか、ありがとうございますという気持ちになります。ただ、ちょっと落ちがありましたよね。通知のほうはまだ郵送だということ。そこは、やはりぜひ頑張って進めていただきたいというふうに思います。

それとあと、これはこの間の議員研修でもデジタル化の勉強がありましたけれども、全庁的にデジタル化は進めていかなければいけない課題だというふうに思っておりますので、ちょうど23区の特別職の職員の応募状況が出ていまして、去年はかなりまた倍率が減って、2.何倍って書いてあったかな。2021年が4.何倍だったのに、それで2022年が3.6倍だったかな。でも、2023年は2.5倍という数字になって、どんどんどんどん職員の成り手というのなかなか厳しくなっている中で、やはりデジタル化を進めていって負担を軽減してあげるということは非常に大切なことだと思いますので、ここは幼児保育課に言うことではないんですけれども、こういった取組を率先してぜひやっていっていただきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、電子申請化によって職員の超勤時間というのは本当に格段に減りまして、入園相談係は今までは不夜城みたいに言われていたんですけれども、今はもうほとんど定時で帰って、私のほうが長くいるような状況でございまして、なので、今後、委員が御指摘のとおり、職員の採用というのは、いろいろな業界で人材の取り合いになってきているので、優秀な職員を採用するのは当然なんですけれども、少ない中でやっていくには、やっぱりデジタル化というのは一番強力なツールになってくるのかなと思いますので、可能であれば幼児保育課でやった取組をほかの課とかにも横展開できれば非常にいいことかなと思います。

あと、結果通知の電子化につきましては、文京区のほうで何とかやってみたいなと思っはいるんですけれども、一応、将来的な流れとしては、2026年の4月入園のときから、国のほうで申請も結果通知も電子化という全国共通のシステムの導入というのを、今、検討しているようですので、それが本当に使いやすいものであればそれを活用する。ただ、今までも国のシステムはなかなか使いつらい部分があったので、その状況を見ながら、何とか結果通知についても電子化を進めていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 2月段階での応募状況ということで数字を報告していただいたので、この機会に確認したいのは、数字にあるように、募集人数と応募人数を見れば、その差が、何というんですか、集束しているように見えると。1歳のところは状況が違うけれどもということです。

問題なのは、保育園の入園というのは、入園の申込みがあれば、自治体は保育を実施しな

ければならないと、実施義務と言われるものが児童福祉法上あるわけで、この段階での保育園入園というのを受け入れたのか、受け切れなかったのか、そこの結論への到達を確認することが大事だなというふうに思いますので、お聞きしたいのは、今の議論の中でも少し触れましたけれども、この申込みの人数、この令和6年度の申込みに対して、内定の通知、今は内定通知というのかな、決定通知かな、それが何人出たのか。その反射的に、保留通知はどれぐらい出たのか。どっちの数字でもいいですから、できれば、今、1歳のところが数字的にはオーバーになっているよということだから、このゼロ、1、2、3歳ぐらいまでかな、それぐらいの今の内定の状況、保留の状況、これをまずお示しいただきたいと思います。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、こちらの資料第2号でいうと、今年度の4月の応募人員、人数としてトータルで1,382人がお申し込みになりましたというところでございますけれども、まず、全体の数値からいきますと、トータルで1,382人の申込みに対して、速報値なので多少のぶれはあるかもしれないんですけども、内定者、保育園が決まりましたよという方が1,197人いまして、保留者は185人、どこの園にも第一次の段階では入れなかったというのが185人いますので、内定率といいますか、そういった入れましたという率は87%。裏を返すと、保留の方は13%全体ではいらっしゃったというところでございます。

個別にゼロ歳であれば、内定率については92%、1歳については、やはり下がりがまして83%、1歳が一番ひっ迫しているクラスでございますので83%、2歳は85%、3歳になると92%というような数字となっております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。冒頭言ったように、児童福祉法との関係で言えば、ここが100%になるのを目指すというのが、この間、議論してきた待機児ゼロということでありましたので、成澤区長さんが認可保育園をつくるよということをやってきた、この道筋を引き続き評価するとともに、頑張っていたきたいというふうに思うんです。

さらに続けて聞くのは、この保留の数が全体では13%、185人ということでありました。いつも6月か9月の議会になるのかな、あらかじめ全部数字が確定すると、そこでいつも議論するんだけど、保留通知希望という、何ていうんですか、認可に申し込んだけど入れなかったというところで見たとときに、そういう類型がいつの頃からか出てくるんです。私の記憶だと、今の企画課長さんが保育課長をされていたときに、そういう保留通知希望の人を自治体で確かめて数字を出してくださいと。そうすると、その数は待機児童には入れなくていいで

すという連絡が国から来たので、これからやるんですと。自治体はその人の子育ての、もしくは仕事についての、また職場環境にまで至るようなことまで含むことをわざわざ聞かなきゃいけないという、なかなか悩ましい課題ですというふうに、たしかそのときにそういう議論があったと思いますけれども、今はそれがこなされて、保留通知がどれぐらいなのかという人数なんかもすぐ出てきますよね。そうなりますと、私がこだわっているわけじゃないんだけど、申し込んだら入れるよと、これは保育の必要性に基づく申込みなわけですが。ただ、同時に、今のこの入園の申込みの状況というのは、国の示しとの関係で、実態的にはもう一つのカテゴリーができて、保留通知の必要性に基づく入園申込みみたいな、そういうことが実態的には起きているわけです。そのことの認識を問うわけじゃないんだけど、現実には起きているわけです。

そこでお伺いするのは、その背景には、保留通知があると育休が延長できるとかという、そういうかかり具合になってくるわけでありまして、じゃあ、育休が取れるのか取れないのか、これは就業環境、会社の規模なんかにもよると思うし、一番重要なのは、育児休業を取得した場合の、これは労働保険から出るそうでありまして、給付の率、これがどれぐらい出るのかどうかということで、保留通知をゲットして育休を取るのかどうかということが現実的な、そこで悩ましい問題に当事者の皆さんは突き当たるというふうに思うんです。だから、確認したいのは、今の段階で、育児休業の給付というのはどれぐらい出る、率で示せるというふうに思いますので、そのことを答弁いただきたいと思います。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 国の制度の御説明にはなりますけれども、育児休業給付、育休の給付に関しましては、育休の取得から180日目までの間は休業前の賃金の67%、約3分の2を受け取ることができまして、180日を超えて子どもが1歳までの間は賃金の50%が給付されるというものでございます。また、原則は1歳までの支給となっているんですけれども、例外的に、保育所に入れないという要件があれば最長2歳まで受給を延長することも可能という制度でございまして、あくまでも原則1年となっております、それ以降はこの保留通知というものが必要になってくるというような制度でございまして。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 だから、入園の申込みと育休を取得する、そのときの保留通知を得るということは、そういう今の給付額との関わりで、それぞれの当事者の皆さんが判断するという事になるというふうに思うだけども、当然、さっきちょっと言われたように、育休が取れる

環境とそうじゃない環境ですね、会社によっては就業状況によってあると思いますので、そういう問題も加味した数字になってきているということが、なかなか、じゃあ、保育のニーズというか、保育の必要性をどう見ればいいのかということがなかなか分からなくなってくるという現状があるんだというふうに私は思います。

ですから、社会全体で子育てを支えようということであれば、その育児休業中の給付ぐらいいは満額、もしくは、この率が上がっていくように、ぜひこの保育の入園手続きに携わっている現場の皆さん、持っている自治体から国に言っていただきたいというふうに思っておりますので、それはまた答弁があれば触れていただければというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

併せて幾つか聞きますが、一つは、今回、入園申込みをやっている保育園の定員、今回は募集人員と応募人数の関係で出ていましたけど、そもそも定員との関係でいうと、この数年間、保育所の定員の弾力化ということで、待機児対策で定員を増やしてきた。これを少しずつ戻しているというふうに聞いています。令和6年度もそういう作業をやった結果の募集状況になっているのかということを確認したいのが一点。

それから、やはり保育環境、保育の質という点では、これをずっと見ても、昨年も指摘しましたけど、園庭のある、ないということで、やっぱり傾向は非常に明瞭じゃないかなというふうに思うんです。小石川ここわ保育園というのは国有地を買っていただいてつくったけど、今年も応募がオーバーしている状況がありますよね。だから、改めてこの機会に園庭のない保育園数を確認したいのと、その改善策はどのようになっているかということを少しお聞きしたい。

その点では、具体的に、例えば私、地元で私立認可保育園でどんぐり保育園というのがありますが、昔、聞いたことがあるんですけども、園庭がないですから、マンションの2階ですから、代替園庭は須藤公園ですというのを聞いて、私、そのときにえっとびっくりしたんですよ。なかなか須藤公園まで行ってないなと思って、どこに行っているかなというのと、当然、根津神社に毎日毎日行っていますよね。だから、代替園庭というのが非常に書類上の規制緩和でそれでもいいですよとなったんだけど、書類上の問題になっていて、実態とかけ離れているという実態があるんです。

それで、白山五丁目のある私立保育園ですけども、千石に近いところですけども、この保育園はどこまで公園遊びに行くんですかと聞いたら、駒込公園、駒込病院のすぐ隣にある。それとか、巣鴨駅を越えて豊島区に入ったところにあるロケット公園というそうです

けど、そこまで行くとかね。だから、子どもさんも歩く、保育士さんも負担がある、こういう実態があるわけで、そういうこととの関係でも、この園庭のない保育園の改善策というのをどのようにやっていくかという状況をお聞きしたい。

その際に触れていただきたいのは、今言ったここわ小石川とか、大空と大地のな一さりいとか、これは公有地を使って新設した際、園庭をシェアするということで作られたはずでしたので、利用状況はどのようになっているのか。それから、公有地活用という点では、茗荷谷駅のすぐ隣の都営バスの車庫跡地に中大をつくり、そこにできたソラスト茗荷谷保育園ですね、園庭は残念ながらできなかったけど、中大の建物の4階か5階ぐらいに、テラスじゃないけど、屋上みたいなところがあって、そこが使えるといいなというふうに事あるたびにお願いをしてきましたけれども、中大との連携状況というのはどのようになっているか。それから、園庭がないから、少し遠い公園に行くときに、安全の問題が心配だということで、港区が実施していると紹介してきましたけれども、キッズゾーンの検討とか、そういうものはどのようになっているのか。まとめてちょっと聞かせていただきたい。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、1点目の社会全体で支えながら育休手当の満額の延長をというところでございますけれども、現在の国の動きといたしまして、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において、今年1月から議論を本格化させているところでございますけれども、育児休業給付の延長申請の厳格化ということが、今、検討されているというところでございます。報道レベルでしか内容を確認できていないんですけれども、保護者がハローワークに育児休業給付金の延長を申し込む際に、これまで区とか自治体が発行した保留通知を提出すれば済んでいたところを、入所を希望した保育所名であったり、復職の意思を確認する項目などを盛り込んだ申告書、これを導入する方向で、今年中に省令改正する予定だと聞いております。

ただ、一方で、ハローワーク側で、果たしてそれぞれ自治体の各園の入園の難易度だったり、それぞれの御家庭の保育園までの距離といった実情をどこまで把握できるかというのが、ちょっと不明なところでございます。

今回の厳格化について、国の有識者会議においても、自治体側の意見といたしまして、現行のこの延長制度をそもそも撤廃して、2歳まで給付金を支給したほうがいいのかという案とか、保育園を利用していないという、単純に利用していませんという証明書をもって支給期間を延長するといったシンプルな制度案を自治体側からは要望しているところで

ございます。

一方、雇用側の見方としましては、例えば1年以上の育児休業の取得というのは親の仕事復帰に悪影響があるのではないかと、そもそも人材不足が言われているから、なるべく早めの職場復帰を望んでいる見方もあるというふうに聞いております。

今年、議論を本格化させていくというところでございますので、まずはその状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 まず、1点目の定員の弾力的な拡大についてなんですけれども、委員のほうからお話がありましたように、基本的には弾力化のほうは解消していく方向で進めているものになります。

ただ、進級を確保する観点で、どうしても弾力化のほうは、一定、していかないと進級ができないという園もございますので、そういったところは進級を確保するために弾力化のほうは続いていくというところにはなります。

あと、令和6年度の4月入園の入園状況によっては、場合によっては特定の地域の特定園のほうに待機児童を出さないために、個別に弾力化のほうをお願いをすることは可能性としてはあり得るかなというふうに考えております。

2点目の園庭のある私立保育園、ない私立保育園というところになるんですが、こちら、地域型保育事業を除く、いわゆる私立認可保育園、これは分園も1園としてカウントしますと、現在、80園ございます。そのうち、基準園庭ありの園が8園、基準外の園庭ありの園が8園、残り園庭なしの園が64園という形になっております。ただ、その園庭のない64園につきましても、屋上園庭がある園が11園、水遊び場等がある園が27園という状況になっております。

これに対する改善策というところになるんですけれども、こちらにつきましては、従前より御答弁申し上げておりますように、都立公園小石川植物園の利用料を無料にすることによって、いわゆる散歩の活用というところですか、あとは区と包括協定を結んでおります和敬塾の散歩や遊び場としての利用、あと区立の第一中学校の校庭の利用というところで、遊び場の確保のほうに努めているところでございます。

あと、公有地を活用して整備をしました小石川ここわ保育園と大空と大地のな一さりの茗荷谷園につきましては、まず、小石川ここわ保育園につきましては、令和5年度は、これは1月31日時点の実績にはなるんですが、近隣の9か所の園が合計40日間、ローテーションで

園庭のほうは利用しております。大空と大地のな一さりい茗荷谷園につきましては、令和元年度に近隣の私立保育園2園にプールを貸し出した実績があるんですが、その後、新型コロナウイルス感染症の関係で、貸出しの実績はございません。令和5年度については、近隣の私立保育園とプールの利用についての打合せ自体は行っていただいたんですが、実際には暑さの関係で貸出しの実績はないという状況でございます。

次に、ソラスト茗荷谷保育園と中央大学との連携という部分になるんですが、こちら4月以降、まず、区と中央大学のほうで1回打合せを行いまして、その後、ソラスト茗荷谷保育園のほうを交えて3者での打合せを2回実施をしております。アイデアとしては幾つか出たんですけども、まずは大学で実施をするお子さんが楽しめるイベント、これは学園祭も含む形にはなるんですが、こちらの保育園への情報提供と参加、避難訓練の合同実施などについてアイデアが出ているところでございます。

実際にはというところになるんですが、11月に行われました学園祭のほうのお子さん向けのブースのところで、中央大学とソラスト茗荷谷保育園のほうがコラボをして事業のほうを実施するというようなことが行われているという部分と、あとは避難訓練という部分につきましては、今、3月を予定しているんですが、Jアラートの訓練のほうを中央大学の御協力をいただきながらソラスト茗荷谷保育園のほうで実施をするという計画になっております。

あと、最後に委員のほうからお話のありました5階にある園庭の利用についてなんですが、こちら、私も一緒に見学に行ったんですけども、近隣の高層マンションとの距離がかなり近い状況にあります。ですので、目線だったり、お子さんたちの声という観点から、日常の遊び場としての利用は難しい状況にはなっております。ただ、大学生が長期休みの期間中などにスポット的な利用ができないかというところで、今、協議のほうを進めているところでございます。

あと、御質問の最後にいただきました、いわゆる道路の安全対策というところになるんですけども、こちら令和元年度に大津市のほうで起きた事故を受けて、警察等と連携をして安全確認のほうをしているところでございます。実際の対応としましては、注意喚起のための看板の設置ですとか、道路標示の整備など、合計130か所の安全対策のほうを進めてまいりました。今後、大規模な緊急合同点検という形の予定は現状ないんですけども、例えば新しいお散歩のルートが出てきた場合ですとか、あるいは、今後、新規の園を開設した場合ですとか、そういったところにつきまして、必要に応じて道路管理者のほうと安全対策について協議を行ってまいりたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 ありがとうございます。園庭の問題についても、また公有地を使ったそれぞれの園の施設の利用の状況についても、また安全対策のキッズゾーンについても、引き続き保育の質を確保して、安全に成長、発達するという点では課題だと思っていますので、私たちが求める立場は先ほど申し上げたとおりですので、引き続き御対応をお願いをしておきたいというふうに思います。

そして最後に、委員長、副委員長のほうから一般質問はこの中でということでありましたので、一点、保育園の関係で、テnderラビング保育園関口の医療的ケア児の区の委託事業のことについて、さきの11月の当委員会で聞いた内容について、その後の経過の報告をいただきたいと思います。

内容としては、委託事業で委託費が二千何百万円だったと思うんですが、ごめんなさい、委託費はもうちょっとあったと思うんだけど、委託費は3,700万円ぐらいかな、そのうち2,000万円を超える黒字が出ているという収支報告が出ていたんです。これはどう考えてもおかしいので確かめてほしいという、そういう質問でありました。確かめるということだったので、その結果をお聞かせいただきたい。

併せて、まとめて聞きますが、それを改善をするということであれば、新年度の委託契約についても恐らく改善が必要になってくるだろうというふうに思いますので、その点。

それから、私たちの一般質問で本会議で聞きましたけれども、保育士の配置基準について聞きました。細かい数字は別にして、実態は国の配置基準の5割増しの保育士が必要だと、区立も私立も、平均ですけれども、私立は、という実態がありました。だから、私たちとしては、やっぱり国の児童福祉法上の保育士の配置基準というのは、あくまでも最低基準であって、これを拡充していく必要性が明らかになったものだというふうに考えるが、この点についてはいかがかということなんだけれども、この配置基準の意味、それについて触れていただきたい。これはあくまでも児童福祉法上は最低基準なので、最低基準を引き上げていく、そういう義務がやっぱり保育園の場合は自治体に出てくるんだというふうに私たちは捉えるけれども、それについてはどのように考えていますかということです。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 まず、1点目のテnderラビング保育園関口の医療的ケア児の支援の委託事業についての御質問になります。こちらにつきましては、事業者のほうに再度確認をしまして、令和3年度の正しい収支について説明のほうを受けております。説明の中で、

最終的な収入に対する支出の収支差額というところでは、約540万円の黒字という状況が確認をできております。

こちらの医療的ケア児保育の委託契約の仕様の中なんですけれども、こちら常勤の看護師と保育士をそれぞれ1名最低配置をするということと、利用する児童の医療的ケア等の内容に応じて必要な看護師と保育士を区と協議の上で配置をするという内容になっております。ですので、実際には利用されるお子さんの人数ですとか、医療的なケアの内容や状況で配置をする看護師や保育士の人数は変わってくるというようなものになっております。現在の契約形態は総価契約という形で、いわゆる利用人数とか医療的ケアの状況によって配置する看護師とか保育士の人数は可変するわけなんですけれども、総価契約ですので、現状は契約金額について、きちんと仕様を満たした保育のほうが実施できていることを確認すれば全額お支払いをするという契約になっているんですが、これについては、令和6年度、少し契約内容を変える予定になっております。具体的には、契約金額のうち、人件費については実際に配置した職員の人数に応じて払う方法に変更するというところで、今、手続を進めているところでございます。

2点目の最低基準についてなんですけれども、こちら、当然、国のほうで基準を定めておりまして、指導検査等々の中でも最低基準を上回っていれば区としては特に指摘はしないという性質のものでございます。ただ、一方では、区のほうの独自補助で加配の常勤保育士の人件費補助なんかもやっておりますので、基本的に保育の質を向上させていくというところでは、やはり手厚い職員体制が必要だというふうに考えておりますので、そういう部分で区としましては加配の人件費補助ですとか、配慮の必要なお子さんに対する加配の保育士を配置をした場合の補助というところは実施をさせていただいているという状況でございます。

○板倉委員長 金子委員、最後ですね。

○金子委員 これで終わりです。

最初のテnderラビング保育園関口の医ケア児の委託事業のところでは、それでも1割を超える黒字ということだったわけです。ですから、これは可変的な人件費の部分については実績に基づいた支払いになるということになりましたけれども、やはり収益会社が、営利会社が保育園事業に参入するというのは、規制緩和でそうなったんだけれども、引き続き注視が必要だということだと思っております。これは指摘をしておきたいと思っております。

それから、配置基準については、今、答弁がありましたけれども、やはり憲法第25条の最低基準、最低のものを保障するという考え方からいえば、これを向上させていくことが自治

体に求められ、文京区はそれをやっているわけです、東京都全体はね、歴史的に最低基準以上をやっているわけ。だから、今、国が配置基準を向上しようということに動き出したときに、それをどこまですればいいのかと、もっと上げてほしいということだけれども、そういう資格を東京都の自治体とか文京区なんかは特に持っているということを私は思いますので、それは頑張って国に言っていただきたいというふうに思いますので、その点は頑張ってください。

以上です。

○板倉委員長 西村委員。

○西村委員 今日初めて声を出しました。先ほどから前進的な画期的な様々な御意見が出ていますけど、どうもね、私だけ保育もしくは児相に関しては今の時代と逆行している意見があります。というのは、今、満5歳になってまいりまして、青柳幼稚園へ今、元気にすくすく通っておりますけれども、幼稚園ですから、朝、うちの息子はちょっと早いんですけど、ラジオ体操に行くときはもう6時前には起きちゃいますけど、7時台に御飯を食べて、8時45分に自転車に乗せて10分少々で着きます。9時から9時10分の間に子どもを届けて、今度は2時15分ぐらいにまた解散になって帰ってきますけど、たった5時間ですよ。でも、そこで友達と5時間有意義に遊んだり、しゃべったり、ジャングルジムで遊んだり、走り回ったりして、夏なんかはプールで遊んでいますけど。

何が言いたいかというと、やっぱり人間ぐらいなんですよ、私が考えましたら、小さいときに人任せで育ててしまう。高齢者なんかに関しても、施設に入れて人任せにしてしまう。いろいろな動物を見たって、やっぱりずっと親が育てるというのは当たり前部分であって、特に入れない、今でこそこんなに待機児童が激減しましたですから、途中から2歳から3歳からでも容易に入れるようになったんでしょうけど、どんどんどんどん昔なんかは、やっぱりゼロ歳から入れなきゃいけない。ゼロ歳、あんなに小っちゃくて、本当に寝ているだけのような子どもの状態で、半年後だとか生後6か月、9か月で入れなければ入れない状況があったんですよ。この5年、6年ぐらい前まで。朝入れて、夜また7時ぐらいに引き取りに行って、もう夜、一緒に帰ってきてお風呂に入って御飯食べて寝るだけですよ。私、これは本当に、三つ子の魂百までもじゃありませんけど、もう少し親と一緒にいるべきなんじゃないかという理論が私自身にはあって、嫁にもあって、うちは保育園じゃなくて幼稚園に入れてしまいましたですけど、ですけど、児相は児相で本来ならばですよ、児相が必要な世の中になってきておりますけど、本来ならば児相がない世の中にしていくのが政治なんじゃない

いかと思うんです。

それで、その中で、やっぱり家計の部分でも共働きにならざるを得ない世帯もいっぱいいるでしょうし、そういう状況もあるでしょうけど、だとしたら、何か家計というか生活費を小さくやり繰りする方法というのはいくらでもあるんじゃないかと思うんですよね。毎日毎日立派なごちそうを食べなくたって、もう、田舎のほうへ行って100円野菜なんかをうちは山ほど買ってきますよ。今はサツマイモの時期で、とんでもなく甘いサツマイモがありますけど、しょっちゅうしょっちゅうその100円野菜を買ってきて、いっぱい四季の野菜を入れて栄養たっぷりのとん汁さえ食べられれば人間なんか死ぬわけありませんし、だから、私が言いたいのは、物すごい勢いでこの5年、6年前に区がつくってくださって、待機児童がこんなに激減をしたんですけれども、ニーズがあるから、ニーズに対して需要と供給のバランスですけど、どんどんどんどん保育園を充実させることで、何かどんどんどんどん親の愛情が足りなくなってしまっている今の社会を育てているような懸念も私は少なからず感じてしまうんですけれども。

ですけれども、これだけわっとできてしまった保育園の数ですけれども、これからもやっぱりニーズは変わらずあると思うんですけれども、何か正しい道なのか否かというものは、たまに私は疑問を感じるがありますけれども、その点の文京区の姿勢だけ、それだけお聞きして終わります。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

端的にお答えください。

○永尾子ども施設担当課長 いわゆる今後の保育園の整備をどうしていくかというところにつきましては、現状はかなり定員に空きがある状況になりますので、区内全域で整備を進めていくという状況にはないと認識しております。ただ、令和6年度の入園状況等々を見ていきながら、場合によっては、特定の地域に絞って開設をする必要が今後出てくる可能性はありますので、そういった入園状況ですとか人口動態、あるいは今年度実施をした実態調査等の結果を踏まえて、区としては必要な地域に必要な定員が確保できるように進めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 今し方、児童相談所のお話がございまして、今、西村委員がおっしゃいますように、児童虐待のない社会をいかにつくっていくかというところ、非常に重要な観点かと思っております。

ただ、文京区、高度に都市化している本区というような情景ですとか、あるいは地域特性等を絡めると、子育て世帯の皆さんの孤立状態であるとか孤独感、これをしっかり受け止めていく。あるいは、地域全体で子育て世代を支えていくというような中の一環として、区児童相談所の設置準備を進めておるといところでございまして、最終的には本当に虐待がない社会というようなところを目指していきながら、今、直近の子どもさんを取り巻く環境について、しっかり区として支えていくというような考えで、今、設置準備を進めているところでございます。

○板倉委員長 よろしいですね。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。私からは、やはり今回、応募が減っているというところで、先ほど山田委員の質問にも御答弁があったんですけども、年度が進むうちに埋まっていくんですよという話がありました。また、区からの様々な補助をしていただいていると、基準を超えた加配をしているところにも補助をしているということで、その点は大丈夫なんだろうというふうに思うんですけども、今度、保育士の配置基準も4月から変わるんですけども、この影響とかは大丈夫なのかなというところがあります。事業者さんからしてみると、人材確保ということもありますし、この点、どのようにお考えか確認させてください。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 保育士の配置基準の改正に関しまして、区のほうでも区内の認可保育園の認可定員ベースになりますけれども、新しい基準で試算をしましたところ、約半数以上の園がプラス1名の保育士の配置が必要になるという状況でございます。ただ、実際には、その中の園でもう既に加配の常勤保育士を配置しているケースはございますので、全ての該当する園について1名のプラスの配置が必要な状況ではないというふうに考えております。

人材確保につきましては、区のほうでは宿舍借り上げ事業ですとか、キャリアアップ補助事業等を実施しておりますので、そういったところを活用していただきながら、人材確保のほうに努めていただきたいと考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。よく注視していただき、必要な支援を引き続きお願いしたいと思います。

それで、保育士の処遇改善を国としても、昨年10月補正、それから今度の4月というふうに予定されていますけれども、これについてはいろいろな御意見がありますけれども、やはり全産業の平均賃金よりも低いという統計がありまして、区としても様々考えて、先ほどおっしゃっていただいたような取組があるんですけれども、何か人材を確保していく上で、区としての検討が必要なのかなと私は考えていまして、以前提案したのが奨学金返済支援の取組、こういったものも有効ではないかというふうに提案しましたが、見解をお伺いしたいのと、要は、処遇改善をどのようにして文京区の保育園が人材確保をしていけるかという、この点をどのように考えているのか。

それから、もう人材が枯渇して、潜在保育士をどう発掘していくかということも課題と言われていますけれども、この点についてもどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 人材の確保につきましては、それぞれの保育事業者のほうで日々取り組んでいるところだというふうに認識をしております。

委員のほうから、今、お話のありました奨学金の返済、こちら千代田区等で実施をしているというところは区のほうでも把握をしております。今後、区としてどういった独自の取組ができるかというところは、引き続き他の自治体等の事例のほうを収集した上で研究してまいりたいというふうに考えております。

2点目の潜在保育士の部分につきましては、新聞報道等では6割ぐらいいらっしゃるというふうに聞いております。一点、来年度から少し、補助制度の関係で変わる部分がございます。保育士の雇い上げに関する、いわゆる資格のない方を対象にしていた補助、資格のない方を雇用したときに対象になる補助について、いわゆる保育士資格を持っていて今は何かしら保育現場で働いてない方が保育現場に復帰をするために、いきなりフルタイムで働くのではなくて、いわゆる短い勤務時間でまずはならし的に働いて、その後、常勤の保育士として活躍していただくという部分のならしの部分、いわゆる非常勤職員として雇用した部分についても補助対象というふうに補助制度が変わってきておりますので、そういったところは活用できるのかなというふうに考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。いろいろ研究、検討していただいて、人材の確保につながるようによろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○板倉委員長 皆さんにお諮りをしたいのですが、今日、報告が7件あって、まだ2件目なのです。なので、時間のあれもありますので、御協力をいただければと思います。

浅田委員。

○浅田委員 本当にここまで保育園をきちっと整備していただいたことに感謝いたします。

ただ、今後、一定の空きが出ているような状況の中で、保護者の皆さんからのニーズなり、あるいは注文というのは、結構多岐にわたったもので、今度は内容的に出てくるんじゃないかなというふうには思っています。

それで、先ほど来から保育の質の向上ということが言われています。これは保育の質といっても、明確な規定は私が探してみてもあまりないんですね。それぞれ皆さんが思っている内容になるんですけど、一般的に言われているのは、給食なんかで栄養バランスがいいとか、あるいは午睡の睡眠が十分とれるとか、体を十分に動かせる場所、機会があるなどなどですね。例えばそういうことが確保できているとか、あるいは子どもが笑顔でその保育園で生活できているとかというようなことが、おおむね保育の質が確保できているというふうに受け止められるんじゃないかなというふうには思っています。

その上で、この間、文京区が文京区全体の保育の質の向上、あるいはレベルアップ、同じような保育にしていくために、民間保育園で若い先生がいらっしゃるところに、文京区の経験のある方が訪問してアドバイスするとか、相談に乗るとかというようなことが、この間、されてきたというふうに思うんですけども、そうしたことは今後どのようになっていくのかということをお伺いしたいということ。

それから、もう一点は、先ほど来、入園の手続がAIで簡素化されたというお話がありますよね。もちろん、それは必要なことでいいんですけども、保護者と、それから保育園、これは官民間問わず、保護者と保育園側との意思疎通が一番大切なんですけれども、そこで言われている、これまでだと連絡帳というのがあったんです。これは保護者が自分のうちではこういう生活を送っていますとか、保育園ではこんなことがありましたとかというようなことを書いて、保護者と園と一番意思疎通がとれて、信頼関係がつかれるものだったんですけども、これが最近ではデジタルで、例えば保育テンプリーとかいうようなアプリがあったりして、何時に起きたとかというのを全部チェックするだけみたいなものもあったりしているんですけども、大手の例えばベネッセさんなんかのようなところは、きちっと連絡帳でやろうというふうになっているらしいんですけども、文京区は、今後、まずは公立保育園、

区立保育園がどういうふうにしていくのかという、そのお考えを取りあえず二点お願いいたします。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 1点目の巡回指導についてお答えをいたします。巡回指導につきましては、令和4年度は426回の実績がございまして、ただ、一方、令和5年度は1月31日までの実績でございまして、732回実施をしているところになります。今後というところにつきましては、まだ来年度の人事配置という部分は決まっておきませんが、体制のほうを強化をして、さらに保育の質の向上に向けて巡回指導のほうを強化してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 連絡帳の電子化につきましては、もう既に文京区立の保育園において、連絡帳機能を搭載したアプリで運用しているところです。

（「全部ですか」と言う人あり）

○奥田幼児保育課長 そうですね、区立園全園で。それで、日々のやり取りというのをやっております、対応しているところです。

ただ、アプリの弊害というのは、どうしても連絡帳が紙ベースであれば、それを思い出としてずっととっておくということは御家庭で御希望があるんですけども、文京区立保育園で導入しているのは、電子の連絡帳を最終的に製本するというようなサービスまで、区は介入していないんですけども、そういった形の対応ができるようなアプリを導入して運用しているところです。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひね、その意思疎通がやっぱり一番大きいと思いますので、私はちょっと古い人間かもしれないんですけど、できる限り顔を合わせたときにでも、少しでも子どもたちの、こんな動きがあったよというようなことが伝えられるようなことは、ぜひお願いしたいということなんです。

それで、もう一つお願いなのは、巡回はされているということなんですけれども、文京区の中で、公立、区立、それから民間を問わず、文京区全体、つまり、この園ではこんな保育だった、こっちではこうだよという、大きな問題がなきゃいいのかもしれないんですけども、全体が何らかの形で交流ができるような場というのはいかならないかというふうに思っているんです。例えばほら、学校で言えば体育の先生が研修をみんな集まってやるというようなこ

とをやったりしているじゃないですか。そういったことが区立と、それから民間も含めて、何らかの形で保育の安全対策もそうだろうし、どういうふうに保育をやっていくのかということも含めて、何らかの形で研究会とか交流会とかというようなことができて、全体の底上げにつながっていけばいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。これで終わりです。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 今、委員のほうからお話のありましたことに対する取組につきましては、区のほうでは、私立保育園の園長を対象にした連絡会のほうを年間2回実施しております。2回の連絡会のうち、前半の6月に実施をする連絡会には、区立保育園の園長のほうにも参加をしてもらっております。そうした中で、区立、私立問わず、顔の見える関係のほうをつくって、実際に交流の保育なんかも実施をしております。

私立園同士の例ですと、運営事業者が異なる私立保育園同士でも、近隣園で実際お子さんも含めた交流だったり、あとは職員のほうが他園の保育を見学に行き自園の保育に生かすという取組を実施しております。こうした取組のほうを継続していくことで、委員がお話しになりました安全対策ですとか、あるいは区全体の保育の質の向上というところを図ってまいりたいと考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。先ほどから出てきているんですけども、保育園の入園選考のA I 導入は、それで10日ほど時短ができたり、職員の働き方改革にも資するということで、すばらしい効果を得ているなど私も思っております。また、電子申請の活用も、7割の方が今回活用されて、しかも9割の方が満足度が高いとおっしゃっていたということは、すごく効果的にすばらしいなと思っていて、引き続きD X化とか利便性の向上にさらに努めていただきたいとは思っているんですけども、一点だけちょっと気になるところが、まず申請のところで気になるところが、今回、このLoGoフォーム（ロゴフォーム）を使っていると、一時保存の機能とかも24時間以上経過していたらキャッシュクリアされていなかったら継続的にできるとか、あと、受付完了メールも送っていて、受付を忘れちゃう人とかもいるかもしれないという話は、別のときにこの場でもお話ししていたんですけども、そういったものも機能がついているようですし、あとは、修正とかも受付完了メールのURLから簡単にとというか、クリックして行えるようになっているということで、内容的にもすばらしく、ほかのあれは申請でしたけれども、この委員会とかで議論した内容とかも全部ここに入ってきているということで、私も評価しております。ありがとうございます。

保育の必要性の要件についての書類なんですけれども、五点までは添付できますとあって、その書類自体がPDFもしくはエクセルで入力になっていると思うんですね。先ほどスマホの申請の方が4割だとおっしゃっていたんですけども、私のスマホでエクセルをクリックしたら入力ができなくて、そして、PDFだとやっぱり印刷をして書き込んだ後にスキャンをして取り込まなきゃいけないですし、このエクセルもスマホで入力できないということは、パソコンか何かで開いて入力して、それを添付しなければいけないということで、スマホ1個だけで完了することがなかなか難しい状態なのかなと思っております。

確かに、フォーマットをリンクさせるというのは結構難しいところはあると思うんです。特に就労証明書なんていうのは、就労先事業者に無断で作成したりとか改変を行うことは刑法上の罪にも問われますし、だから勝手にどこまでできるかというのはあるんですけども、ただ、チェックボックスとかで作成に当たり就労先の事業者の承諾を得ているとかという項目をつけることによって、そういったことも回避できるのかなとも思っておりますし、あと、同じフォーマットができなくても、何かエクセルで入力できるようなフォーマットを別につくっていただいて、そこのものを引用してそちらに活用できるようなものがないと、結局、パソコンを今の時代、皆さんも案外持っていらっしゃると思うんですけども、先ほどパソコンの申請が5割ということで、パソコンを開いて全部申請しているだけじゃなくて、多分、タブレットだったらエクセルとかは入力できるんじゃないかと思うんですけども、スマホだけで本当に全てが完了できるというのがやはり理想なのかなと私も思っておりまして、なので、そこについては今後研究を重ねていただいて、スマホでそういったものを入力、しかも書類を見たら、結構、入力項目が多いですし、あとは、このまま見ていると手書きというか、文字を入力してとかいろいろありますので、これをPDFでやるにも結構負担ですし、エクセルでいちいち入力して、それをまた保存して、そして今度は添付してとか、結構そういうのも手間なのかなと思って、先ほど5分とか20分以内で完了したというのは、多分、こういったものは事前に全て完璧な形で整えた上で、さあ、申請の入力だけするぞという状態だとは思うんですね。だから、こういったものの手間とかも今後はさらに、DX化でどんどんどんどんさらに利便性が増してくると思うので、研究を本当に重ねていただきたいというのが一点で、それについての区のお考えをお聞きしたいというところ。

話がまた今度はがらっと変わるんですけども、先ほど、東側の園、すなわち千駄木とか根津、湯島、本郷エリアについては、応募が募集を上回っているような現状があると御説明のときにもおっしゃっていて、ほかの委員さんの質問でもそういったところがニュアンス的

にも出てまいりましたけれども、その現状に対する区の対策というものはどのように行っていくのかという方向性を教えてください。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 入園申込みの電子申請につきまして、確かに委員が御指摘の部分というのが、至らない部分というのはございまして、そういったところに関しましては、例えばチェックボックスとか、エクセルのそもそものフォーマットの部分であったりとか、そのあたりの課題というのは、当然、こちらも認識しておりまして、今回、初めて大人数の申請を受け付けたというところでもございまして、今回そのアンケートをとりまして、自由意見でかなりいろいろな御意見を、もちろん肯定的な意見が大半だったんですけど、ここをもっとこう改善したらもっとよくなるという御指摘も多数受けまして、なので、どうしてもシステム上でどうしてもクリアできない部分というのは多々あるかなと思うんですけども、改善できる部分につきましては、担当のほうで御意見があったたびに、逐一、修正していきますので、今後も可能な限り使いやすいシステムに改善していきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 区内の東側のエリアの応募が多いことに対する対応というところなんですけれども、まず、令和6年4月に向けてはというところになりますと、未就園児の定期的な預かり事業を希望する園の前提条件として、1歳児クラスの1年間限定の定期利用保育のほうを実施していただくというのを要件にしております。また、今後という部分につきましては、湯島幼稚園が令和7年度に認定こども園化するというところもございまして、あと、それ以外の部分につきましても、4月の入園状況ですとか、あとは今年度実施しました実態調査ですとか、あと人口動態を踏まえまして、必要な地域に必要な定員が確保できるように、場合によってはエリアを絞って保育園の整備をするという可能性も含めて判断をしてみたいと考えております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。先ほどの申請については、アンケートでいろいろな意見があったということで、実際に入力された利用者の方のほうがいちいち率直な意見というものもあると思いますので、確かにフォーマットの都合上、何もかも取り入れられるわけではないというのも重々承知しておりますし、あと今回、9割の方が満足だとおっしゃっているということで、本当に方向性的にはかなり成功していて、今までに比べたらこんなエクセルでここは入力していますよなんていうのが細かくついているぐらいのところ、かなり全

体的にすばらしい取組になっていると思いますので、ぜひそういったプラスアルファのところは今後も進めていただければと思っております。

先ほどの地域偏在についても、そうですね、地域偏在については、今回は全体的に見ると、やはり皆様の待機児童対策がすごく功を奏していて、応募が募集を上回っていないというか、募集のほうが、まあ、でも保育園にとってはどっちがいいのかはさておきとして、いろいろそういう状態になっておりますので、ただ、それでも特定の地域に限っては応募が募集を上回っているというところもございますので、ぜひ今後も研究していただいて、湯島とかも令和7年度に認定こども園にもなるとかいろいろありますけれども、いろいろな要件を今後つけて、園とも話し合いながら、地域偏在の解消に向けて進んでいただければと思っております。

ありがとうございます。

○板倉委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項2を終了いたします。

残りはあと5項目ありますので、ぜひ、お時間が限られておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、報告事項3、令和6年度文京区立幼稚園入園児の応募状況についての御質疑、お願いをいたします。

金子委員。

○金子委員 区立幼稚園の入園の状況ということで、文京区では同時に私立幼稚園もあるわけで、公立保育園と私立幼稚園の連絡協議会ですか、従来からやられてきていると思います。今年度は夏に開かれているようにホームページに会議要旨が出ているんですが、会議要旨を見ても、例えば幼稚園における3歳児保育についてのところは何も会議要旨に書いていなくて、今、私立保育園と区立幼稚園の役割や入園状況なんかも含めた状況、また、私立幼稚園などにおいては、当然、経営上の課題などもあるわけで、こうしたいろいろな話合いの場が設けられていたように、聞いてきたなという感じがするんですが、この文京区公私立幼稚園連絡協議会のように、会議の状況、また課題など、どのようになっているのか、この機会に少し聞いておきたいと思っております。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 いわゆる公私協と言われる私立幼稚園と公立幼稚園の園長を含む会議体でございますけれども、最近、今年度実施した部分につきましては、区立幼稚園が認定こども園化するとか、そのあたりのものを御説明したところでございます。

やはり、どうしても今の一番の課題は、私立幼稚園の入園者が結構減ってしまってきているというところが課題となっております、それをどう対策していくか、そういったところ、質の向上を行って、そこの園の魅力を高めて、より入園者を増やす必要があるのではないかと、そういったところが、今、課題で議論しているところでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 私立幼稚園は私学ということですから、それぞれの理念や歴史があるということで、公立幼稚園とはまたそういう点で役割などもそれぞれ生かすという立場なのかなと思います。ただ、今年度の会議で議題になっているように、認定こども園化していくと、この間の夏に、すごく暑い日でしたけれども、議会で明化幼稚園の建物を見せていただきましたけれども、時間をつくっていただいて、すごいですよね、設備的には本当に一新されていくということがこれからずっと続くということですので、そういう状況の中でそれぞれの役割をどう果たしていくか、区民の皆さんにも分かるようにしていただければというふうに思います。その点をお願いをして、終わります。

○板倉委員長 西村委員。

○西村委員 すぐに終わります。よく、特に青柳幼稚園が、昔、今から特に4年、5年ぐらい前、10人欠けると存続の危機、いろいろ近所の方々、ママさんたちがががやがや言われて心配されていましたが、10人は青柳幼稚園はぎりぎりいっているみたいなんですけど、3人とか2人とかそういうところというのはもう、そういう存続の危機というのは心配なくていいんですか。それだけ。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 もちろん、今回の御報告にありますように、青柳幼稚園も含めてということになりますが、応募者がかなり少ないというような状況になっております。その青柳保育園と、もう一つが後楽幼稚園、4歳児園につきましては、入園希望者が10人未満のときは学級編制を行わないというような形で決まっていますところがございますので、そのほかの4歳というところでは直接の影響はございませんが、引き続き人数が多い少ないにかかわらず、よい幼児教育をとということで各園とも進めていくということで努力はしているところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。先ほど金子委員からもお話が出ていたんですけども、区立幼稚園があつて、私立幼稚園があつて、区立幼稚園の個々の応募状況を見ると、本当に

昔から思うとかなり少なくなっているというのが実感で、第一幼稚園ですら今年は満たなかったという状況で、ただ、もう既にこども園化を始めようとしているところが幾つかあり、今後、小日向台町幼稚園や千駄木幼稚園なんかは統合しての建て替えということが考えられればこども園化していく。そうなったときに、やはりこの生き残る道というか、こども園化というのは、やはり父兄の求めているようなニーズに合ってきているのかなというふうに感じるんですね。なので、そういった個々が残る対策というのは考えていっていただきたいなというふうに思います。

それと、私立幼稚園に関しては、本当にそれこそ昔は私立幼稚園ならではの独自のプログラムだとかがあって、それがよくて入っている方たちが多い時代があったんですが、今はゼロ歳から受け入れる保育園がそれこそ独自のプログラムでいろいろなことを展開している。そうなってくると、やはり3歳を待ってでしか入れない私立幼稚園というのはどう考えたって大変になるわけじゃないですか。なので、やはり先ほども話が出ましたけれど、今、私立の幼稚園のほうの連合の会でも、そういった私学への助成も進めていると思いますけれども、こうしたこども園化かどうかは分からないですけれども、存続に向けてはしっかりとそこは手を差し伸べていっていただきたいかなというふうに感じましたので、お願いいたします。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 私立幼稚園につきましては、毎月の園長会にも職員が参加して、こういった課題があって、今後、どう課題を解決できるかといったところを、日々、意見交換をしているところでございます。なので、そういったところを改善していくことで、今後の入園の増加につなげていければというふうに、区としても支援していきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項3を終了いたします。

続きまして、報告事項4、区立保育園におけるおむつの定額制サービス（おむつサブスク）の導入についての御質疑をお願いいたします。

上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。おむつのサブスクリプションについては、ぜひ文京区立の保育園でも導入してくださいというふうをお願いしてきたところですが、6月定例議会の答弁では、利用者の利便性の向上が期待されると認識しているけれども、サービスを提供する事業者へのヒアリングを行って課題とか、特におむつの保管場所とか、利用する人

としない人の混在の問題ですとか、そういったことの解決方法を考えて整理して検討したいというふうなお答えでありました。それが、検討していただいた結果、このたび導入されるということになったことはよかったなというふうに思っております。

先ほどから御説明いただいて、今、3事業者に絞られていて、アンケートで選んでいただくというところまでは分かりました。幾つかお聞きしたいのは、料金もちょっと差があるけれども、差といってもちょっとだけれども、その決済方法についてもどれが便利かということを選んでもらうというふうなお話がありました。その決済方法については、セキュリティなどについては、区のほうで一回、その選考のときにしっかりとチェックされたのかどうかということ。それから、さっき無料体験のある事業者もあるというふうにお話しされていましたが、一通り無料体験してから選ぶということはできるのかどうかということ。それから、保育士の負担が増えるのではないかという心配があったんですけども、その辺はどういったお声が区立保育園から出ているのかということをお聞きしたいと思います。また、保護者にどのように説明していったら使ってくださいますかというような御説明をなさるのかということをお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 まず、決済方法に関しまして、区のほうでチェックするかどうかにつきましては、それは今後、まだ今は一次審査を行って、今後、3社に絞ったところで確認はしていきたいというふうに考えております。

無料体験をして、その上で使わないということに関しましては、そこは事業者の判断にはよるんですけども、場合によってはあり得るとは思いますけれども、可能な限り使っていただきたいというのが区としての考えであります。

保育士の負担につきましては、これはもうそれぞれの園の園長とかなり意見交換をしております。保育士の負担が一番低い、少ないやり方をする。要はおむつを自動的に補充してくれるとか、そういったような視点でしっかり選んでまいりました。ただ、実際に始めてみて、こういったところが負担だということはやっぱり出てくると思います。やっぱり使う子と使わない子の混在とか、そういったところも、今後、実務を担う保育士にも意見をしっかり聞いて、改善できる部分というのはどんどん改善していきたいというふうに考えております。

保護者の方への周知でございますけれども、今後、3月に保護者アンケートをとりたいというふうに考えているんですけども、いきなりアンケートをとるというよりは、2月の段

階で一度、7月からおむつのサブスクを始めますよというような御案内を、ただ、もちろん利用は希望制ですよというような御案内はしていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。その保育士さんの負担の部分について、御意見をお聞きして改善できるところを改善するというお話で、もちろん区の側で改善できるものは改善していただいて、あとは事業者さんに御相談して、始めてから改善していただける部分とかというものもできるような契約になっているのでしょうか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 そうですね、各事業者さんは全社が全社ではないんですけれども、御相談によっては、例えば週1回の納品を随時でもいいですよというふうに言ってくれたりしている事業者さんもありますので、そういったところは事業者側で改善できるというところですので、そういった形で、可能なものはなるべく保育士の負担につながらないような形にしていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 先ほどの報告の中で、7社書類選考をして3社になっていますということで、それは書類選考は区でやったということですね。その先ですけれども、アンケートで多数決で決めるんですけど、ですね。それは保護者の人とかということになると思うんですけど、今、上田委員が聞かれたように、保育現場であまり負担にならないようにと、運用を始めてからもいろいろ改善の要望が出たら対応してもらおうという答弁になっているけど、契約者は保護者なわけですね。だから、改善要望が現場から出たら、それは区から言って、必ずそれはそのとおりになるという、何ていうの、契約上の縛りはないわけですね。そうすると、それはどういう、ちゃんと改善要求したら改善されるのか。されますというふうに答弁してもらわないと、現場の人との約束というのは果たされなくなっちゃうと思うし、それから、多数決で決めるということですけど、何ていうの、誰が投票と言ったら変だけど、例えば保護者が2人なのか、1人なのか、いや、おじいちゃん、おばあちゃんもできるのかとか、いや、送り迎えをやるみんなはそうなのかとか、保育園の先生たちもエントリーできるのかどうか。もし3社でみんな同数だったらどうするのかとかね、それはどうなんですか。区の業者選考じゃないという報告なので、それは逆にどうするんですかということなんですけれども。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 そうですね、サブスクの事業者さんが改善できる部分というところにつきましては、ほかの自治体でも同様なんですけれども、誠実にその事業を履行できるかどうかとか、例えばトラブルがあった場合の責任はどこにあるのかとか、そういったところを明確にした協定書のようなものを結んで、そういった中で改善できる部分は改善できるような規定というか、そういったところの文言をちょっと調整していきたいというふうに考えております。

2点目の第二次審査の投票者は誰かにつきましてはなんですけれども、こちら児童お一人に対して保護者のお一人に回答していただくことを想定しております。なので、保育士とかにつきましては、この第一次審査の中で保育士の視点はもう既に入っておりますので、あくまでもお子さん一人の気持ちを代理する保護者というわけではないんですけれども、子どもに対して一人の保護者が投票していただくような形を想定しております。投票する、アンケートをとる対象としては、やはりおむつを主に使うゼロ歳から2歳の保護者の方を想定しているところです。

○板倉委員長 いいですか。

（発言する人あり）

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 すみません、そこは楽観的に考えておまして、同数というのは考えにくいかなと思ってはいたんですけれども、仮に2社が同数であれば、改めてまたアンケートをとるということは考え得るかなと思います。いずれにしても、1票でも上回ったほうの事業者を採用するというふうな考えでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 毎日おむつに名前を書いて保育園に持っていくという行為がとても大変だという声も聞いたこともありますし、登園時の手荷物も減るということで、おむつの定額制サービスを導入するというのはすごく意味があることだと思っておりますので、その効果にすごく期待しております。

おむつの定額制サービスは利用者と事業者との直接契約であるんですけれども、先ほど御答弁でも出てまいりましたように、区と事業者の間で協定書を締結されるということで、そういったところで区が一定の関与を、やっぱり区立保育園である以上、していかなければいけないのかなと思うんですけれども、協定書で大体締結するような内容の大まかなものというのを、どのくらい区は関与を、ちゃんと管理していくために、巡回、いろいろなものも含

めて、どういう取決めをされるのかということをお教えいただきたいということ。

あともう一点、5のその他という部分なんですけれども、翌年度以降、毎年保護者アンケートを行って、必要に応じて事業者を再選考という記載があるんですけれども、必要に応じてという言葉は、ちょっと私も細かく言い過ぎかもしれないんですけど、主観が入ってしまっていて、必要か必要でないかというのはいかようにも判断し得ると思うんです、という印象がございますので、区としてどのような場合に再選考が必要であると判断するおつもりなのかということをおっしゃって一度確認したいなと思っております、利用者の声に応じて柔軟に選考していくというのはすごくよいことであって、一回決まったからって、ずっとその事業者を継続して使い続けなければいけないことではなくて、声があって、この事業者さんはこういうところではよくないとか、駄目な部分が多いということだったら、再選考が必要だとは思いますが、この書き方だと何か毎年アンケートを行って、毎年再選考があり得るような状況になるようにも読めてしまったりとかもしますので、原則は再選考はないけれども、重大な何かがあったら再選考を行うつもりなのかとか、そういう、今、区としてどのぐらいのことで考えておられるのかということをお教えください。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 事業者側との協定書につきましては、現在想定しているのは、一番大事なのは誠実に履行すること、要は保護者の方と直接契約していただきますけれども、区立保育園で実施する事業でございますので、そこが契約したのにおむつが届かないとか、全然品質が悪いものしか納品されないとか、あと、しっかり災害時とかにおいても、災害時とか、納品がちゃんと滞りなくいろいろな工場から納入できるようなルートを複数設けてあるとか、そういったようなところがしっかり確認できるような協定書を結んで、とにかく誠実に履行できるかどうかということを大前提に、今後、その協定書の内容を精査してまいりたいというふうに考えております。

2点目の必要に応じて事業者は再選考するというところで、必要に応じてというのが非常にぼんやりした表現で、確かにこちらもお申し訳なかったんですけど、これは毎年、ひとまず令和6年の7月なので、令和6年度末には想定していないんですけど、例えば令和7年度末の段階で利用者の方に今の使い勝手はどうですかとか、そういったところのアンケートをとって、当然、今回選考されなかった事業者さんも、おむつのサブスクでどんどんどんどんサービスを向上していくということは十分考え得るので、今のサブスクのメニューは満足していますか、していませんか、そういったところで、今の段階で考えているのは、満足し

ていないのほうが満足しているよりも上回った場合は、また改めて選考するとか、そういったことを現段階では想定しているところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。協定書の内容なんですけれども、確かに災害時ですとか、納品、そのおむつが届くのかとか、あと、一時期トイレットペーパーとかが市場から消えたときとか、いろいろなことがございましたので、何が今後起こるか分からないということで、契約をして、物流が駄目だったからしょうがないじゃないかじゃなくて、ちゃんと責任を持って事業者さんが、物理的に本当に無理だったらそこからまた協議に入るのかもしれないんですけれども、責任を持って誠実に履行していただけるように、協定書を締結した上でも、その自覚を持っていただいて、罰則とかはさておきとして、分からないですけど、どういふふうにするかは、ちゃんとその方々がやっていただけるように協定書の内容を練っていただければと思います。

先ほど、もう一か所、今後の必要に応じてというところなんですけれども、まずは令和7年度末ぐらいにアンケートを実施して行うということで、必要であれば、事業者を変えたいような声为上回っていたらもしかしたら変わる可能性もあるということなんですけれども、自由競争社会ですので、やはり相互にいろいろな事業者さんたちもサービスを高め合って研究していく必要がありますので、そのぐらいの刺激性があったほうがいいのかと思いますので、そのアンケートも一概に全てをうのみにするというよりは、組織的に何か一つに偏った考えとかを書かれるよりは、本当にちゃんとアンケートを誠実にそちらもとっていただいて、その声を反映して、常に利用者さんにとって一番いい事業者さんを選んでいただければと思います。ありがとうございます。

○板倉委員長 西村委員。

○西村委員 どうでもいいというか、どうでもよくない質問をしてすぐ終わります。

メーカー品がいろいろあります。うちも多くをカインズホームだとかコストコとかでいろいろ段ボール買いしてきましたけど、やれ————（削除部分）がいいとか、————（削除部分）がいいとか、だけど———（削除部分）は嫌だったとか、うるさいママさん世代もいろいろいるでしょうから、その御対応ができるかどうか。

○板倉委員長 今の特定の名前はちょっとまずいかなと思います。

奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 特定メーカー名を挙げるのはここでは差し控えたいと思うんですけ

れども、基本的にサブスクの事業者さんは、そのサブスク事業者1社に対して1メーカーのおむつが納品されているので、A社を選べばDのおむつ、B社を選べばEのオムツというように形で、皆さんがそれぞれいろいろメーカーを、何ていうんですかね、アンケートのときにはそれぞれお示ししますけれども、園で契約するときは1社の一つのブランドというかメーカーの商品しか使えないというような状況でございます。

○板倉委員長 よろしいですね。

浅田委員。

○浅田委員 時代というか、なかなか私なんかには理解できなかったんですけども、11年間、しおみ保育園に通いましてね、私なんかのときは布のおむつで、中にぽつんぽつんと紙おむつの人がいたときに、西村さんじゃないですけども、しおみ保育園の年配の保育士さんからね、あなた、親として愛情が足りないと言って怒られて、すみませんでしたといって謝っているようなそういう時代から、今のサブスクのようなこういうことになって、ただ、ちょっと心配なのは、業者さんと保護者の間で契約ですよ。だけれども、実際に使うのは、当該の保育士が使うわけですよ。そこでの何らかの間違い、数だとかの間違いだとかがあったときの対応はどうなるのかということと、それから、聞いた話ですけども、転勤とか、あるいは卒園をしたときに、解約する手続を忘れていたとかね、遅くなったりして、ちょっとトラブルになったというようなことがあるというふうにも伺っています。ですから、契約は保護者と業者さん、それは分かります。けれど、そこにいる区は、そういう場合どういう対応に、あくまでも契約関係だからそっちでやってくださいと。そっちというのは業者さんと保護者でやってくださいというふうになるのか。その辺の問題をお願いいたします。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 やはり直接契約ですので、原則、もう直接業者さんに保護者が連絡をとっていただくんですけども、その連絡というのは、例えば、この子は最初はSサイズでお願いしますというような連絡、最初からMサイズを使ってくださいとか、そのあたりは直接やっていただくんですけども、やはりその成長に合わせて、その都度、来週からMサイズですよとか連絡するというのも大変ですので、そこは園の保育士と保護者との間で、もう来週からMサイズですねとか、そういったような調整をして、実際にはS、M、Lでそれぞれ自動的に納入されますので、ある中でそれぞれ成長に合わせて使うような形になりますので、そういったような、区の保育士が完全に関与しませんとかそういうわけではなく、運営上ではしっかりと間に入って対応していくというところでございます。

解約手続きにつきましては、これは事業者さんによってまちまちでございまして、前月の20日間でというところもあれば、25日まで、月末までというところもあるので、そこに関しては、選ばれた事業者の締切りの期間で対応していくしかないかなというところがございます。ただ、当然、日割り計算でやっていただける事業者もございますので、そういったところは選ばれた事業者によってしまう部分がございます。

○板倉委員長 よろしいですか。

今の議論の中で、西村委員からの発言で、メーカーを特定する一部不適切と言われる発言がありましたので、委員長において会議録を整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、報告事項4が終わりました。

続きまして、報告事項5、未就園児の定期的な預かり事業の実施についての御質疑、お願いたします。

ほかり委員。

○ほかり委員 一点だけなんですけど、永尾課長から事前に説明いただいたときに思ったんですけど、これ、まず受入れの人数がやっぱり少ないので、それをいかに増やすかということ考えたときに、私立の幼稚園のほうに働き掛けをもっとするべきだと思ひまして、これを見ているんですけど、人数も私立幼稚園だと幼稚園が設定する上限がなく、決められるので受皿も増えますし、この預かりで一番需要があるのは、上の子が幼稚園に行っている下の子を持っている家庭だと思うので、保育園に上が通っている子は、下の子ももう保育園に入りますし、そこをどう受け入れるかと考えたときに、やっぱり私立幼稚園を受皿として、今後、働き掛けをしていくべきだと思ひます。

山田委員もさっき私立の幼稚園にも手を差し伸べるようにという話があったので、来年度以降、そこを受皿として深掘りしていったらどうかなと思ひます。別に答弁は要らないです。言いたかっただけなので。

○板倉委員長 いいんですか、答弁は要らないですか。

永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 私立幼稚園につきましては、いわゆる保育園と違って、やはりゼロ、1、2歳児クラスの保育の経験という部分では、まだ多少、実施するに当たってイメージがつかみにくいというところがあるのかなというふうに思っております。ただ、今回、来年度実施を予定している園が2園あるんですが、現時点の検討段階の話にはなるんですが、

一つの園は各曜日定員8人、もう一つの園は定員6人程度から始めて少しずつ増やしていきたいというところになりますので、2園で実施になりますが、定員数としては、一定、確保ができるのかなというふうに思っております。

あと実際、今、委員のほうからお話がありましたように、令和6年度に実施してみて、幼稚園で実施するに当たってのいろいろな事例ですとか課題が出てくると思っていますので、そういったところは区と実施した園のほうで共有をしながら、ほかの園での実施がどういう形でできるのかということで一緒に考えていきたいと思っております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。これまでも何回かこの事業については御報告をしていただきました。最終的に令和5年度の実績がどうなったか検証していただいたと思うんです。国にも報告をされるかされたかと思うんですが、グループ保育室こうらくを振り返って、また、春日臨時保育所のほうも併せて検証してみてもいかがだったか、成果、課題といったものをお伺いしたいのと、それからまた、その成果を踏まえて今回の令和6年度のほうにどのように反映していく御予定か、お伺いしたいと思います。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 春日臨時保育所につきましては、国のモデル事業として実施しておりますので、検証が必須になっております。検証会議はもう既に10月と2月に2回実施しております、それに当たって保護者の方からのアンケートもとっております。その中で見えてきたこととしましては、お子さんに関する変化としては、新しいことに取り組む機会が増えたというようなことですか、あと、年齢の近い新しい友達が増えたというようなプラス面の変化を保護者の方から伺っているところになります。また、保護者の方自身につきましては、週1回、お子さんを預けることで、育児の負担が軽減されて、心のゆとりを持って子育てができるようになったというような御意見を数多くいただいているところになります。こうしたことから、本事業の実施目的である、お子さんの育ちの促進という部分と、保護者の育児負担の軽減というところは、十分成果が出ているものと認識をしております。また、併せて、これはグループ保育室こうらくも含めてになりますけれども、未就園児の定期的な預かり事業のニーズの多さというところも確認できた点も成果だったと考えております。

これらを踏まえてというところにはなるんですが、令和6年度は、まず本事業のニーズをしっかり受け止められるだけの実施施設と定員を確保するということが必要だというふうに考えております。先ほど、私立幼稚園のほうは現時点で2園のほうで実施を考えているとい

うふうにお伝えしたところなんですけれども、私立保育園については、これも現時点というところにはなるんですが、21園から実施の希望が出ております。ただ、これにつきましては、最終的に4月の入園が確定をして、定員の空きの範囲で実施をするものになりますので、実際に21園全てが実施できるかどうかというのは今の段階では分からないという形になります。

もう一点、令和5年度のモデル事業で見えてきた部分は、やはり現場の保育従事者への負担というところになります。やはり春日臨時保育所のほうは1日6人の定員で実施をしたわけなんですけれども、トータルでは30人のお子さんが利用されるという部分について、やはり通常の保育とは異なった保育スキルが求められるというようなお声は聞いておりますので、いかに現場で保育に従事する職員の皆さんの負担を軽減するかということも大きな課題だというふうに考えております。

こちらにつきましては、令和6年度、認可保育所等で実施する場合につきましては、通常、定員の空きになりますので、本来はその定員に対する職員の配置ができていれば、加配の保育士を配置しなくても預かり自体は実施ができるんですが、やはり現場の保育従事者の負担というところを考慮しまして、この事業を令和6年度に文京区で実施する場合は、常勤換算で2人以上の保育士のほうを配置しないと実施ができないというような文京区の制度設計にしておりますので、そういった形で加配の保育士を配置することで、一定、現場の負担の軽減を図った上で事業のほうを展開してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よく分かりました。様々な検証の結果が分かりました。

ちょっと気になったのが、保育園が21園、今、応募してくださっているけれども、空きが出なかった場合は厳しいと。また、途中であれですよ、事前に聞いたんですけれども、埋まってしまうと、その翌月はちょっとすみませんということになるということだったので、その辺の対応もどのようにしていくのか確認しておきたいのと、あと、現場の負担軽減のために、職員の配置を常勤2名にするというふうにお伺いしました。この点については大変に重要な規定になると思うんですけれども、事業者さんの負担が大丈夫なのかなということがあります。前にも聞いたんですけれども、予算としては、今回、東京都の予算を使うということで、先日、東京都の予算案も発表されていますけれども、その点どうなのか、内容として大丈夫か、確認したいと思います。私ども公明党からも、都議会議員にはしっかりやってほしいと言っておきましたけれども、予算のほうを確認させてください。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 まず、1点目の年度途中で利用が終了してしまう場合、どうするかというところになるんですが、これはやはり保育園の定員の空きを活用して実施する以上は、保育の必要性のある御家庭のお子さんの入園が決定をして、その結果、定員の空きがなくなってしまった場合は、やはり優先するのは保育の必要な御家庭のお子さんということになりますので、未就園児の定期的な預かりを利用していらっしゃるお子さんのほうは、そのタイミングで利用終了という形になります。ただ、やはり定期的に利用していて、年度途中で利用が突然終了してしまうという部分は影響が大きいものですので、まず、その利用を開始するに当たっての前提条件として、保育の必要性のあるお子さんが入園した場合で、年度途中で利用が終了になる可能性がありますというのを、区の統一のフォーマットを使って、利用を開始する前に、そこを御同意いただいた上で利用を開始していただくというような手続きにしたいと考えております。

もう一点は、実際に保育の必要性のあるお子さんの入園が決まって、定員の空きがなくなってしまうという場合についても、面積基準的に定員を弾力的に拡大できる場合については、未就園児の定期的な預かりを実施している令和6年度に限って、年度末まで定員を弾力的に拡大することで、未就園児の定期的な預かりを利用していらっしゃるお子さんを年度末まで預かれるようにというふうにしていきたいと考えております。

2点目の東京都の予算につきましては、これは多様な他者との関わりの機会の創出事業という名称になるんですが、こちら東京都の10分の10補助ということで、既に令和6年度の予算案に計上されていることは確認をしております。こちらの補助のほうをしっかりと活用して、区としては事業のほうを実施してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。空きがなくなったときの対応、しっかりお願いしたいと思います。説明を事前にしていただいた上で、定員の弾力的な拡大も活用していくということでしたので、しっかり対応していただきたいと思います。また、予算についてもよかったですと思います。

最後になるんですけれども、今回のこの概要の中にも、2行目ですかね、今回のこの取組の趣旨なんですけれども、子どもの発達を促す、また保護者の育児不安の軽減や必要な家庭を関係機関と連携して支援とありまして、この国のモデル事業、誰でも保育園ですけれども、そもそも始まる時には、厚生労働省の調査が行われたと。2022年6月、この委員会でも私から紹介させていただいたんですけれども、その調査の結果が何かというと、児童虐待の多

いケースの中で、ゼロから2歳の子どもであり、専業主婦、そして地域との接触機会が少ないという、こうしたセクターにおいては、そうした児童虐待のケースが多いという、そういった調査結果があると。そういった結果を受けて、何か国としても考えていかなきゃいけないということで、子どもの最善の利益を守るために、また同時に保護者負担の軽減ということでこのモデル事業に至ったというふうに聞いておりますので、この趣旨、目的というのをしっかり持っていくことが大事かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 3時になりましたので、答弁は休憩後ということになるんですが、あと残り2件と、ここの項がまだ終わっていません。それで、進行についてですけれども、理事会はやりますか。

（発言する人あり）

○板倉委員長 よろしいですか。

それでは、御協力をいただきまして、休憩に入ります。

午後 3時01分 休憩

午後 3時30分 再開

○板倉委員長 それでは、かなり時間前ではございますが、委員会を再開したいと思います。それでは、答弁からお願いします。

永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 支援の必要のある御家庭にどういう形でこの事業を利用させていただくかということにつきましては、未就園のお子さんのいる御家庭から相談を受けることの多い関係部署、例えば子ども家庭支援センターや保健サービスセンター、教育センターなどに本事業の概要を共有することで、必要な御家庭に情報を届けられるように工夫をしているところでございます。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 本事業なんですけれども、実際に養育困難家庭と言われる、いわゆるゼロ歳児から始まって2歳児までの非常に養育が難しい時期に、そういった御家庭に寄り添った支援サービスということで、実際に子ども家庭支援センターのほうでも支援の中で御利用されている方がいるということは確認できております。また、この事業は、そういった中ではとても有効な支援につながるサービスというふうに認識しております。

また、本預かり事業を通じまして、例えばお子様へのネグレクトや、また身体的な虐待、そういったところのキャッチにもつながることから、今後、連携をしっかりととりながら、

虐待予防の一つとしてもつなげられるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。そういった意味では、区内に幾つか偏在しないように設けていただくことが重要になってくるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 この未就園児の制度は、まず子ども誰でも通園制度のモデル事業から始まりました。私はそのときに、事業のモデルとしてですけど、大変すばらしいとコメントしたと思うんですけども、これが拡大してきていて、やはり、そういったことからの、何というのかな、本当にこの制度が、前回もお話ししましたけれど、これをすることによって、どこにゴールを置いているのかとか、どういう効果が得られるのかとか、どういう対策につながるのかとか、今、大戸課長が言われたこともあると思うんです。例えば、社会とつながる必要性の高い家庭を受け入れるんだとか、そういうようなものが何か私には明確に見えてこないなというように感じるんです。

この子ども誰でも通園制度を国でモデルケースとしてやった後で、アンケートをとっているんです。ここにそのアンケートの回答があるんですけども、保育士の7割が現場の負担が増えるとか、あと、在園児に丁寧な保育ができないという意味で、大変心配を抱いているという結果が出ているんです。やはり空き部屋があるから受け入れられるというところは違うと思うし、国の保育士の配置基準というものがもし見直しになるのであれば、そういったところもちろん考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思ったりもします。その辺のところの御意見をいただきたいんですけども。

質問をまとめますね。それから、先ほど永尾課長も話されたように、専門性のスキルが、例えば通常の保育園士さんというのかな、が朝から夕方までいる子たちを毎日見ているのと、単発で来ている子たちというのはやはり違って、子どもたちが毎日来て遊んで生活する連続性の中で育ちや発達を見ながら保育計画を立てていたりするわけですよ、通常の在園児。そういった中で、今度、毎日違う子どもが登園するというには、課長もおっしゃられていたけれども、別の専門スキルがやっぱり必要になってくるのではないのかなというその辺の心配。その辺のところはどうされるのかなというところと、あと、保育士の過度な負担という意味では、例えば保育士の資格を持っていない方を雇用して事務的なお仕事だったりと

か、お片付けや掃除だったりとか、そういうところを任せる、今でもやられると思うんですけども、そういった形で進めていかなければ、本当にただ単に保育士への負担というところが心配だなというふうに思います。

それで、先ほどばかり委員も話されていたけれど、私立幼稚園にこの受皿というものを持ってばというようなことを話されたと思うんですけども、私もそれだったらすごくいいなと思うんです。というのは、やはり私立幼稚園、これから運営困難な状況において、小さいときから、例えばゼロ歳児、1歳児から、もしこうやって未就園児が来てくれるのであれば、来ることによってそこに愛着を持って、それが入園につながっていけば、それはいいことでもあると思うんです。なので、そういった意味での受皿として考えていくのは非常に効果があるというふうに思いますので、既存の保育園にやりたいところといって手挙げ方式でやっていくのは非常に危ないんじゃないかなというふうに思っています。もちろん、今回のところで私立幼稚園、2月以降に募集をしてというところを書いてありますけれども、むしろこの部分を私は強くやっていったほうがいいのかなんて思ったりします。その辺のところの御意見だけいただけますでしょうか。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 この事業の成果、効果をどういうふうにはかるかという1点目のところにつきましては、やはり事業目的としては、お子さんの育ちの促進と保護者の負担軽減、あるいは支援の必要な御家庭を関係機関と連携して支援をしていくというところで、どのような成果、効果が出るのかというところは、利用されている方のアンケート等ではかっていくという形になると考えております。

ただ一方、国のいわゆる次元の異なる少子化対策の一つの事業という位置付けにもなりますので、そこはこの事業だけじゃなくて、いろいろな子育て支援施策を実施していく中で、出生数であったり、そういったところの少子化対策にどういうプラスの影響があったのかというのは、総合的な評価が必要なのかなというふうに考えております。

あとは、現場の職員の負担というところは、まさしくおっしゃるとおりで、この事業が、今後、より展開していくための一つの大きな肝だと思っています。ですので、文京区のこれは独自ルールにはなるんですけども、加配の保育士を常勤換算相当で2人配置するというのは、これは文京区がオリジナルに設けているルールになりますので、そういったところで、できるだけ現場の保育従事者への負担を軽減していきたいと考えております。

あとは、スキルの部分につきましては、これは国の子ども誰でも通園制度の検討会の中で

も、どのような研修だったりスキルを身につけるための取組ができるかというところは、今、議論がされているところになりますので、そういったところの議論を注視をしていきたいと考えております。

あとは、事務とかの負担軽減という部分につきましては、これは既存の補助制度で、保育体制強化事業という補助がありまして、これはいわゆるその保育の周辺業務に従事する方を雇用した場合に補助が出るというところなんかも活用していただくというところはあるのかなと思っております。

最後、私立幼稚園についてというところは、まさしく私立幼稚園で実施をする、もしかしたら私立幼稚園側のメリットの一つは、やはり3歳からの入園につながっていくというのはあると思います。ただ一方、ゼロ歳、1歳の保育という部分は、仮にその幼稚園教諭と保育士の資格を両方を兼ね備えていたとしても、実際、保育現場の経験がまだ少なかったりすると、なかなかゼロ歳、1歳の保育をしていくというところは、やっぱり現場の先生たちのほうからも少し心配だという声は園を通して区のほうでも聞いたりしておりますので、そこはまだ令和6年度に実施をしてみて、その実施状況等を私立幼稚園と共有する中で、今後、私立幼稚園についてどういう展開を図っていくかというのは考えていければと思っております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。令和5年度のモデル事業を検証されたということは宮本委員の質問で分かりました。子ども、保護者双方にいい効果があったというのは本当によかったなというふうに思っております。

文京区独自に実施する園に対して加配をしてもらうような、そういう財政措置をするということは分かりましたし、それはよかったかなというふうに思うんですけども、この事業を実施するに当たって、しっかりと保育士を確保していただくということが必要になってきますし、そのためにはやはり、皆さんおっしゃるように、待遇改善が必要ですし、また、負担軽減が必要だというのは同じ思いでございます。そういう意味で、先ほどからお話しさせていただいている私立認可保育園の質の高い保育の提供、人件費一部補助とこの定期的預かり保育との関わりというか、そこでの保育士の何ていうんでしょう、事業者がどういうふうに融通し合ったりとか、文京区の財政支援がどういう形で行われるのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

また、各園において申込みがされるというふうにもお聞きしておりますけれども、さっきから入園申込みとかがオンライン化されてすごく便利になったとかいうようなお話がありま

したけれども、それぞれの園のホームページとかを見て比較して、それぞれの園に行って、例えば申請書を出さなければならないとかというのはなかなか大変なことかなというふうに思いますので、なるべく簡素な手続としていただくように、それぞれ実施していただく園にお願いしていただくといいなというふうに思っております。

また、モデル事業のときには、障害児とか外国籍の子どもとかいろいろな子どもを受け入れたかというふうに思うんですけども、各園において、それはしっかりと預かっていただけるようになっているか、公平な仕組みで選考されるかどうかというのも心配なところがございますので、確認したいというふうに思います。

広報については、文京区でやるということをまず周知して、あと、それぞれの園でというふうなことでありますけれども、もしその募集が少ないような園については、年度途中で何らかの方法で後方支援してあげることが必要かなというふうに思いますが、いかがでしょう。

また、先ほど西村家の大変御立派な教育方針を伺って、ちょっと反するような御意見で申し訳ないというふうに思うんですけども、やはり保育の社会化というのは非常に重要な問題でありまして、社会の意識改革を進めていくことが必要だというふうに思います。せっかくこういった子ども誰でも通園制度とか定期的な預かり保育のような、そういった子育ての負担を軽減するような事業を行ってくださるのですから、社会全体で保育を進めていきましようというような、そういった啓発をぜひしていただいて、これだけニーズがあって使いたいと思っているのに、人目を気にして使えないということがないようにしていただくようお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

東京新聞の2月11日号の朝刊ですと、昨年4月から男性育休の取得率というのが大企業で義務付けられているんですけども、主要113社のうち、男性社員が取得した子ども1人の平均育休取得期間というのは、3か月未満が87%で、女性は6か月以上が86%というふうに、性別役割分担みたいなものが多く、特に2歳児までの、これから定期的な預かり保育をする部分の育児休業中の御家庭というのは、お母様が休まれている場合が多いというふうに思います。そういった負担感を軽減していくこと、そして男性も育児の主体ですよというような、そういった広報を改めてしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 1点目の加配の保育士の人件費補助との関係性というところなんですけど、本事業を実施する園について、お二人までの加配の職員については、こちらの未就園児の定期的な預かり事業の補助のほうをさせていただくと。3人目以上からは、人件費補

助のほうの対象になるということで、重複はしないんですけども、3人以上配置した場合は人件費補助のほうが続き活用できるという形になります。

申込みの手続につきましては、各事業者によってというところにはなるんですが、春日臨時保育所を運営している事業者については、春日臨時保育所の際には、ホームページのフォームから入力してお申込みができるようにもなったりしていましたので、各事業者において、保護者の利便性等を考慮して申込みの手続のほうをしていただきたいと思いますと考えております。

障害のあるお子さんですとか外国籍のお子さんにつきましては、特に、何でしょうか、受け入れができないということでは全くありませんので、それはお申込みされた方を公平に保育園については抽選で利用者を決定して、実際に園生活を送るに当たってのどういう配慮が必要なのかというところを確認した上で、保育を行っていただくという形になります。

あと、4点目の周知の後方支援というところは、利用状況等を踏まえて、場合によって年度途中で区報等を活用してというところも考えてはいるんですが、まずはスピード感重視でホームページやSNSを活用して、私立園での実施については広報していきたいと考えております。

5点目の社会の意識改革というところの啓発につきましては、かなり春日臨時保育所でのモデル事業というのがマスコミのほうにも取り上げられて、文京区の取組というところは区民の方も御存じでいらっしゃると思いますので、そういう部分で、モデル事業を実施することによって、こういった取組のほうは一定浸透はしているのかなというふうに考えております。

あとは、子育てについての男女の、いわゆる固定的な役割を解消していくという部分は、これは社会全体でお子さんを育てていくというところで、この事業を実施することによって、一定周知を図ることができるかなというふうには考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。あと、先ほどからこの制度に関するアンケートなどをとられているというふうにお聞きしておりますけれども、利用者さんからも保育士さんからも、そういった意見をしっかり取り入れていくというか、集めていただいて、検証して、もし次年度以降、改善できるようなことがありましたら改善を図っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 定期預かりということなんですが、先ほど山田委員が紹介されたアンケートの記

事を私も読みました。1月24日付の東京新聞で、保育士7割が不安ということなんですよね。それで、モデル事業でやられて、ニーズがあるから社会的に伝えていくというのはいいと思うんですね。ただ、この保育の制度が、どういう責任の下にやられるのかということについては、今、そういう関係者、当事者の方が不安の声を出しているの、しっかり伝えていく必要があるというふうに思います。

具体的にどういう不安かという、もう一つ、これは「新婦人しんぶん」の2月17日付というだけけれども、全国保育団体連絡会副会長の実方伸子さんが、こうおっしゃっているんですね。「安全な保育を保障できない」という見出しで、例えば、人見知りが始まる6か月児、後追いが激しくなる1歳児が、突然、知らない場所で知らない人に預けられたらどうなるでしょうか。慣らし保育もなく、その子の特性などを理解する時間も情報も限られる預かりがどんなに危険か保育関係者なら容易に想像できます。何より保育中の事故は、ゼロ歳児、1歳児が8割を占め、特に預け始めの時期に集中しているんです。だから、これが保育士の負担になるし、この保育をやる場合での実施の責任主体というのはどこなんだというのをはっきりさせる必要があるじゃないかというふうにこのコラムでは言っているんです。だから、責任主体はどこなのかということ。今回、三つ出ていますけど、やる場所は、それぞれ違うのかどうなのかということを一応答弁いただきたいということ。

それから、モデル事業をやっていたときに、公的な認可保育の制度とバッティングすると、保育の必要性がある方とバッティングしたらまずいので、そういう保育の必要性がある方のほうが優先だよねということと言いました。それは先ほど宮本委員が質問された中で、ちゃんと利用の最初のときに説明しますと、何か一筆書いてもらうのかどうかちょっと分からないですけども、そういう整理をされるということなので、それは分かりました。ただ、理解してもらってもね、実際そうならね、定員を弾力化して保育園で預かりますという答弁がありましたよね。そうすと、それは週1回、弾力化して広げた枠のところ保育園で保育をやってくれるということになるということなんですか、あの答弁は。それから、それが幼稚園だったら、もしくはグループ保育室こうらくだったらどうなるのか。どこかほかの保育園で弾力運用して定員を空けたので、そこへどうぞということになるのか。そのところを続きで教えていただきたいということ。

それは、利用申込み受付に関わってくるんだけど、あともう一つ、利用面談を文京区のスキームでやるということですね。だから、この趣旨というのは、この東京新聞で出ている7割が不安とか、今言った実方さんの不安に応える部分なのかなと思うんだけど、この面談を

やる趣旨、これを述べていただきたいというふうに思います。

まとめて聞きますと、もう一つ、今回は都の財源、補助スキームでやるということだから、国のスキームとは違うんですね。ただ、国のスキームは、この定期利用だけではなくて、全国どこの保育施設でも、空きがあればネットで申し込んでどこでも誰でも利用できると。自由利用というスキームも用意しているんですね。これに対応して、これは何か令和8年ぐらいをめどにシステムを開発して、ネットでぴっと予約してできるというようなことも考えているそうなんです。そうすると、このシステムをもし使うようなことになった場合に、今、文京区が想定している利用面談、そこで子どもをちゃんと知るということがどうなっちゃうのかというのは非常に不安なだけで、その点についても併せて説明をいただきたいと思います。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 まず、1点目の事業の実施主体につきましては、グループ保育室こうらくは区の施設になりますので、区ということになります。私立保育園と私立幼稚園は、あくまでも補助事業になりますので、実施主体はそれぞれの各保育園、幼稚園という形になります。

次に、保育の必要性のある方が入園した場合の対応というところなんですけれども、あくまでも定員の弾力的な拡大は、面積基準的にそれが可能な園に限ってということになりますし、あくまでも私立保育園に限っての対応になります。グループ保育室こうらくは専用施設で、もう定員をきっちり決めて実施をするところになりますし、幼稚園についても、基本的に定員の空きでは実施はしませんので、設定した定員の中で未就園児の定期預かりだけをお預かりするということになります。

利用前の面談の趣旨としましては、やはり実施をする施設のほうからいろいろな施設の利用に関するお知らせをお伝えするとともに、お子さんと保護者のことをよく知っていただく、保育に当たってどういう配慮が必要なのかとか、そういったことを園のほうでもきちんと把握をした上で利用を開始していただくという趣旨になります。国のほうは、システムを使って空いているところに予約を入れて、それで利用できるように、今、計画をしているというのは区のほうも承知はしております。ただ、その場合についても、いわゆる仮にシステムで基本情報が共有化されたとしても、やはり利用開始前には、保護者の方とお子さんと、あと、各実施園のほうでの面談というのは、やはり実施する必要があると考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 最後のは事前に面談をやるということですよ。これは最低限だと思うんです。それで、先ほどの1月24日の東京新聞では、この制度について、「悪いと思う」、「とても悪いと思う」とする回答が75%に上る、これは当事者、保育関係者。だから、相当やっぱり現場の不安というのは強いということで、先ほど実施主体はそれぞれ分かりましたけど、もう一点だけ確認しておきますけど、そうすると、私立認可保育所での未就園児の定期的な預かり事業についての、例えば文京区がやっている実地検査とか、巡回指導とか、それから公的保育としての自治体の責任というのは、いわゆる認可保育と同等ぐらいな感じで考えて実施されるものだというふうに説明できるのでしょうかということですね。ここをちょっと最後に。

○板倉委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 まず、指導検査につきましては、国の子ども誰でも通園制度が開始された際には、それはもう公的な委託費に準ずるような給付が創設をされますので、いわゆる法に基づく指導検査の対象になるんですけれども、こちらの東京都の事業は都の独自事業になりますので、いわゆる法に基づく指導検査の対象ではないというふうに認識をしております。ただ、巡回指導につきましては、それぞれの園で実施をすることになりますので、当然、巡回指導をする中で、未就園児の定期的な預かり事業がどのように実施をされているかというところは確認をしていきたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 この新年度については、都の補助事業で区のスキームでやるのでいいというか、取りあえずそれでスタートして、今までの懸念は申し上げておいた上で、その国のスキームに仮に移るようなことがもし出てくると、それから、そのときには多分、この国がデジタル庁と一緒につくったシステムで、基本情報はいろいろ、既往症歴とか個人情報全部入れるという話になっているんですけれども、仮にそういうようなことになった場合においては、今、現場から出ているような不安に答えて、子どもの状況をちゃんとつかんで、現場が安心できるようにすると。それから、国は遠いところにいるので、現場の自治体が責任をとれるような形にすると。そして、このシステムというのは、自由利用ですか、自由利用はとてもしゃないけど時期尚早も甚だしいという感じなので、そういうものについては、きちっと自治体でのモデル事業もやった文京区としての子どもの安心とか安全を確保するという立場での意見、要請、結果報告をぜひやっていただきたいというふうに思います。そういうのをシステム設計なんかにも反映してもらわないとね、非常にやっぱり不安が残るということは申

し上げておきたいというふうに思います。国に要望してくださいということはお願ひしてきますので、よろしくお願ひします。

○板倉委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項5を終了いたします。

残りが2件ですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、子ども家庭部子ども家庭支援センターから1件です。

報告事項6、（仮称）文京区児童相談所設置に向けた準備状況についての説明をお願ひいたします。

佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 それでは、資料第6号、（仮称）文京区児童相談所設置に向けた準備状況につきまして御報告いたします。

現在、設置準備を進めております区児童相談所におきましては、大きな2番、本年度の検討経過についてを御覧いただきますとおり、児童相談所設置に係る各関係課、また外部有識者との意見交換等を経まして、最下段にあります1月17日の児童相談所移管検討委員会にて、本年度の取組と来年度の準備に関して検討を行ったものでございます。

その具体的な内容についてなんですが、項目3、都との確認作業等及び国への政令指定要請についてを御覧ください。検討経過の中でお示ししておりますけれども、区児童相談所運営計画に基づきまして、御覧いただいている児童相談所設置に係る三つの大きなポイント、一つ、専門職員の確保及び育成、二つ目に関係機関との密接な連携及び社会的養護の一層の推進、3点目として一時保護所の安定的な運営等について、東京都との確認作業という形で計3回協議を行いまして、いずれの内容についても適切な内容であるというところを確認いたしております。

今後につきましては、確認作業の内容を踏まえまして、児童相談所及び一時保護所の業務について、事業の開始を前提といたしました本番さながらの実務の準備及び東京都からの引継ぎ作業を進めてまいります。

また、(2)国に対する動きにつきましては、本年の3月末にこども家庭庁に対して、区児童相談所設置に係る政令指定を要請する予定といたしてございまして、要請後、本年、令和6年7月を目途に、こども家庭庁から本区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定がなされることを想定して、必要な事務手続を進めてまいります。

4、予定しているスケジュールにつきましては、御覧のとおりとなっております、令和

7年4月1日の区児童相談所の開設に向け、さらに準備を進めてまいります。

御報告は以上でございます。

○板倉委員長 説明をいただきました。

御質疑をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 子どもの権利をしっかりと守るために、文京区を挙げてしっかりと準備しているということはしっかり確認しておりますので、非常に楽しみだし、子どもたちのためによく機能していくことなんだろうなと思います。

それとタイミングよく、豊島区児童相談所なんかも視察に行きましたから、課題なんかも見えたし、いいところなんかも見えましたよね。そういうのもしっかりと取り入れて、開設に向けて頑張っていたらいいと思うんですけど、私も子ども・子育てはちょっと弱いんですけど、その中でも児童養護施設とか福祉に関しては、私、議員になる前から携わっていまして、一番問題視されているところも、一昨年、解決されるようになってきたというのは、特に18歳ぐらいになると養護施設にいられなくなってシェルターに入るとか、なかなか、今は皆さん御存じのト一横問題があるようにね、孤独になりがちなんですよ。その辺を国が守れないと同時に、18歳成人ということになったので、養護施設を出た子どもたちの扱いというのがなかなか社会問題になっている。

ただ、一昨年に最長20歳までいられるとか、そういうのができたのでまだいいんですけども、直接今回のこの報告とは関係ない、子ども・子育て、もうみんな成人になっちゃった微妙の年なんだけど、大事なのでお伺いしたいんですけど、文京区内には養護施設世代、児童相談所で受け付ける17歳をちょっと超えちゃった子たちの区内のシェルターとかは、今、たしかないですよ。そこを懸念していて、私、養護施設を昔から見ていると、姉妹とか兄弟が多いんですよ、結構。そうすると、例えば親がDVだとか何か問題、入院、もしくは刑務所に入っちゃったとか、そういったアクシデントの時に、兄弟が離れ離れになっちゃう可能性が多いですよ。その辺の心のケアだとか、せつかく相談所もできるのでいろいろなことを考えると、例えば区内の旅館とかホテル業のところと提携するとか、不動産業者と提携してシェルターを区内にね、数がそんなに何百人もいるわけじゃないので、そういう一時的な避難所というのを区内にちゃんと用意するとか、そういうことも考えていかないといけないんじゃないかと。

初め、兎相ができました。17歳までの子どもはちゃんとしっかりとケアできるけれども、

そういう子たちを何年も見たりして、1回目、2回目と繰り返していると、自然に17歳を超えちゃって18歳になっちゃって出てくる、そういうケースが出てくる。そういうときを想定したサポート体制というのを考えておいたほうがいいんじゃないかと思うんだけど、その辺というのは、この報告書とはちょっと離れちゃって申し訳ないけれども、準備しているのでしょうか。お伺いします。

○板倉委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 ありがとうございます。いわゆる社会的養護でありますとか、児童相談所を経験した後の、その後の、いわゆる現在ではケアリーバーと言われる方々が、いかにその後、社会に力強く踏み出していくことができるのかというようなところは、今般の児童福祉法改正の中でも非常に議論がなされているというところで認識してございます。

今、委員におっしゃっていただきましたとおり、まず、この区の児童相談所をしっかりと設置するというところに当たっては、同時に、これから今、東京都のケースの皆さんの引継ぎ作業というところに来年度から本格的に入っていくということになるんですが、当然、その中には、18歳成人前後のお子さんたちも含まれているというところで認識しているところでございます。

また、本区、児童相談所を設置する区としては、これは10番目という形になるんですけども、先ほど委員にもおっしゃっていただきましたとおり、この特別区内のいわゆる施設養護、児童養護施設自体を例えば新設するというようなところは、東京都との確認作業においても、これは一つの区として考えていくというよりは、都全域でどのようにそうした施設の養護でありますとか、あと、もう一つの大きな視点は、里親さんをどのように拡充していくのかというようなところを考えていかなければならないというところを協議しているところでございます。

そのために、いわゆるケアリーバーの皆さん、こちらの方が、これは経済的な部分もそうなんですけれども、何よりもそれまでの施設の皆さん、施設の職員の皆さんでありますとか里親の皆さんとのつながりをいかに保ちながら、その後、力強く踏み出していけるのかというところにつきましては、これは区の児童相談所はもとより、特別区内の児童相談所、また東京都とも協議しながら、その方策についてしっかり検討してまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 豪一委員。

○豪一委員 ケアリーバーの子たちは、とてももろいんですね。施設に至り、養護施設も、

今、課長がおっしゃったとおり定員オーバーで、今はグループホームになってきて、民間の一戸建てを借りて、他人同士の子どもたちが一緒に五、六人で生活して、そこに職員が参勤交代みたいな感じにいるような状況が増えてきちゃっているというのが現状なのは御存じだと思います。そのグループホーム、養護施設からあふれた子どもたちが、協調性がある子がグループホームで頑張っていて、そのうちはいいんだけど、この子なら大丈夫だと思って専門学校に行っても、結局、学費を出すのが大変で途中で退学しちゃってト一横チームに入っちゃったり、そういう現状はかなりある。今、これだけ恵まれた日本の社会の中で、厚生労働省の調べだよ、12.何%の大学の進学率だとか、最近では14%台になったという話がありますけど、何が言いたいかというと、文京区なんですよ。やっぱり個性を出しているんじゃないかと。児相もそうだし、養護施設の話もあつたけれども、その児相で一時預かりをしている間も、手厚い勉学の支援をする文京区らしさというのを出したりすることができるんじゃないかと、そういったところをケアして、そのケアリーバーの子たちも、うまく文京区でつなげてサポートできるような体制をぜひつくっていただきたいと思えます。

以上です。

○板倉委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 ありがとうございます。今までの東京都の児童相談所の体制から、今度、新たに文京区の児童相談所の体制に入るといふようなところで考えていきますと、委員におっしゃっていただきましたとおり、例えば、先ほども御議論がありました若者の支援体制をこれから区としてどうしていくのかとか、あるいは、福祉部門における重層的支援の中にそういった社会的養護経験の方をどうやって組入れていくのかというところできまると、これまで東京都と区の関係といったものが、児童相談所自体が区の中に入っていくというところになりますので、新しく若いこれからの皆さんがしっかりと足を踏み出していけるような、区としても様々な関係機関と結び合いながら支援を展開していくというような形を、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 豊島区の児相を視察させていただいて、ちょっと大丈夫かなというふうに思ったので、文京区の準備、併せて質問させていただきます。

というのは、ここに人材の確保と育成というふうにかかれてあります。今、本当にいろいろなところに研修に行かれたりして勉強されているというのは本当に感謝申し上げます。また、

建物も随分立ち上がってきて準備されているんですが、豊島区へ行って私が率直に言って驚いたのは、何じゃこりゃと思ったのは、職員が事務をする部屋なんですよ。そこに、何ていうの、物すごく大勢の方がいらして、問題なのは、今、課長の皆さんが座っているよりもちょっと詰めて座っているような状態で、なおかつ向かいにパソコンも当たるんじゃないかというようなところで仕事をされているんですよ。別に豊島区を批判するわけじゃないんですけど、労働基準法でいっても、普通、労働基準法でいったら1人当たりの面積というのは、事務で言えば一坪3.3平方メートルなんですよ。だけど、そんな大変な状況に今なっていて、どうしてこうなっているんですかと聞いたら、児相を立ち上げて、いざスタートしてみたら、とにかくいろいろな問題というか課題を抱えた事例が増えるものだから、人も増やさなきゃいけない、それから、それに対応する資格を持っているような方をお願いしなきゃいけない。とにかくそれで、正直、言葉は悪いけど、詰め込んじゃっているんですよ。そういう状態だと、本当に大変な仕事をされている方が、あれじゃ病気になっちゃいますよね。正直言って思いました。

質問というのは、豊島区のこととはちょっと置いておいて、文京区においても、今、本当に人材の育成、準備をされていますが、やはり想定以上のいろいろなケアケースが生まれるだろうし、とにかく、そういった課題に対して職員の方が病気になったら元も子もないわけですよ。きちんとした職場環境をつくって、そして仕事に対応していただけるような準備を今から、私は豊島区を見て本当にこれじゃまずいなと思ったので、ぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 今回の委員から御質問のありました職員室を含めた現在の文京区児童相談所の諸室の面積等も含めた児童相談所の施設につきましては、建設を行っている整備技術課と連携しながら準備を進めているところでございます。そこを前提としまして、現在の児童相談所の業務の執務スペースの考え方というところについてなんですけれども、一番のところで、先ほども委員におっしゃっていただいた、児童相談所におけるメインの業務である児童虐待に関する業務の現状というようなところでいきますと、全国的な児童虐待対応件数の増加というところに伴いまして、本区以外の区児相も含めて、どちらの児童相談所も業務量自体が年々やっばり増えているというようなところと、あと、この現状の対応としまして、先ほども少しお話しした児童福祉法改正等に伴いまして、子どもたちの福祉の向上というところのための施策というところを、児童相談所もさらなる新しい対応が求められ

ているというところの観点で、児童相談所の現場における業務というのは、量、また質ともにハイペースで変化しているという背景があるところがございます。それに伴いまして、お尋ねがありました執務スペースというところにつきましても、初めから職員の座席なんかを固定的に設定してしまうと、その後の業務の変化に対応しにくくなってしまっておそれがあると。結果的にスムーズな業務運営に支障が生じる懸念も考えられるところであるというところでございます。

そこで、一つには、庁内全体で進めておりますDX推進の観点で、現在、試行的な運用を行っていますのが、常時接続テレビ会議システムということで、これは児相開設の際にはシビックセンターにある子ども家庭支援センター、それから伝通院の横にある児童相談所の間を常時つなげまして、職員会議を行うためのスペースの効率化でありましたり、会議設定のスピードアップというところにつなげることを狙いとして、現在、試行を行っているところでございます。

もう一つは、この児童相談所の職員室の机等の什器につきましてなんですが、一番児相の職員の中核となる児童福祉司、あるいは児童心理司という相談業務の中心部分の職員たちが、面接をするとか、例えばミーティングをするとか、書類をつくるというような業務の行動要素に着目していきますと、児相の現場の職員は、必ずしも業務時間中にいつでも職員室にずっといるわけではなくて、外部会議とか出張とか面接とか、いない時間も多々あるというところも踏まえて、そうした用途に応じた使いやすい可変的な什器を導入するというようなところによりまして、より柔軟で効果的な執務スペースの活用を検討しているところでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、そこにいらっしゃる職員の方というのは本当に難しい課題に取り組まれていると思うんですね。そういった職員の方が働きやすい環境をぜひつくっていただいて、そのための準備をぜひお願いをしたいということで、終わります。

以上です。

○板倉委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 今、お話しいただきましたように、スペースのところが一番重要視しておりますのが、今、委員におっしゃっていただいた児童相談所の業務自体が非常に厳しいハードな相談をすることが多い、あるいは子どもたちへの専門的な対応を行う場面が多いというようなところで、最もこの児童相談所の部分ではよりスムーズに職員間のコミ

コミュニケーションを取ることができる、あるいは職員が自分自身の業務に対して見通しと自信を持って業務を行うことができる職場をいかにつくっていきけるかというところの観点を持ちながら、現在、検討しているところをございまして、職員の協力体制、あるいは士気をより高めることができる執務スペースの方策について、さらに検討と工夫を重ねてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 私からは幾つかまとめて聞きますが、これから都児相から文京区児相へ引継ぎというかな、そういう時期が間もなくやってくるということで、その準備を新年度にかけてやってこうということになるんだと思うんです。それで、このケースの引継ぎについては、この間、文京区は10か所目ということですから、先行3区といったところから始まって、23区の中でもいろいろな事例が出てきていると思うんですよ。私がいろいろ読んだりすると、やっぱり当事者の子どもと保護者に、引き受ける区児相の新しい児童福祉司とか担当者の人がちゃんと面接して、今度、こういうふうに担当者が変わりますよと、東京都のいろいろ対応してきた方から。面接をするというのが、これまた時間も手間暇もかかるけど、これを必ずやりましょうと言って、なかなかできないとか、お手紙で済ませちゃったかどうかよく分からないけど、手紙でやったとか、そういうこともあるようであります。それで、そのところについては、ケースの引継ぎというのは、今回の文京区の児相の開設に当たってはどのようなことが想定されているかというのが一つ。

それから、もう一つは、この区児相をつくるときの初っぱなぐらいのときから何か課題になっていたように思うんだけど、今まで東京都一本で事務というか業務をやっていたので、例えば措置費の請求とかそういうのは厳密な資料だと思うんですけど、1種類で東京都と共通していたのが、今度、区児相との間のやり取りとか、23区同士のいろいろなやり取りとかが出てくると。それは、今、9か所の区がもうつくっているんで、現状があると思うんですよ。要望としては、そのときから出ているのは、システムも、書式も、マニュアルも、それを更新したときの対応も、全部一本化してほしいというふうに、多分、現場の皆さんは、現場を今度預かる文京区もそういう思いでいたと思うんだけど、それが開設ほぼほぼ1年前の段階で、今、どこまでそういうのに取り組まれて、何というの、統一化というんですかね、一言で言うと、完成しているのか、それを聞きたいというのが、2個目。

それから、三つ目は、人事の問題で、これはちょっと先になるかもしれないけど、2021年に、この前、豊島区の児相に行ったら、所長さんをやられていたんですかと名刺をいただき

ましたけれども、奥田先生が2021年に議会に来てくれてお話を伺いました、当時、私も伺ったんだけど、一つだけ私、そのときのメモが残っていて、人事交流はどうするんですかという質問をしたら、バーンアウトは想定内なんですというふうにしたしか先生は答えていらして、それをどうするのかという解決策として、そういうふうになっちゃうので、区児相と東京都の間で共同で人事を行えるように、特別区人事・厚生事務組合か何かに新しい組織をつくって人事交流できるように、そういうことをやって職能を育てると。そういうことを考える必要があるのではないのでしょうかという、そういうアドバイスをいただいたことがありました。だから、当面、区の中での人事交流というのはあると思うんだけど、その先の展開ですけど、それについてはどのように考え、先生の問題提起を捉えていらっしゃるのかね、聞きたいということです。

あと最後に、さっきの浅田委員の質問で私も一点、豊島区の児相は見せていただきまして、大変だな、頑張っているなというふうに思ったんですけど、文京区の事務スペースというのは、職員1人当たりでいうと、どのぐらいの面積になるんですか。

○板倉委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 御質問、順番のほうでお答えさせていただきます。

一つ目の東京都とのケースの引継ぎというようなところでございますけれども、先ほど御報告事項の中の東京都との確認作業、こちらを経まして、今、国への政令指定の申請準備を進めながら、来年度、令和6年度に本区の文京区の児童相談所の勤務を想定している職員を、現在、文京区を所管している東京都児童相談センターへ、いわゆる引継ぎ派遣という形で派遣を検討しているというところでございます。これまでの区児相開設の準備のところの他区からの知見などを踏まえまして、一つには都児相のところで文京区のケースを引継ぎながら対応するというところでいきまして、文京区の職員で構成する一つのチームとして、都児相の中に一つの島として作りまして、十分な期間をとってケース移管を適切に進めていくというところを検討しているところでございます。この引継ぎ派遣等については、これから東京都とさらに詳細を詰めていくという流れになってまいります、ここは丁寧に準備を行ってまいりたいと考えてございます。

そして、お尋ねの2点目ですけれども、措置費に関する部分についてなんですが、これは現在、区児相が順次開設されまして、文京区、先ほど申し上げた10区目となるところでいきますと、児童相談所から例えば養護施設等への措置をするに当たって、子どもに関する費用を区からお支払いする、これを措置費というんですが、児童養護施設等の児童相談所との経

理上のやり取りというところにつきましては、東京都児童相談所だけのときは相手が東京都一本だったんですが、これが区児相が順次開催されるにしたがって、その児相の数分だけ施設の皆さんにとっては相手先が増えることになりますので、経理事務に非常に膨大な時間と手間がかかってくるというところがありまして、その課題の解消に向けて特別区の児相が乗り合ひまして、各区から職員を派遣した上で、経理事務というところを一つの大きなまとまりとして措置費共同経理課という形で特別区政会館に設置して行うというところを聞いてございます。開始のところは来年度、令和6年4月から各区の経理事務全体のおおよそ7割ぐらいの経理を一括して行うことができるようになるというところでございます。

ただ、里親さんとか、あるいは一部施設の経理事務というところは、おおよそ各区3割ぐらい残るということを聞いておりまして、文京区も児相開設の令和7年度から、その措置費共同経理課に参画するという予定なんですけれども、これを踏まえて、今、児童相談所準備担当の事務の職員を先行区のほうに派遣しておりまして、経理事務の全体像を含めたノウハウを中心に学ぶという対応をとっているところでございます。

3点目でございますけれども、職員のいわゆる職能といいますかスキルをさらに高めていくためにというところなんですけれども、こちらも文京区の10番目の後に、今後、複数の区が数年以内に区の児童相談所を開設するというところで、今、準備をしておりますが、これはまた次のステージになってくると思うんですけれども、そうなりますと、特別区の中で、23区の半分以上が区児相を持つということになってまいります。そうしますと、児童相談所の専門職員についても、職員間で学び合う、スキルを高め合うというようなところのやり方につきましては、この特別区の間にあります管理職、また現場職員で構成されている特別区間の会議体等を通して、さらに深めてまいりたいと考えてございます。

最後の職員室の面積というところなんですけれども、恐れ入ります、全体の面積が、今、延べ床の面積のほうは2,330平方メートルという形でお出ししてございます。大体この1階の職員室の人数としましては、全体職員の人数が81人という形で計画人数でお出ししておりますので、約50人程度がその職員室に入るといような想定をしております、恐れ入ります、各室の詳細な面積というところは手元にないところではございますけれども、ただ、先ほど申し上げた業務に着目した使いやすい職員室というところをつくってまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 答弁はそういうことだということで受け止めておきたいと思いますが、今はまだ

準備に走っているということだというふうに思うんです。ですから、ぜひ職員の皆さんにも頑張っていたきたいと思っています。最大の準備は、やはり財源だと思うんですね、ここは議会だからね。それで、都区交付金の配分割合を0.1%は引っ込めますみたいな話もあって、いや、違うでしょうというので、区長も頑張って特別の何か会議体をつくってやるということで聞いていますけれども、やっぱりそういう財源を議会もみんな一丸となってそういう交渉を応援というか、下支えか応援かいろいろあるけど、頑張れということでこの場でも言っておきたいし、それは議会全体で支えるということで、財源をしっかり獲得するというのが最大の準備だというふうに私たちとしては思っておりますので、ぜひそういうことでお願いもしながら、その課題については一つ一つやっていっていただきたいと思っております。

最後に、一番最初の引継ぎを丁寧にするというのは、丁寧に一人一人の当事者の面接をやるという理解でいいのだと思うので、それはそういうふうに聞きおいておきますけれども、よろしくお願ひします。

○板倉委員長 あと報告事項が1件残っていますし、一般質問もありますので、よろしくお願ひします。

山田委員。

○山田委員 一点だけです。児相と警察が虐待情報を共有できるようなシステムの整備についてお聞きしたいと思います。

これまでもね、よく報道でもあると思うんですが、虐待の兆候をつかみながらも命を救えなかったケースというのが後を絶たないわけです。通報というのは、虐待件数の半分が近隣から警察に行って、警察からの通報だというふうに聞いています。ただし、その警察のほうで今度は児相に連絡をとって、その確認だったりとか情報を得るために、メールだったりとか電話という手段をとっているのが今までのケースらしいんです。そのために、うまくその情報が共有できなかつたりとかタイミングが遅れたりというのが課題だったと。今後、ここで新しく整備していくわけですが、ここにも他の機関との密接な連携というふうに書いてありますが、その辺のところのシステム、こども家庭庁が今度何か補助金を出すというような、このシステムに、というのも言っています。なので、そこはどのように整備されているのかだけ確認させてください。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 今、警察と児相との連携ということで、実際問題、通告

からキャッチしまして、そこは情報を通告をするところというのは、現在、警察、それから児童相談所、それから子ども家庭支援センターがあるんです。この三位一体で連携して対応しているところでございます。

それで、今、そこら辺で様々な社会的な事件もあって、いろいろ見えているところもあるんですが、今、機関間で、やっぱり機関と機関の隙間のところでうまくかみ合っていなかったり、連携がうまくいかなかったところというのもしかしたらあるかもしれません。ただし、今度、文京区に児童相談所ができれば、そういった機関同士の隙間というのを埋めることが可能になってきますので、新たなシステムというのもの、児相と子ども家庭支援センターの共有システムは、今、構築しているところでございます。また、警察との連携というの、この令和6年度、本格的に緊密な連携ということでシステムを、今、協議しているところでございますので、そういった取組を進めていることを報告させていただきます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 強く要望します。警察にもしっかりとそういった端末を配置してもらうようには、しっかりとそこは強く要望しますので、よろしくお願いします。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。ほとんど皆さんにおっしゃっていただいたので、私からはそんなにないんですけれども、新しい区児童相談所準備担当部長を置かれるということで、こちらが児相の所長予定者というふうに思います。これが3月末の辞令で着任されるということで、そこから26階でチームビルディングをされるということというふうにお聞きしております。派遣先に行っている職員たちが戻ってきて実務マニュアルを作成し、どのように令和7年度4月にスタートするかということ準備されるというふうに伺っておりますので、こちらのほうは担当部長の選考の今の進捗状況というか、もう決まっていると思うんですけれども、あと、どういった方が担当部長になれることが望ましいという思いで選考なさっているのかということ伺いたいというふうに思います。

派遣先に行っていらっしゃる職員さんたちに関することですか、執務スペースの問題ですとかは、児相の職員室の問題だけではなくて、26階に関しても私も心配しておりましたところ、戻ってきたら、また大滝橋に行ったりみたいな、ぎりぎりのオペレーションで26階をお使いになるというふうにお聞きしておりますので、なるべく執務スペースが快適になるようにしていただきたいということと、視察報告にも書かせていただきましたが、DXの話もさせていただいていますけれども、例えばフリーアドレスだったりとか什器の工夫などで執

務スペースを有効に使っていただくようにしていただきたいというふうに思います。

また、広域連携づくりは絶対に必要というふうに思っております。文京区の子どもが文京区の児相とは限らず、豊島区児相に行く場合もあるというか、そのほうがいい場合もあるかというふうに思いますので、そういったところはぜひやっていただきたいというふうに思うんですけれども、先ほど金子委員のほうから経理事務のほうを飯田橋にスペースを設けるといふふうにお話しされていまして。これは一部事務組合ということでしょうか、お聞きしたいと思います。

○板倉委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 ありがとうございます。1点目の児童相談所準備担当部長というポストがこれから配置されるというようなところで、採用事務については、現在、手続中というところでございますけれども、委員におっしゃっていただいた採用の観点というようなところで申し上げますと、一つには、これももちろんのことなんですが、児童相談所の運営のノウハウを熟知されている方であること。あと、今まで来のお話にありますとおり、児童福祉法改正など、本当に目まぐるしく法改正等が児童相談所をめぐるところでありますので、そうしたキャッチアップが的確にできる方。それから、これももう一つの観点としては、でき得る限り担っていただく方自身が児童福祉関係の施設の勤務経験がおありの方というような形で、できる限りこの児童相談所を安定的に運営する、そして、その次の人材を担っていただくための教育を施していただくというようなところで、今、鋭意、採用を進めているところでございます。

あと、委員におっしゃっていただいた、現在の26階を使った子ども家庭支援センターと児童相談所の業務執務スペース、こちらはきちんと意を用いて、職員が仕事がしやすい、引継ぎが行いやすいスペースとしてさらに考えてまいりたいというようなところで、そのためには、今、お話がありましたようなDXの視点で、フリーアドレスの考え方、あるいは業務に着目した考え方を進めてまいりたいと思います。

最後のこの措置費共同経理課なんですけれども、これは各区のほうで協定を結び合まして、その形で場所のほうを区政会館のほうに借りて、全体で経理事務を行っていくというような形のしつらえを聞いてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。あと、さらに先ほどからお話しさせていただいている福祉的な視点での若者支援、ぜひこれから考えていっていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○板倉委員長 それでは、報告事項6を終了いたします。

それでは、教育推進部児童青少年課から1件です。

報告事項7、育成室及び都型学童クラブの新規開設についての説明をお願いいたします。

鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 それでは、資料第7号に基づき、育成室及び都型学童クラブの新規開設について御報告いたします。

1番、概要ですが、育成室の待機児童数が令和5年4月時点で97人と、昨年度から急増したことを受け、令和5年8月に育成室待機児童解消加速化プランを策定いたしました。このプランの下、本年4月に新たな区立の育成室及び民間事業者が運営する都型学童クラブを開設してまいります。

2番、設置一覧の表を御覧ください。育成室を計10か所、都型学童クラブを1か所開設いたします。施設名、所在地、定員は記載のとおりでございます。

3番、開設年月日は、いずれも令和6年4月1日になります。

2ページ目以降に各施設の詳細、面積や運営事業者、所在地、周辺図を掲載しております。説明は以上です。

○板倉委員長 説明をいただきました。

御質疑がある方。

ほかり委員。

○ほかり委員 一般質問でも質問させていただいたんですけど、まず10室新規開設で360人定員ということで、早急に対応いただいてありがとうございます。4月で360人定員が増えたところで待機児童がどうなるかなんですけど、待機児童が出た場合に、教育長からの御答弁にもあったんですけども、こちらの委員会で御提案していた送迎を実施するという御答弁をいただいたんですけども、業者さん等と、今、こういった形で打合せされて、状況がどうなっているか教えてください。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 具体的に送迎を実施するかどうかというのは、まだ確定はしておりません。流れで申し上げますと、今、令和6年度の入室調整を行っているところでございます。3月上旬には入室の、ある程度、結果が固まってまいりますので、そこで多くの待機児童が見込まれた地区が発生した場合に、そこで初めて御家庭に利用の調査を行って、一定数の利

用希望があった際に、このタクシーを活用した送迎を実施する計画でございます。

現在、受入れ側の育成室の運営事業者ですとかタクシー会社のほうと細部の調整を行っています。具体的には、迎えに行く時間ですとか、あとは車に乗せる人数ですとか、車の中に大人が乗るのか乗らないのか、そういったところの調整を現在行っているとございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。よく分かりました。

あと、もう一点だけなんですけれども、育成室、誠之小学校も新校舎ができて、学校内に育成室ができることになったんです。最終的には各学校の中に育成室が入っているという状況になるのが、移動のリスクとかがないので一番望ましいと思うんですけれども、誠之小学校以外で、今、学校内に育成室が設置されている学校が何校あるのかと、あと、今後の予定、計画があればそれも併せて教えてください。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今、委員がおっしゃったように、当然、学校内にあることが望ましいんですが、児童数の増加もあって、教室も不足している状況で、なかなか難しい状況でございます。現時点で、誠之小学校も含めると20校中12校が校内に育成室がございます。今後の予定では、今、お話があった誠之小は令和6年4月に2支援、それから令和8年には明化小学校で1支援、それから、令和9年以降に柳町小学校で4支援ですけれども、当然、その後小日向台町小学校ですとか千駄木小学校の改築が行われる際には、そこにも育成室を入れさせていただき予定で準備を進めているところでございます。

○板倉委員長 ほかに。

浅田委員。

○浅田委員 二点お願いします。まず、今回、新規開設というふうになっていますが、これまででいうと増設なのか、新規開設なのか、ここが結構、過去でいうと、新しくつくるんだから3年生はちょっと移ってくれないとか、あるいは、このエリアは移動していただけないかというような議論もあったりして、在室児の中で結構議論になったような事例もあります。したがって、今回のこの10室はあくまでも新規という位置付けで、1年生から順次ということなのか、ちょっとその点をまず一点お願いいたします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 こちらについては、増設という考えではなく、新規開設という考え方に基づいて開設するものでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ということは、1年生から順次入室をしていくという理解でよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

2点目なのですが、一般質問なしでここでやっちゃいますね。子どもたちの放課後の生活を保障する意味で、育成室、それから都型もありますよね。なおかつ、文京区としてはアクティを、これは公式に区の施策として行っているわけですよね。だとするならば、手厚い育成室、それから都型もありますけれども、そのアクティの設備が、今、新しく校舎がつけられている学校などにおいてきちんと位置付けられているのかどうかということなんです。

というのは、アクティでも、結構、見ていると、折り畳みの机を持ってきて、パイプ椅子で指導員の方が座ってやっているようなところもあれば、それこそフットサルをやったりだとか、テニスをやったりバドミントンをやったりだとか、結構、多岐にわたって子どもたちと放課後を過ごしている。あるいは出退の管理ですよね。そういったことについても、いいかげんにしているとは言いませんけれども、見る限りにおいては、やっぱりきちんとそこにおいて指導できる指導員の方が、指導できる場所及び事務机等を含めた、そういった場所を確保していくということも私は必要ではないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 このアクティにつきまして、今言った手狭なスペースで実施をさせていただいているアクティも一部あるところは承知をしているところであります。ただ、どうしても学校内での学校活動ですとか、あとは育成室とも共用利用しているところもありますので、今後、アクティの実施時間については拡大することも考えておりますけれども、そういった時間の部分ですとか、あとは活動場所につきましては、学校側と育成室とアクティで引き続き協議を図っていったら、よりよいアクティでの活動ができるように協議を進めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 もう終わります。だから、文京区として、教育委員会として、アクティというものを子どもたちの放課後を過ごす時間と場所を各学校内に確保していくということは、これは大切なことだというふうに思っていて、育成室が上というか重きを置いて、アクティはちょっと付録ということではないと思うんですよね。やっぱり子どもたちが放課後の生活をする上では同じだと思うんです。だとするならば、きちんと施設面においても、せっかく今、

新しく学校をつくろうとしているところもこれからあるわけですから、ぜひ、それは学校側とももちろん協議を含めて、本当にやりやすい、やりやすいというのは、ちゃんと指導しやすい場所、施設、これについてはきちっと確保をお願いをしたいということです。よろしいですね。お願いします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今、アクティが下で育成室が上とか、そういったことは全くなく、やはり児童の放課後の居場所というのは多様化してあることが当然重要でございます。お子様も親御さんも、その子のニーズに合った場所を選べるということが重要でございますので、アクティの活動場所についても、なかなか制限されている場所もありますが、引き続き、学校側とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 この項目で質問がある方。

分かりました、3人ですね。

山田委員。

○山田委員 8月に加速化プランができて、9月にこの委員会で解消に向けた取組の報告を受けたというふうに記憶しています。その間、半年足らずで、この10施設、360人分の定員をまず確保したということが、すごく評価できることだなと。どなたも委員さんから、そのお褒めの言葉がないんですけれども、私はまずはそこは大変すばらしい、あまりにも加速してやっちゃったので、多分、皆さん、普通なことのように思っちゃっているのかな、残念だなとちょっと思ったんですが、本当に評価したいと思っております。

それで質問なんですけれども、今回、このようにできたポイントというんでしょうかね、秘策があったのか。それとあと、どのようにしてこの10か所を決めた、そういうもの、決めたというのかな、どういうところに注意しながら決めたのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、ポイントにつきましては、育成室運営事業者ですとか、教育長からも答弁させてもらっていますけれども、不動産事業者等に広く区ホームページのほうで声をかけたところと、あとは、今回、新たに小規模の物件というのも2件整備をいたしました。あとは、今までにないお寺の中の整備、そういった様々な活用を検討して、実施に結びつけたところが一つポイントとして挙げられるかなと思っております。

また、決定に至る過程というか、どういったポイントで決定をしたかというところで言い

ますと、まずは物件付近の待機児童の発生状況ですとか、その場所で二方向避難がちゃんととれるかどうか、物件としてバリアフリーが条件として整っているかどうかですとか、学校からの距離ですね、こういったものを総合的に勘案して、課内のほうでこの10か所を決定したところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。本当にスピード感を持ってこれだけのことをやった、分析して、調査して、これは多分、職員さんたちも本当に頑張られたと思います。もう本当にこれは評価いたします。

それで、今回の名取議員の代表質問にもあったんですけども、その中の教育長の答弁で、年少人口の増加や、先ほど来から地域偏在の話も出ているんですけども、地域偏在もあるが、一定の待機児童解消を見込んでいるというふうな御答弁がありましたけど、この部分について課長はどのように認識しているのかと、あと、その一定の解消というのは具体的にどの程度のことなのか、ちょっと教えてください。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今のところだと、新たな育成室が10か所で360人分の受入れが可能ではあるんですけども、令和6年、今度の4月に、その360人を全員入れてしまいますと、新1年生、新2年生で埋まってしまいますと、今度、令和7年のタイミングで新1年生が入れなくなってしまいますので、大体、受入れ枠の360人の半分ぐらいで枠としては見込んでいるところでございます。ただ、今、言ったように、その枠が360人ではなく、実質にはその半分程度というところですか、あとは、今回、10か所はつくりましたが、本当に必要な場所には一部つくれていないところもありますので、地域偏在がどうしても発生してしまいますので、具体的に待機児童がどれぐらいなるかというのは一概に言えない状況でございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。確かに令和7年度のことを考えると、全部埋めちゃいけないというところ。それを御回答いただかなければ、そうかというふうに思えなかったところで、ありがたかったです。

それで、地域偏在ということは本当に、先ほどもほかり委員の話にも出ていました送迎タクシーということも考える、その取組も前向きに考えているけれども、整備するところでの不動産業者等にもやはり広くお願いしていくというところ。それから、あとお寺を整備した

というところは、保育園もそういうところがあったなと聞きながら、様々な手法で積極的に整備をしてくれているということ、本当にありがたく思っています。また頑張ってください。ありがとうございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。たくさん育成室をつくってくださってありがとうございました。そこから始めたいと思います。

今回、育成室に関しては、本会議の一般質問で、まず育成室待機児童解消加速化プランの概要については名取議員が、それから、地域偏在を解消するための送迎タクシーについてはほかり委員が、そして、育成室の職員の処遇改善については沢田議員のほうから質問がされていて、その答弁を踏まえて質問させていただきたいというふうに思います。

以前からお聞きしておりました、子育て支援計画のニーズ量の算定についてお伺いしたいというふうに思います。令和7年の子育て支援計画の改定に向けて、育成室のニーズ量の算定をしていかなければならないというふうに思います。以前からお話をお聞きしていると、これまでの子育て支援計画の国基準の算定方法では実際と乖離が出てしまう。そして、区がこれまでのスピードを独自に算定して推計した結果、見込みがこの令和5年度に関しても100人ぐらいずれがあったのが、ちょうど100人ぐらいの待機が出ているというふうにお話をいただいたのが9月か10月ですよ。そういう中で、やはり新しい算定方法で新しい子育て支援計画をやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

また、今回、360人も定員を増やしていただいたのにもかかわらず、予定している、想定している令和6年度のニーズが2,400人ぐらいじゃないかというふうにおっしゃっていて、先ほど360人のうちの半分ぐらいしか令和6年度は入れられないんじゃないかというようなお話をさせていただいて、ぎりぎり足りないんじゃないかという、ぎりぎりかどうか分かりませんが、足りないんじゃないかという話をされているところであります。こういったニーズ量をしっかりと見込んで、そして供給していくという方式を保育園と同じようにやっていく必要があるかというふうに思うのですが、それについてお考えを伺います。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 委員から9月の委員会で御指摘をいただきまして、子ども・子育て会議で示しているニーズ量だと、やっぱり今、乖離がどうしても出てしまうので、御指摘いただいたところを踏まえまして、令和6年度のニーズ量に向けては、今年度の保育園児の年長クラスの人数に、これまでの育成室の入室の割合を乗じて出したところが、ちょうど2,400

人というところがございます。やはり、このニーズ量を出して、ある程度、目標を定めてつくっていくことが、委員の御指摘のとおり重要だというふうに考えておりますので、子ども・子育て計画のほうにどういう数字を載せるかはまだ今後の検討ですが、課の中では、またこういったニーズ量のほうは一番近い数字で出せるように検討していきたいと考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 失礼しました。ぎりぎりじゃなくて、結構足りない予定ということでもありますね。もちろん、加速化プランの中で様々な代替の方法なども御提案なさっていらっしゃると思うんですけども、ぜひ年度内のうちになるべく早く、さらに解消のスピードを上げていただきたいというふうに思います。

それから、処遇改善については浅田委員が質問していただいているのでありますが、やはり公設民営の指定管理者の職員さんの処遇改善というのは、今後、さらに図っていく必要があると思いますし、公契約条例もこれから制定されますので、そういった観点からも、しっかりと処遇改善について考えていく必要があるかというふうに思います。

私は個人的には委託とか指定管理者とかに否定的な思いはそんなになかったんですけども、たまたま先日、地域福祉保健計画の重層的支援体制整備の中で、コーディネーターさんを育成室の福祉職の方がされることになったというふうに伺いました。そういうことを考えますと、福祉職の方の人材バンクとして現場があるんだということを考えたときに、公設公営の育成室が確かに重要なんだというふうに考えました。そういった福祉職のローテーションというか、先ほどバーンアウトの話も金子委員がおっしゃっていましたが、そういうことを考えると、児相も、育成室も、福祉職の方がしっかりローテーションして、現場経験を積んで、そして政策立案スキルを高めるような、そういった人事というものが必要じゃないかなというふうに思うのですが、お考えを伺います。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 児童館、育成室に入校して、そのままずっと勤め上げるだけではなくて、今、委員からお話があったように、やはり保育園ですとか、児相ですとか、教育センターのほうにも療育施設がございますので、そういったところでローテーションを回して、様々なスキルを身につけた職員が複数いることがやはり重要だと思いますので、そこらのあたりにつきましては、福祉部門ですとか、あとは人事部門のほうともしっかり協議を図っていきたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 一つは、育成室待機児童解消加速化プランということなので、今の答弁を総合すると、定員を360人増やして180人だから、これで待機児が解消できるかどうかということの今のところの見通しはどうかということですね。

それと、先ほどの本当に必要なところというのは、要するにまだ足りないところがあるという認識だから、それはどの地区というか地域なのかね、それをお示しいただきたいというのがあります。

それから、もう一つ、タクシーの移動、送迎をやるということでした。これは、待機が出たら、先ほどは調査をして、希望があればやりますという御説明があったけど、そうした希望があればこのエリアの育成室についてもタクシーの送迎の対象になるのかどうかということ。それから、予算額はどれぐらいなのかということ。それから、先ほど支援者が乗るのかどうかというところで、ああ、なるほど、そういうことを考えていたのかということ。今、提案の条例ね、学童の。それで、乗降時に点呼することを義務付けると、車移動の時は、これが出ているんですよ。ああ、こういうことを想定していたんだということなんだけど、点呼は義務なんだけど、乗車はだから義務になっていないよね。でもね、もしやるならですよ、乗車する必要があると思うんですよ。運転手さんは安全運行の責任者だから、子どもを見ているのは支援員さんでね、乗る必要があると思うんです。そうすると、乗れる子どもが減っちゃうから、ピストン輸送のあれが多くなっちゃうかもしれないんだけど、少なくともそういうことは必要だと。それから、長期休みとか、それから夏休みはプールがありますよね。うちの子どもなんかは、プールへ行った後に育成室へ歩いて行ったりしていますよね、根津小学校なんかね。だから、そういうのにも対応できるのかどうか。それについて聞きたいということでもあります。そして、このタクシー送迎というものの趣旨というのかな、待機児解消というのは分かるんですよ。だけど、これも含めて私はね、もしやるということになるのであれば、これも含めて放課後児童健全育成事業、学童保育なんだという立場でやる必要があるというふうに思うけれども、それはいかがなんでしょうか。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず人数ですけれども、先ほどから申し上げたとおり、まだ、数字は出ていない状況です。今週まで申請を受け付けていましたので、地区についても、例年という小日向地区ですとか久堅地区が出ていますが、今年もそういったところが出るのだろうなというところは認識としてはありますけれども、人数のほうはまだ確定をしていない状況

でございます。

それから、このタクシーの事業ですけれども、あくまでも試行というところでございますので、取りあえず令和6年度は、もしニーズがあれば実施をするというような考えでございます。どのエリアというところでは、ここもまだ検討中の部分ではあるんですけれども、今のところ、予算としては2台で、1台当たり500万円程度を見込んでおりますけれども、1地区で2台当てて、その2台を一つの育成室に運ばせていただく、そういった取組で、今、考えているところであります。支援者をそこに同乗させるかどうか。同乗させる方向で、今、検討はしておりますけれども、2月26日の文教委員会でも条例改正の中でまたお話がありますけれども、条例改正の中での整合性も図って、支援者を乗せるかどうか諮っていきたいと考えています。これは長期休みの育成室についても、対応は検討しているところでございます。事前に、いつ利用するかというのは、前の週ですとか前の月に全部その保護者からいただくことで、対応は可能かなというふうに考えております。

最後の趣旨でございますが、もちろん待機児童の解消で、子どもたちの安全な居場所を確保するという観点と、当然、親御さんの就労をサポートする、そういった意味も含めての事業でございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 まとめます。ことの評価というのは、待機児解消に向けて一步前進ということで、10か所新設ありがとうございますということになるわけだけど、さらに頑張っていたきたいと。道半ばなので、ぜひ頑張っていたきたい。区長が保育園をやるときは、数値を覚えていたんです、1,471人だったかな、保育園をつくって解消しますというふうに、やっぱりそういう形で区民の皆さんに示すということが就労支援、そして放課後の育ちを支えるということになりますので、ぜひ引き続き頑張っていたきたいというふうに思います。

○板倉委員長 それでは、資料第7号まで終了をいたしました。

○板倉委員長 一般質問がある方、挙手を願います。

それでは、西村委員。

○西村委員 私、1分で終わります。何度かお話しさせていただきました宅幼老所、これは元長野県知事の田中康夫さんの目玉政策の一つであって、箱ものところに大きな特別養護老人ホームだとか、もしくは養護施設をつくるのではなく、空き家対策の中で、町の中に本当にサンダルですぐに行けるようなところをつくった。それが大成功して、350か所も展開を

したという話がありました。

そこまで展開できたというのは、何か乳幼児の脳の周波と、高齢者の脳の周波の感じ合う部分が非常にいいという部分で、うれしい、楽しいの部分が非常に共感できて、お互いが健康になれる、元気になれるという空間ができたというんですね。一緒に御飯を食べたり、ゲームをしたり、歌を歌ったり、一緒にお昼寝をしたりというんですけど、なかなか文京区でそういう発想というのは、東京中でもないんでしょうけれども、もしもあるならば、話を聞いてみたいというのでしたら、いつでも私、田中康夫さんをここに連れてまいりますから、何かしら前向きな考えを持っていただきたいという、それだけです。もし何か回答がありましたら。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 いただいた御意見を踏まえて、全庁でどうするかを協議したいと思います。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 一つだけ。ワーカーズコープが受託している根津と目白台第二の児童館の事業者が変わりますね。雇用の問題、11月の議会で取り上げました。引継ぎを年明けからやられていると思うので、その到達を聞いておきたいと思います。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 引継ぎ人数ですか、状況ですか。状況につきましては、1月頃から月に10日程度、引継ぎを行っているというように聞いております。人数につきましても、なかなかここは調整が難しかったところではあるんですが、根津、目白台で、常勤、非常勤を合わせてトータル44人いるんですけども、そのうち28人がワーカーズコープから日本保育サービスに移るといふふうに聞いております。約6割以上の人数がそのまま残るといふことで、我々としては、4月以降も安定的な運営が図れるような数字かなといふふうに認識をしております。

○板倉委員長 それでは、一般質問を終了いたします。

○板倉委員長 その他ですが、委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 それでは、令和6年5月の閉会期間中における継続調査についてということで

は、議長に申し入れることといたします。

令和6年6月定例議会の資料要求については、4月25日、木曜日を締切りとさせていただきます。

○板倉委員長 それでは、以上で子ども・子育て支援調査特別委員会を閉会いたします。

午後 4時59分 閉会